

第一百一回 国会

商 工 委 員 会

議 錄 第十五号

昭和六十年四月二十四日(水曜日)

午前十時七分開議

出席委員

委員長 紹介

理事 森

理事

渡辺

田原

隆君

邦夫君

賢吾君

黒田

明雄君

遠山

仁人君

幸次君

幹生君

正彦君

高村

梶山

原田

幸一君

静六君

幸一君

幹生君

英輔君

濱本

古川

直司君

佐藤

信二君

金夫君

浜田

幸一君

和郎君

小澤

克介君

金夫君

浜田

古賀

誠君

奥田

幹生君

佐藤

信二君

敬和君

奥田

嘉藏君

横江

渡辺

小澤

幸一君

和郎君

上西

和郎君

米国の中企業の定義が五百人以下ということになつておりますて、我が方と実態として極度に違

つておりますので、その辺の空合はきちっとでござらないのが実情でございます。
○加藤(卓)委員 本案の審議に際して中小企業の技術力の現状を考えてみると、ぜひひとつこの問題に関して提案したいことがございますが、本案で「技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。」というような形で使われ方が出たり、また、普及していないもの、または改良技術は除くとかいうような言葉が出てきているので、誤解があるのかもしれません。この辺に関して中小企業の技術力の限界を考えると、どの程度まで考えておられるか、ひとつ

御答弁願います。

ましましては、従来から中小企業庁は各種の施策を用意いたしておりまして、技術指導あるいは技術者の研修、研究開発への助成、情報提供、さらに異業種交流によります技術開発意欲の触発ないし情報の交流といったことをねらいとする各種施策がございます。そのほかに、六十年度からはまた中小企業技術基盤強化税制を新たに導入いたしまして、中小企業全体としての技術力向上に大いに力を尽くしているわけでございます。

そうではございますが、最近新しい技術革新の潮流が目立つてまいりまして、新素材でございますとか、バイオテクノロジーでございますとか、エレクトロニクスでございますとか、非常に細分化された技術、しかも複合化された技術の一つの体系として将来に向けて大きな花を咲かせそうな潮流が生まれております。こういった将来性のある技術分野、しかも、ここは技術が細分化されております等によりまして、中小企業がうまく取り組めばそこで成功を見出し得るという、中小企業にとっても非常に展望の明るい分野でございますので、新しく可能性のあるそういった分野への中小企業の誘導を目指しまして、一定の技術革新に即応した分野をまず取り上げたい。

○黒田(明)政府委員 中小企業近代化審議会に指針を定めます場合に諮問いたしたいというふうに考えておりますが、この点は私ども、あるべき指針の中身については目下勉強いたしておりますので、万遍なきを期しているわけござりますけれども、一つのデュープロセスあるいは多くの方々の意見を徴して、実情にあわせし、客観的な指針を実現するという意味で中小企業近代化審議会に諮り、その御意見を伺いたいというふうに考えておるわけござります。また、この法案は中小企業近代化審議会の答申に基づいているというふうに考えております。

それから、「著しい新規性」の点につきましては、在来型の技術の改良ということも重要でございます。まして、先ほど申し述べました一般施策でこれらをやっていくわけでございますが、中小企業に目立ちますのは自主技術開発力が大企業に比べて足りないのではないかという点でございますので、そういう中小企業の技術開発力の涵養のためには少し努力をお願いいたしまして、「著しい新規性」といったようなものでトライしていくんだが、ジャンプしていただく、そういった意味で若干制約的に受け取られるかも知れませんけれども、こういった施策で傾斜的に誘導していくといい、そのために助成施策も手厚くしていきたい、かように考へておるわけでございます。

それから、知事の認定の客観性でございまが、私ども、できるだけそれを読んでわかるよな指針にいたしたいというふうに考えておりまが、もし足らざるところがござりますれば、都府県知事に対する通達をもちまして、できるだけ客観的で全国的に統一のとれた運用ができるよにいたしたいというふうに考えております。それから、どの程度の中小企業なし組合が認定を受けるかという点でございますが、現在のところ必ずしも明確ではございません。従来の試験研究の実態についてはある程度わかつているわでございますが、今度は若干の方向づけがござりますので、それによつてどの程度の中小企業が認定の申請をしてくるかというのには必ずしも推定が厳密にはできないわけございますが、私どもが事前に、この法律を策定します前に調査いたしましたところでは、相当数の中小企業及び組合がこのような線に乗ろうという意欲があるというふうに心得ております。

指導するかと
番氣にしてい
する。しかも
国の費用を受
がほとんど
方、通産だと
ある意味では
せんが、國の
業に行って、
つていくと格
辺の問題に觸
きたい、こう
これは通産
あると思いま
に觸れてどん

○黒田(明)政府委員 御質問の第一点の、技術開発力涵養のための施策を支えるための資金面の措置につきましては、中小企業技術高度化補助金というものを新たに用意しておりますし、中小企業金融公庫、国民金融公庫の特別融資枠というのもも設定いたしております。さらに、信用力を補完する意味におきまして、現在の信用保証に新たに特例を設けまして、金額をふやすとか、一部について無担保の枠を設定することによりまして、担保不足と言われます中小企業の研究開発を支援いたしたい、かように考えております。

また、組合の研究開発につきましては税制上の優遇もいたしますし、自己資本の不足によります研究開発のおくれが生じないよう中小企業投資育成会社についての特例をつけ加えまして、こういった面にも配慮をいたしているわけでございます。

それから、指導助言の点でございますが、これも加藤委員御指摘のとおり極めて重要だと考えておりまして、既に技術指導の体制をとつておりますけれども、今回の技術開発計画の認定に当たりましては、国の機関はもとより、都道府県知事あるいはその部局におきます指導を強化するよう

指導するかということになるわけですが、私が一番気にしていることは、どうも大企業に人が偏在する。しかも官学を出た方たち、大変な国家投資、国の費用を受け、そして長年かかった優秀な人材がほとんど大企業の方に行ってしまう。国家の方、通産だとかいうところへ勤められた方たちはある意味では中小企業のためにもなるかもしれません、国の大好きな資金を使って、なおかつ大企業に行って、そこでまたいろいろな試験研究を行っていくと格差がどんどんついてくるので、この辺の問題に関してひとつ基本的に研究していただきたい、こう思うわけでございます。

これは通産省のお立場では答えられない問題もあると思いますが、技術の問題、助言という問題に関してどんなふうに考えておられるか、ひとつ

手当てをいたしたい、かように考えております。それから、最後の人材獲得の点でございますが、加藤委員御指摘のように、中小企業は確かに高学歴者それに技術者の不足に悩んでおりまして、何とか中小企業に優秀な大学の卒業生、とりわけ技術関係の学科を卒業した人々が好んで就職するようになることを私ども大いに期待しているわけでございますが、大きく分けて問題が二つあります。一つは、現在の社会風潮と申しましようか、そして大企業の方に大学の卒業生が行きたがるという問題がござります。これを何とか改めていかだきたいという気持ちが切実にあるわけでございまして、臨時教育審議会などでもこういった問題を取り上げていただければ大変ありがたいと期待しているわけでござります。

翻つて中小企業の側でござりますが、中小企業の側におきましても、採用活動をもつと強化でないかといふ問題とか職場の魅力をいかにして高めていくかといった問題がござります。最近、中小企業の職場における満足度というのは相当に高いものがあるわけでございますが、現在まだ新規大卒者の就職を引つ張つてくるほどのものにはなつていないのでございまして、こういったものに努力しなければいけないと思います。

最後に、施策面では、中小企業大学校といふものを現在私ども力を入れて拡充いたしております。こういった中小企業大学校の教育訓練を通じまして獲得された中小企業の人材ではございますが、その養成に力を入れてまいりたい、かように考えております。

○加藤(卓)委員 お忙しい中、大臣が見えられたので、早速大臣的に的を絞つて質問させていただきたいと思うのでござります。

とにかく大臣と長官、質疑のときに答弁がとても明確で非常に簡潔なんで、私はいつも非常に感心しております。特に中小企業庁の立場に立つて、私は大臣というよりも中小企業庁の担当のつもりであるというふうな御発言もいただいている

中で、中小企業問題は革新技術の問題を含めて政府の取り組みが非常に大きくなっていることは事実でございますが、中小企業をめぐる環境が非常に悪くなっているということを大臣はいつもおっしゃつておられる。倒産件数が多いとかいろいろな問題点がある中で、そういう問題点はむしろ大企業の方にも考えられるのじやないか。逆に言えれば、私たちが考えて、今の大企業というのは、明治の代には全部中小企業の規模の会社であったのです。それが通産行政の指導よろしきを得て戦後大きな発展をなしたというのは通産省の大きな功績であり、これはまたむしろ誇るに足るだけの指導力があるんじやないか。しかし、その指導力が大企業だけになされたのでは困るということで先ほどから発言をしておられるわけでござります。

そして特に大企業の場合でも注意しなければいけないのは、石炭産業だとか糸の産業だとか、本來ならもつともつと育つていはずのものが大変な苦痛を味わうというわけでござりますので、自動車だとかいろいろな産業の中にもそのようなことが繰り返されることは大変だ。むしろそういうことも含めて御指導願いたいということは、大企業に集まっている人材、調査能力、技術能力は国の蓄積である、少なくともこれは国家が備蓄した大きな財産だ。先ほど大学の問題を言いましたが、大学で人材を育てる。これも明治以来みんなで苦労したものをぜひ育てていこうという感覚の中でやつてきたことは事実でございます。それが今日大企業を育ててきた。ですから、今の大学生が大企業に行きたいというのはわかりますが、そこで私は大企業にこの際一肌脱いでいただきたい。そういう形で一つお願いしたいと思うことがござります。

それは、中小企業向けの開発をやろうといつても、政府の資金は、きょう見ているとそれほど大きな枠がとれるようには思えません。アメリカのロックフェラーーやカーネギーがどういう形で世に知られているかなどと、ロックフェラーーやカーネギーがどんなことをやったかというよりも、カ

クフェラーがつくつたカーネギーホールだとかローツ
はるかに私たちの印象に残っております。ひとつ
大企業の皆さんにも、税制面の優遇とかいろいろ
な問題点を配慮していただく中で、大企業が持
つていてる技術を中小企業に生かしていただけるよ
うな制度をぜひつくっていただきたい。

それとともに、大企業が持っている資金が中小
企業に活用できるような制度をぜひつくっていただき
よう、これは大臣の立場でないとできない
問題だと思いますが、そういうふうな感じで大企
業の資金を、米国ベンチャービジネス、ベンチ
ャーキャピタル、こういう形の中でいろいろな資
金が流れている、その資金量を考えてみると、こ
れは民間活力の活用という中には大企業が出で
るところが非常に大きく貢献するのじゃないか、
そういう問題に関して通産当局としての御指導を
ぜひお願いできるように御配慮願いたい。それと
関しての大臣のお考えを聞かせていただきたい、
こう思います。

摘のようないかだな中小企業の技術開発資金の円滑な供給が促進されることを期待をしておる、こういうシステムでございます。

また、大企業の余裕金を、米国で行われてゐる、ようにベンチャーキャピタルという形で活用する、そういう問題についてのことのございます。これが、近年我が国におきましても、都市銀行、証券会社等が中心になりまして、いわゆる民間ベンチャーキャピタルの設立が相次いでおります。これは先生、御承知のとおりかと思ひます。我が国の中ベンチャーキャピタルは、現在、約六十社程度存在すると言われておりまして、その投資活動も順調に推移していると聞いております。当省としては、これらベンチャーキャピタルが技術開発を積極的に行つてゐる中小企業に対し、投資面における資金供給を行う、という役割を果たすことを期待をしておるわけでございます。

以上のような具体的な問題を例として挙げたわけでございますが、加藤委員御指摘の点はまことに私も同感でございまして、今後もそういつた点について努力を続けてまいりたいと存じます。

○加藤(卓)委員 一昨年、私は訪米したときに、ハーバード大学とか、マサチューセッツ工科大学、それとスタンフォード大学の方でいろいろ産学一体といふの勉強したわけでございます。日本の場合には、産学に官が入つて産学官、こう言つてゐるのですが、これは先ほどいろいろな方たちに聞いてみると、政府の研究機関を指しているのですよということがあつたので、この辺のところがどうなのがということ。

ただ、それに関して一言申し上げたいのは、アメリカでは官が抜けていて産学やるので非常にスピードが上がつてゐる。官がブレーキになることのないようになぜひお願ひしたいといふのは、日本の通産行政でもそうですが、どうも何かといふと許可が遅いとかなんとか、これは先ほど言つた知事の問題に絡んでくるのです。レベルが通産レベルになつていればいいのですけれども、各県によつては役人さんがこれをどの程度理解するか

理解するまでには十年たつてしまうかもしけない、そのような中で官が絡むことが、むしろ逆に言うとスピードをおこらしているのですよというような意味の発言があったやに聞いておる。しかし、そのときに私は、今、日本の場合は官が非常に大きく働いて、日本の政治というのはうまくいっているということがわかるから、私は産官学といふ言葉は非常に素直に、田舎の方で選挙区でも皆さんに説明して歩いているのです。ですから官がブレーキにならないよう、ひとつ促進剤なり接着剤になるようやつていただきたい。

メリカの方ではこれは大体公開が原則だとは言っていますが、いろいろ通産の方たちに聞いてみると、一部、企業の出した出資に伴うところの特許文を出してそれを公開していくような、公開が原則ですよというような言葉があつた。

特に日本の場合には、官がそして私学が、そぞろ私学だけでも医者一人頭一年に百五十万円の助成がある、これは私学に対して。そして理科系で二十二万あります、その他が十万ぐらいあるのですよということになると、官学の場合は全額丸く負担になるわけですから、それが掛ける何年ということになれば、大変な大学を卒業した人材が大学へ行つて、また政府におられるので、その人材をいかに中小企業へ持っていくかという話を生ぼほども大臣のお留守のときにお願いしていたわはでござります。

キャピタルに向かつてつくつていった法案が、いつの間にかこういう形で、そういう言葉が文章の中になくなっているけれども、その辺のところを考えてつくられたものかどうかがということが一つ。

じが国民にはしている。ですから、通産のスマートさ、ないものをどうやって使って今日の日本をつくってきたかという形の中で、ぜひひとつ、わざと大臣の方から何かそれに関して大きな指針がいただけ、また今後の御方針を述べていただけると、大変私の方も田舎へ帰つて、いや全国の皆さんに向かつて胸を張つて通産行政を宣伝できるわけでございます。よろしくお願いします。

○村田国務大臣　お答えを申し上げます。

今加藤委員が御指摘になつたマサチュー・セツツイ工科大学の産官学の提携とか、こういつた事例は非常に世界的にも紹介をされておりまして、有名なことをやつているのじゃないかというような感覚でござります。

でございます。日本の場合はまだアメリカのシステムに比べて民間活力や、そしてまた産官学の提携がこれからあるということがよく言われるわけですが、委員御指摘の点はよく理解をなさる事でございます。

先般、中小企業白書が実は発表になりました。この中で「変革の時代に挑む中小企業の課題」技術・情報・人材」ということで、技術問題、情報問題、人材問題というものを特にピックアップをしておるわけでございます。

通産行政というのは御承知のように、予算は非常に、通産省の大きなスタッフに比べると少ないわけでござります。予算がなくて大きなことをしようというわけでござりますから、したがつて、これは当然のことながら頭を使つてしまひ頑張らなければならぬ。こういうことになるわけでござりますが、私はその意味で、自由主義経済体制の通産政策というのは特にすぐれて誘導政策というものでなければならない。上から下に向かつてこういうことをしてくれ、こういうことになるわざと政策ではなくて、むしろすぐれて誘導行政であり、企業の自然的な方向といふものが社会の要請、国家の要請とマッチしてうまくいくという方向が一番正しい通産行政のあり方であろうと基本的に考えておりまして、その点は委員御指摘のとおりであります。したがつて、現在のように非常に技術開発ということが進んでくる、情報化社会といふことが進んでくる、まさにこれは国民生活全般の大きな変革を必然的に要請をするものでありますし、また高齢化社会といったような社会全体の変革に伴つてこれから世界に対応していくかなければならないわけでござります。

したがいまして、御指摘になりました産業の進展ということにあわせて、技術開発、情報化、人材の発掘といったような問題にひとつ通産行政としては力を入れまして積極的に取り組む、そして民間活力を大きく導入する、そういう観点からこの法律もお願いしておるわけでございまして、ひとつせひ相ともに日本の通産行政を進展をさせることができます。

○加藤(卓)委員 非常に丁寧な、しかも力強い御答弁、ありがとうございました。

それから、どうも話が大臣の方へ焦点が絞られるようで大変恐縮でございますが、忙しい大臣の時間をおかりしまして、まずこの法案の対象は中小企業者、製造業者に限ることなく、卸、小売、サービス業にまで含まれている、こうなつておりません。バイオテクノロジーとか半導体、セラミック、通信技術等、今ハイテク産業というとそつちの方へ非常に目が向けられているわけでございまして、大変何か先端産業というとみんなそつちのようで、技術開発と言えばそつちのようと思うのですが、私は、技術開発というのは全然違うところにも大きな分野があると思うのです。

これは余り新しいハードのものをどんどんつくつていくことよりも、販売だとか流通だととか観光だとか、要するに中小企業が生き残れる分野での技術開発がなされるように、ぜひ中小企業向けの開発をされたべきだ。その中で、最近よく大型店が出てくる。大型店が出てきて、大型店はアメリカで開発された流通技術がある。これは新規技術で、それがあつたという間に世界へ広がつて冠たる流通の骨になつてしまつたわけです。これは何年もかからないうちに日本に上がり上がつたわけです。ところが今度は生協というのが下から上がってきました。これは今、とにかく無公害のもの食べよう、たつたこれだけのこと。そして私たちが参加したことに意義があるというような形の中での生協が、今度またまた中小企業といよよりも商工業者を大変痛めつけている。

ですから私は、そういう分野に向かつて、例えば名前を出していいのでしようか、セブンイレブンというのもアメリカの技術を使つたらあつといふ間に日本で大企業に育つてしまつたのだから、ぜひ中小企業庁がそういう技術開発をして、そういうものこそ通産省の中にいる皆さんの技術開発

発、その制度を使えばそれが商工業者たちのところへ行くはずなんだ。そういう研究もひとつ進めていたい。そういう技術開発を、あなた方がやりなさい、いいものがあれば拾い上げますよ、しかもそれは四十に限った範囲でやりますよ、しかもそれは相当難しい入学試験を受けなければ、東大を出たやつでなければ受からないような試験を受けさせるわけです。全国で四十といえば大変だ。

そこへいくと、中小企業の販売技術をそういうことにも使えるようにこの制度をしていただけた、政府の機関なりまた通産の人たちなりみんなで集まつてやることにおいて、流通そして観光、この観光なんといふのは中小企業でないと残れないかもしないぐらい人と人の触れ合い、こういう問題、流通だつて同じなんです。コンビニエンスストアをつくれば、お父ちゃんとお母ちゃんでやつていれば、その方が制度と設備と、しかも情報網が完備して仕入れや何か均一化され、店舗が、安心してどこで買つても同じ値段で、しかも新鮮なものが買えるというのがセブンイレブン。値段が高い、安いとかと言えば決して安くないけれども、ちゃんと売れているなら、そういうような問題点も研究してもらようなこともぜひ本法案の中取り上げていただけるよう、大臣にひとつお願いしたいわけでございますが、よろしくお願ひします。

○村田國務大臣 事務的な点はまた政府委員の方

からお答えさせますが、今加藤委員の御指摘は、

情報化の問題を中小企業に幅広く使えるようにと

いうことでござります。まことにごもっともでございまして、いわゆるベンチャービジネスと言われるいろいろ新しい企業ハイテク産業でござりますと、そういうものが世界的に大きく進出をしておる、そして企業全体からも業種の中でこれから非常に栄えていくと、時計の針で言えば午前九時のような産業と、産業全体としては午後三時、四時あるいはたそがれの産業と言われるようなものが概念として

あると思うのです。

ところが、例えば石炭産業でも、日本においては石炭産業は非常な危機にずっと見舞われたわけですが、その中から経営者そしてまたユーチューバー等が非常に協力をいたしまして、政府もそれをバックアップするという形で新しい分野に生きていくといういろいろな方法、活路を見出そうとしておる、そういう企業の中における情報化あるいは技術開発に対する努力によって新時代に対応する、また夜から朝が来るということが可能だと私は信じております。

その意味では、先ほど言わされましたいわゆる新しい技術や新しい情報というものが流通過程に

も、あるいはスーパーや中小売店にも適用され

るようにいろいろな機会を与えるべきであるとい

う加藤委員の御指摘はまことにごもっともでござ

いまして、同感でございます。そういう例えれば

チエーン店を組んでいろいろ情報をシステム化い

たしますように、中小企業の間でも組織化を進

め、それをいろいろと具体的に活用することによ

って大きな店舗に対抗できるという手段が当然あ

るはずでございまして、そういった努力によつて

国民生活、地域社会の生活を向上させていくと

うことは全く同感でございますので、中小企業庁

ともよく相談をいたしまして、委員の御指摘のよ

うな方向を導入していくことを考えたい、このように考

えます。

事務的な問題は政府委員から答弁させます。

○黒田(明)政府委員 製造業以外に観光業とか流

通業などをこの法律の対象に入れるべきではない

かという御質問でございますが、その点について

私は私ども対象にいたしております。これは部内の

には製造業に限るべきではないかという意見もあ

るが進行いたしておりますし、アメリカでも雇用吸

収力は第三次産業が一番大きい伸びつござい

ます。こういった分野での新たな技術革新とい

う可能性もござりますし重要なことでござりますので、これを取り入れることをいたしました。

確かに委員御指摘のように、バイオテクノロジーとか新素材といったものは直ちにはこの種の第

三次産業には取り入れにくいものではござりますけれども、エレクトロニクスを中心とした

各種の利用技術は非常に第三次産業で可能性のある

分野でござりますので、こういったものを取り

入れることにいたしまして、先ほど言及のござい

ますと、その中から経営者そしてまたユ

ーチューバー等が非常に協力をいたしまして、政府もそ

れをバックアップするという形で新しい分野に生

きていくといういろいろな方法、活路を見出そう

としておる、そういう企業の中における情報化あ

るいは技術開発に対する努力によって新時代に對

応する、また夜から朝が来るということが可能だ

と私は信じております。

その意味では、先ほど言わされましたいわゆる新

しい技術や新しい情報というものが流通過程に

も、あるいはスーパーや中小売店にも適用され

るようにいろいろな機会を与えるべきであるとい

う加藤委員の御指摘はまことにごもっともでござ

いまして、同感でございます。そういう例えれば

チエーン店を組んでいろいろ情報をシステム化い

たしますように、中小企業の間でも組織化を進

め、それをいろいろと具体的に活用することによ

って大きな店舗に対抗できるという手段が当然あ

るはずでございまして、そういった努力によつて

国民生活、地域社会の生活を向上させていくと

うことは全く同感でございますので、中小企業庁

ともよく相談をいたしまして、委員の御指摘のよ

うな方向を導入していくことを考えたい、このように考

えます。

事務的な問題は政府委員から答弁させます。

○黒田(明)政府委員 この法律で対象にいたしま

す中小企業は、個々の中小企業者と中小企業者に

おられます。ただ、この法律の裏打ちといたしまし

て、組合等による技術開発については中小企業技

術高度化補助金というものを用意いたしております

が、これは金額に限度がございまして、現在で

は単価千六百万円で四十組合程度と積算されてお

りますので、それが一応の限度になると考えてお

ります。

確かに委員御指摘のように、バイオテクノロジ

ーとか新素材といったものは直ちにはこの種の第

三次産業には取り入れにくいものではござります

けれども、エレクトロニクスを中心とした

各種の利用技術は非常に第三次産業で可能性のあ

る分野でござりますので、こういったものを取り

入れることにいたしまして、先ほど言及のござい

ますと、その中から経営者そしてまたユ

ーチューバー等が非常に協力をいたしまして、政府もそ

れをバックアップするという形で新しい分野に生

きていくといういろいろな方法、活路を見出そう

としておる、そういう企業の中における情報化あ

るいは技術開発に対する努力によって新時代に對

応する、また夜から朝が来るということが可能だ

と私は信じております。

その意味では、先ほど言わされましたいわゆる新

しい技術や新しい情報というものが流通過程に

も、あるいはスーパーや中小売店にも適用され

るようにいろいろな機会を与えるべきであるとい

う加藤委員の御指摘はまことにごもっともでござ

いまして、同感でございます。そういう例えれば

チエーン店を組んでいろいろ情報をシステム化い

たしますように、中小企業の間でも組織化を進

め、それをいろいろと具体的に活用することによ

って大きな店舗に対抗できるという手段が当然あ

るはずでございまして、そういった努力によつて

国民生活、地域社会の生活を向上させていくと

うことは全く同感でございますので、中小企業庁

ともよく相談をいたしまして、委員の御指摘のよ

うな方向を導入していくことを考えたい、このように考

えます。

事務的な問題は政府委員から答弁させます。

○黒田(明)政府委員 この法律で対象にいたしま

す中小企業は、個々の中小企業者と中小企業者に

おられます。ただ、この法律の裏打ちといたしまし

て、組合等による技術開発については中小企業技

術高度化補助金というものを用意いたしておりま

すが、これは金額に限度がございまして、現在で

は単価千六百万円で四十組合程度と積算されてお

りますので、それが一応の限度になるとと考えてお

ります。

確かに委員御指摘のように、バイオテクノロジ

ーとか新素材といったものは直ちにはこの種の第

三次産業には取り入れにくいものではござります

けれども、エレクトロニクスを中心とした

各種の利用技術は非常に第三次産業で可能性のあ

る分野でござりますので、こういったものを取り

入れることにいたしまして、先ほど言及のござい

ますと、その中から経営者そしてまたユ

ーチューバー等が非常に協力をいたしまして、政府もそ

れをバックアップするという形で新しい分野に生

きていくといういろいろな方法、活路を見出そう

としておる、そういう企業の中における情報化あ

るいは技術開発に対する努力によって新時代に對

応する、また夜から朝が来るということが可能だ

と私は信じております。

その意味では、先ほど言わされましたいわゆる新

しい技術や新しい情報というものが流通過程に

も、あるいはスーパーや中小売店にも適用され

るようにいろいろな機会を与えるべきであるとい

う加藤委員の御指摘はまことにごもっともでござ

いまして、同感でございます。そういう例えれば

チエーン店を組んでいろいろ情報をシステム化い

たしますように、中小企業の間でも組織化を進

め、それをいろいろと具体的に活用することによ

って大きな店舗に対抗できるという手段が当然あ

るはずでございまして、そういった努力によつて

国民生活、地域社会の生活を向上させていくと

うことは全く同感でございますので、中小企業庁

ともよく相談をいたしまして、委員の御指摘のよ

うな方向を導入していくことを考えたい、このように考

えます。

事務的な問題は政府委員から答弁させます。

○黒田(明)政府委員 この法律で対象にいたしま

す中小企業は、個々の中小企業者と中小企業者に

おられます。ただ、この法律の裏打ちといたしまし

て、組合等による技術開発については中小企業技

術高度化補助金というものを用意いたしておりま

すが、これは金額に限度がございまして、現在で

は単価千六百万円で四十組合程度と積算されてお

りますので、それが一応の限度になるとと考えてお

ります。

確かに委員御指摘のように、バイオテクノロジ

ーとか新素材といったものは直ちにはこの種の第

三次産業には取り入れにくいものではござります

けれども、エレクトロニクスを中心とした

各種の利用技術は非常に第三次産業で可能性のあ

る分野でござりますので、こういったものを取り

入れることにいたしまして、先ほど言及のござい

ますと、その中から経営者そしてまたユ

ーチューバー等が非常に協力をいたしまして、政府もそ

れをバックアップするという形で新しい分野に生

きていくといういろいろな方法、活路を見出そう

としておる、そういう企業の中における情報化あ

るいは技術開発に対する努力によって新時代に對

応する、また夜から朝が来るということが可能だ

と私は信じております。

その意味では、先ほど言わされましたいわゆる新

しい技術や新しい情報というものが流通過程に

も、あるいはスーパーや中小売店にも適用され

るようにいろいろな機会を与えるべきであるとい

う加藤委員の御指摘はまことにごもっともでござ

いまして、同感でございます。そういう例えれば

チエーン店を組んでいろいろ情報をシステム化い

たしますように、中小企業の間でも組織化を進

め、それをいろいろと具体的に活用することによ

って大きな店舗に対抗できるという手段が当然あ

るはずでございまして、そういった努力によつて

国民生活、地域社会の生活を向上させていくと

うことは全く同感でございますので、中小企業庁

ともよく相談をいたしまして、委員の御指摘のよ

うな方向を導入していくことを考えたい、このように考

えます。

事務的な問題は政府委員から答弁させます。

○黒田(明)政府委員 この法律で対象にいたしま

す中小企業は、個々の中小企業者と中小企業者に

おられます。ただ、この法律の裏打ちといたしまし

て、組合等による技術開発については中小企業技

術高度化補助金というものを用意いたしておりま

すが、これは金額に限度がございまして、現在で

は単価千六百万円で四十組合程度と積算されてお

りますので、それが一応の限度になるとと考えてお

ります。

確かに委員御指摘のように、バイオテクノロジ

ーとか新素材といったものは直ちにはこの種の第

三次産業には取り入れにくいものではござります

けれども、エレクトロニクスを中心とした

各種の利用技術は非常に第三次産業で可能性のあ

る分野でござりますので、こういったものを取り

入れることにいたしまして、先ほど言及のござい

ますと、その中から経営者そしてまたユ

ーチューバー等が非常に協力をいたしまして、政府もそ

れをバックアップするという形で新しい分野に生

きていくといういろいろな方法、活路を見出そう

としておる、そういう企業の中における情報化あ

るいは技術開発に対する努力によって新時代に對

応する、また夜から朝が来るということが可能だ

と私は信じております。

その意味では、先ほど言わされましたいわゆる新

しい技術や新しい情報というものが流通過程に

も、あるいはスーパーや中小売店にも適用され

るようにいろいろな機会を与えるべきであるとい

う加藤委員の御指摘はまことにごもっともでござ

いまして、同感でございます。そういう例えれば

チエーン店を組んでいろいろ情報をシステム化い

たしますように、中小企業の間でも組織化を進

め、それをいろいろと具体的に活用することによ

って大きな店舗に対抗できるという手段が当然あ

るはずでございまして、そういった努力によつて

国民生活、地域社会の生活を向上させていくと

うことは全く同感でございますので、中小企業庁

ともよく相談をいたしまして、委員の御指摘のよ

うな方向を導入していくことを考えたい、このように考

えます。

いやだから何かやろうというときに中小企業分野に新しく入っていく。それを迎え入れるような政策を考えおかないといかぬのじやないか。

技術開発促進ということがそういう形でも利用されるようにまた通産行政がそうであるようにということなんです。今回行政の枠を超えた産業

の、中小企業振興政策につながるように、要するにこれは大臣ベースでないとできないことだと思いますが、いろいろ見ていて、皆熱心にやられる余り出でてくることがもしかんが、どうも省庁間の繩張り意識が強過ぎる。本当に自分の境掘りをやるみたいで醜いなと思うくらい何かある。私の方でも発言は通産省の皆さんのお援を得ておるのでスマートにやらせていただきますので、よその方の名前はここで省くことにします。ぜひそういうところと、これから一番育つであろう将来に向かっての御指導を、行政の全体の中でお願いできればということなんです。

この問題で、農林省とか通商産業というと昔の農商務省の時代で、昔、新日鉄が一つだつたのが二つに分かれ、また一つになつた。すそ野の方ではそういうような農林行政と通産行政がうまく絡み合つてくれると絶対に日本の底はかたく、基盤が大きく育つのだ。そういうことを中小企業庁長官の方にもお願いしたい。それを一つの大きな国是といふか、国の大きな流れになるような一つの考え方も出していかないと仮をつくつて魂が入らない。

先端産業をやればいいんだ、ベンチャービジネスだけで世の中が終わるわけじゃなく、たしかアメリカのシリコンバレーでは二千何百のベンチャービジネスがしのぎを削つて、何百かの人たちの骨子が行き届くよう、これは非常にいい考え方なんですから、その枠を広げていくように、予算を取つていただけるような努力をするよう

に、大臣、また長官の方もぜひ今後お骨折り願いたい。私たちも応援します。

この問題に関して、要するに省庁を超えた枠組みでやつていただけるかどうかということに関して御所信をお聞きしたいと思います。

○村田國務大臣 農商務省から通産省と農林水產

省というように分化をした。これは日本の官庁の歴史を見てみると、例えば内務省から労働省や建設省や国土庁や厚生省といったものがいろいろ分化をしておるわけございまして、言うなれば行政機関の歴史は国政の発展を物語つておると言つてもいいと思うのです。そういう明治時代の近代行政の過程の中で繩張り意識が今もつて根強く残っております。これが言うなれば縦系で、内閣官房、総務省、経済企画庁、大蔵省、自治省といつたようなところが横系の役目を果たして、縦横がないませられて立派な近代行政をやつしていくなければならぬということでおざいまして、特に

御指摘になつた通産省と農林水產の提携は第一

次産業、第二次産業、第三次産業の提携という意味で本当にこれは社会の基盤に触れた重要な御指

摘だと思います。ですから、そういった点は十分注意をいたしまして、現在の情報化時代に即応す

るよう、あるいは技術開発時代に即応するよう

な新しい行政をしっかりとやつていかなければならぬと思います。

それから、この法律に関連する予算の確保でございますが、これは私どもは新しい時代に向けての非常に大事な中小企業施策だと思います。ひとまずおきまして、昨年暮れにある労働組合が中小企業施設の浸透度について調査をされた結果を、私その組合の方々からお伺いいたしましたが、やはりおきまして、今年暮れに中小企業者の皆様方に施設の内容、意義を理解いただくことが肝要でございました。その後の施策を進めるに当たりまして、第一前提はあくまでも中小企業者の皆様方に施設の内容、意義を理解いただくことが肝要でございました。その意味で、御指摘のようならゆる手段を挙げまして中小企業の皆様にまずこの施策の浸透を図るということが第一に必要と考えております。

また、この施策につきましては、私自身中小企業の出身でござりますので、自分なりにいろいろな使いやすさという意味も込めて検討いたしました次第でございまして、できるだけ使いやすいよう弾力的に本法の運用を今後進めてまいりたいというふうに思つております。

○加藤(卓)委員 最後にになりますが、大臣に締めくくりで、大変力強い答弁を再度いただいておるわけございますが、いつもお聞きしている言葉の中に、おれは中小企業大臣になつたつもりでや

ときなどいううまい勝手でまず使ってみようかとか、もしあれば結構でございますが、ひとつそういうことも頭の中に入れて、自分で使ふときにこれはどうやって使うんだろうとか、六法全書じやないけれども、自分で手紙をもらうとき、読みづらい手紙もらうより読みいい字で書い

てもらう方がいいとか、ですから、私内容を読んでみると非常にいいと思うんです。ですから、これをどうやって使うか、どうやってみんなに知らしめるか、その辺のところを長官にひとつお願いします。

○石井政府委員 私ども、いろいろな諸施策を業種横断的に各省庁と協調をいたしまして作成をいたしておりますが、今回の技術開発促進臨時措置法もその一つでござります。しかし、こういった新しい施策というものが中小企業の血となり肉となるためには、やはりまず中小企業の皆様方にこの新しい施策についての御理解を得ることが第一の条件でござります。その意味におきまして、昨年暮れにある労働組合が中小企業施設の浸透度について調査をされた結果を、私その組合の方々からお伺いいたしましたが、やはりおきまして、今年暮れに中小企業者の皆様方に施設の内容、意義を理解いただくことが肝要でございました。その後の施策を進めるに当たりまして、第一前提はあくまでも中小企業者の皆様方に施設の内容、意義を理解いただくことが肝要でございました。その意味で、御指摘のようならゆる手段を挙げまして中小企業の皆様にまずこの施策の浸透を図るということが第一に必要と考えております。

○渡辺(嘉)委員 今日、技術の革新はすばらしいものがあるのですが、エレクトロニクス、バイオテクノロジーあるいはまた新素材、これは三種の神器、まあ神のわざとまで言われる三種の神器と言われるぐらい急速な進歩と広範な活用が今日の日本経済を支えていることは説明の要がないと思

うわけです。

そこで中小企業も当然この三種の神器、これを活用し、それと同時に成長期におきましてはスクールメリット、規模の利益から、今日のような環境の中では多品種小ロット短サイクルのそういう時代を迎えておるだけに、個々のニーズに合わせた多様化のメリット、これが追求される時代に来ておることはもう御案内のとおりです。それにもし中小企業がついていけないということになつた

場合、その企業はいやでも倒産の憂き目に瀕しまし、あるいはまた下請、隸属化をいたしまして、労働時間の延長あるいはまた収益、賃金の格差、こういうことになつてあらわれてくることはもう言をまたないわけです。しかし脆弱な資本、資金

るんだというあの言葉を再度ここで言つていただきこの縮めくくりにしていただきたい。非常に力強い発言でござりますので、いま一度それを合意葉にしていただいておしまいにしたいと思います。

○村田國務大臣 先ほど中小企業白書のお話を申し上げましたが、まさに技術、情報そして人材育成ということでありまして、中小企業こそ国民生活そのものである、中小企業を離れて国政もなければ国民生活もないと思うぐらい私は中小企業と密着をしておるわけでございまして、中小企業大臣としてしっかり頑張りたいと思ひます。

○加藤(卓)委員 いつも時間が長くなる質疑に参りました。

○加藤(卓)委員 いつも時間が長くなる質疑に参りまして、渡辺嘉藏君の質疑に入ります。続きまして、渡辺嘉藏君の質疑に入ります。

○渡辺(嘉)委員 今日、技術の革新はすばらしいものがあるのですが、エレクトロニクス、バイオテクノロジーあるいはまた新素材、これは三種の神器、まあ神のわざとまで言われる三種の神器と言われるぐらい急速な進歩と広範な活用が今日の日本経済を支えていることは説明の要がないと思

うわけです。

そこで中小企業も当然この三種の神器、これを

活用し、それと同時に成長期におきましてはスクールメリット、規模の利益から、今日のような環境の中では多品種小ロット短サイクルのそういう時代を迎えておるだけに、個々のニーズに合わせた多様化のメリット、これが追求される時代に来ておることはもう御案内のとおりです。それにもし中小企業がついていけないということになつた場合、その企業はいやでも倒産の憂き目に瀕しまし、あるいはまた下請、隸属化をいたしまして、労働時間の延長あるいはまた収益、賃金の格差、こういうことになつてあらわれてくることはもう言をまたないわけです。しかし脆弱な資本、資金

力、人材、研究陣等では、これにまたついていくことがいろいろな意味で困難がある。特に独創的な開発をしようなどというようなことは万に一つも難しい。このために、今回本法で中小企業の技術開発を図るうとせられたわけです。

と同時に、その指導助成を設こうとせられたことは、これは私は適切な措置だと考えるわけであります。もちろん今までにもいろいろな施策はございましたので、それらの積み重ねの上に今回この法案が出たと思っております。そういうような意味で、しかば何をどのように指導助成していくのか、要点のみまず簡単に承りたい、こう思います。

○黒田(明)政府委員 前提となります大方の考え方につきましては、渡辺委員御指摘のとおり私どもも考えております。

それで、中小企業の技術向上対策は一般的に從

ターンから今度はみずから独創的なものを開発する。これは日本経済そのものが要求されておりますから、従来の追いつけ追い越せから、むしろ今一度はみずから切り開いていく、これは日本経済のものの要請であり、と同時に中小企業も当然そこでこの点は同感なんです。

そこで、これを開発するために、あるいはまた

技術の向上を図るために今回考えられておるのは、中小企業者並びにその共同体でやつたらどうか、こういうことが今度その一つのあり方として指針を出していらっしゃると思います。私はこのこともそれぞれの持ち味を出し合う、リスクの分散を図る、そしてそれが工業化、実用化できたときに全体で活用し、業界のレベルアップを図る、こういうことはいいと思うのです。

来るものもあるが強力にやつていく必要があるというふうに考えておりますが、新しい技術革新の潮流というものが中小企業には非常に利用可能なものであり、将来これに成功するならば中小企業としても大きな展望が開けるという特性を持つた潮流だというふうに理解いたしております。それは技術の細分化といった傾向であり、あるいは複合化といった傾向であるというふうに考えておりま

そこで、一般的な施策の上に中小企業がこういった新しい展望を持った技術分野に進出していくように中小企業を誘導いたしたいという点が一つと、もう一つは、中小企業はどうかといえば從来導入依存型でございましたが、将来のことを考えますと、導入依存型では限界がございます。何とか自主技術開発力を身につけるように、こういった技術力涵養といった点に重点を置いてこの法律を運用してまいりたい、かように考えております。

○渡辺(嘉)委員 もう少し具体的な中身の答弁があるかと思っておりましたら、本当に表題だけ、要点のみ簡単にいただいたわけですが、今おっしゃったように、導入依存型の従来の中小企業のパ

○黒田(明)政府委員 私ども、中小企業の技術開発を促進する対象ないしは主体として、渡辺委員御指摘のとおり、中小企業の個々の事業者と、共同体である各種組合等を想定いたしております。組合の点につきましてねらいといたしますところは、中小企業者は研究開発に取り組むと申しましても、人的な面あるいは資金的な面で必ずしも各社が十分な対応力を持つていいというふうに考えておりまして、こういった人的、資金的な面での不足を相互扶助の精神によりまして相補完成合うということで、かつ共通のテーマに取り組む

が。 次に移りまして、第二条で技術開発について触
れていらっしゃるわけですが、技術開発とは、「中小企業者が技術に関する研究開発を行うこと」。と定義をつけておられるわけです。そこで問題は、その括弧の中で対象を、生産、販売、役務等、供の各分野、それから二つ目は、「技術革新の進展」といふこと、即応しておること、三つ目には、「かつ、著しい新規性を有するものに限る。」こういふうに書いてあるわけです。この「著しい新規性」、これについて「限る。」と書いてあります。が、これはどういうことを指すわけですか。

ならば、中小企業が個々に取り組むことが困難な課題であってもこれを達成することができるのではないかと考えております。それに中小企業者が個々に取り組みました場合に、技術開発にはどうしてもリスクが伴うわけでございますが、これふつ渡辺委員御指摘のとおり、命取りにならないようよりリスク分担の効果もあると考えております。

その取り組み方でございますが、現在の技術の特性は、特定の業種に閉じこもつて技術開発をするというのは必ずしも効率的ではない。むしろ各業種の交流といったことが相互に啓発し合ひ、新しいアイデアを得、さらには技術を交流し合える

という意味で非常に有効な方法であるというふうに考えております。したがいまして、この組合における取り組み方も業種別の組合に限る必要は毛頭ないというふうに考えております。もちろん同業種で共通のテーマがあつてそれに取り組むとい

うのはそれで結構でございまして、関連の業種でございまして、共同で異業種組合をつくるのも結構でございまして、その一部になろうかと思いますが、川上、川下一気通貫でやつていただくのも結構でございます。そういうたむしろ異業種の組合といふものを足進するべうひの寺らで云々もは考えてお

○渡辺(嘉)委員 今の件はよくわかりました。そういうふうに複合的な、あるいはまた共通のテーマを中心を集め、これは後ほどにも触れますが。

次に移りまして、第二条で技術開発について触れていらっしゃるわけですが、技術開発とは、「中小企業者が技術に関する研究開発を行うこと。」と定義をつけておられるわけです。そこで問題は、その括弧の中で対象を、生産、販売、役務提供の各分野、それから二つ目は、技術革新の進展により即応しておること、三つ目には「かつ、著しい新規性を有するものに限る。」こういうふうに書いてあるわけです。この「著しい新規性」、これについて「限る。」と書いてあります。が、これはどういうことを指すわけですか。

○渡辺(運営委員) 今聞いておりますと、今までいろいろな施策の上乗せの部分だ、今までの設備がひげの生えた程度のものではない、こうしたことをおっしゃったわけですが、しかば第三三号の一項の一号で、技術開発の対象とする指針を産大臣が決める、こうなつておるわけですね。大きなポイントがここにあると思うのですが、この技術開発の対象となるポイントにつきましては四示をいただいたわけです。どういうものを考えるのだ。そうしたら当面、これはもう本当の仮です、仮に五つの例示をいただいた。これを見てね

○黒田(明)政府委員 この法律は一般的に中小企業の技術レベルをアップするという従来の施策に対する上乗せという位置づけになつております。一般的な技術開発の促進対策は、従来から技術導導あるいは技術者研修、それから技術改善費補助金等によります研究開発の促進、あるいは情報交換を促進する異業種交流事業等々種々ございま

す。さらに六十年度には中小企業技術高度化のための税制を新たに追加したりして、一般的な技術レベルの向上を図っているわけでございますが、そういうふた施策に上乗せしてこの法律で措置をしようとするゆえんのものでござります。

これは先ほど渡辺委員御指摘のよう、新しい技術開発の潮流に即しまして中小企業を誘導したい、それからその過程におきまして、中小企業が技術開発力を身につけるようにしたいと考えてござりまして、そのためには一般的な技術向上対策のほか、二つ目の方で申しますと、より具体的な技術開発力の向上のための具体的な取り組みを今後検討してまいりたいと考えております。

はなく、方向性を持った、かく技術開発力の強化に役立つような技術開発を上乗せとしてとりたい、かような考えに出るものでございます。そういう意味では余り新規でもない在来技術の、下世話を言うと在来技術にひげの生えたような改良といつてよろしいものを取り上げるのであります。

くて、当該中小企業者が通常利用しておりますは術レベルから見まして著しい新規性があるといふような技術に限つてこの法律で取り上げ、それに厚い助成策を講じて目的を達成いたしたいとう考え方立つておるものでございます。

○渡辺(運委員) 今聞いておりますと、今までいろいろな施策の上乗せの部分だ、今までの設備が高い生えた程度のものではない、こういふことをおっしゃつたわけですが、しかば第三条の二項の一号で、技術開発の対象とする指針を産大臣が決める、こうなつておるわけですね。大きなポイントがここにあると思うのですが、この技術開発の対象となるポイントにつきましては個示をいただいたわけです。どういうものを考えておるのだ。そうしたら当面、これはもう本当の仮でね、仮に五つの例示をいただいた。これを見てね

りますと、「ファインセラミックスを加工・組立等の生産工程に利用することにより、生産効率の向上を図る技術」そのほか、五つあります。一々読み上げませんが、問題はこれが著しいかどうか、新規性かどうか。新規性だけではいかぬわけですね。「著しい新規性」ですからね。そうすると、これを一つ一つ判定していくのに大変だと思うのです。

しかばば通産大臣はこれから、大体聞きますと百の項目を用意していらっしゃるそうです。さればその「著しい新規性」の技術開発とはこれだというものを、百項目あるならまずそれを出していただかなければ、こちらは何が何だからさっぱりわからぬというのが実情なんです。ひとつ百項目から予定しておられるならば、まずその一覧表を出していただきたい、こう思うのです。

○黒田(明)政府委員 「著しい新規性」の問題につきましては私どもも、各都道府県知事が判定するに当たりまして、できるだけ困難を来さないようにならなければならないという気持ちを強く持っております。そのため指針をどのように構成するかという問題が一つと、指針ができた場合にもなお残るであろう、そういう解釈の余地を通達その他によってどう埋めていくかという問題があろうかというふうに考えております。

さしあたりその指針の作成でございますが、私ども、スタッフを増強いたしまして、現在、どのような記述にすればいいのかということで銳意検討しているわけでございまして、まだ、こういうものであればいけるのではないかという段階まで実は至っていないわけでございます。

なぜそうなるかという点でございますが、一つには、技術をいろいろ業種別に考えるという考え方も実はあつたのでございますが、そういたしまして非常に継割り的になつてしまいまして、今の中の中小企業者が自由に技術を選択できるような表現にいたしたい、かように考えておるものですか

ら、それと「著しい新規性」との関係をどのように調和させていくかという難問が実はござります。何とかこれを克服しなければいけないと思つております。

さらに、手続的に申しますと、中小企業近代化審議会の御意見も実は聞いてみたいというふうに考えております。ここに政策小委員会をつくってございまして、技術の専門家などにも、大学の教授とかあるいは公設試験所の所長さん方、いろいろ入つていただいておりますので、そういう御意見を見聞いた上で自信のあるものを出したいというふうに考えておるわけでございます。

百項目というようなお話をあるいは申し上げたのかも知れませんが、目の子でどういうふうにならかなという見当を申し上げたものというふうに考えております。

○渡辺(堯)委員 ではもう一遍聞きますけれども、今おっしゃった御答弁は、非常にまじめな、また多少ジレンマのあるふうに私は聞いたのです。なぜかというと、技術を一般的に表現してできるだけ多くの人に活用してもらいたい、対象を広めたいという考え方と、今度は「著しい新規性」という縛りと、この二つがここで衝突するわけなんですね。だから一番の問題は、「著しい新規性」でなければ対象にならぬのです。そうすれば、この中身をどのくらいの項目を予定されて、そしてどの程度のことを考えていらっしゃるのか。そして、百項目あるというのは、私はこれは下話で聞いたわけですから、正式に聞いたわけではございません。しかばばどのくらいの項目を予定していくのか、まずそれを聞かしてください。

○黒田(明)政府委員 その「著しい新規性」というのを非常にピンポイントに絞つて指針に書くといたしますと、非常に細かく、何とかの製造技術であつて、どういう技術を応用し、かつ、ここがこうなつてあるなつて、回転数が幾らでというふうに仮に規定いたしますれば、これは、それを読んだだけで「著しい新規性」を持つているということが明確になると思うのでございます。しか

し、そういうふうに規定をしていきますと、先ほ
ど言いましたように、非常に縦割り的で間に抜け
道が、落ちるものが出るかもしれませんし、そう
いった方式が余り徹底いたしますと必ずしも適切
でないというふうに思われます。他方、これを非
常に一般的に書いてしまいますと、渡辺委員御指
摘のように、まだどこが新規なのかという問題が
生じます。

したがいまして、この兼ね合いの問題というの
が実はまだ残つておりますて、専門家に検討させ
ておるという状況にござります。したがいまし
て、その一般性と厳密な意味での新規性を規定い
たします場合との間で、ほどのよいところで何と
か指針を取りまとめ、足らざるところは通達をも
つて知事に連絡をいたしたいというのが私どもの
今考へているところでございますので、その兼ね
合いとして項目が幾つになるかというところは、
まことに申しわけございませんが、この国会審議
の場で申し上げるほどにコンクリートになつてお
りませんので、この際は御容赦いただきたい、か
よう思います。

○渡辺(嘉)委員 今承つておりますて、くどいよ
うですけれどももう少し……。

私は、この「著しい新規性」というような表現
をわざわざ括弧書きにしてまで載せる必要はない
と思っております。だから聞くのです。本文が
ありながら、わざわざこんな括弧の中で——よく
やる手法なんですが、法律ではうまく書いてある
のです。括弧だと「但し」でいろいろな除外を
していくのです、縛るのです。私は、こういう立
法のやり方はよくないと思うのです。

その意味で、今おつしやったように、この「著
しい新規性」などというような表現をしたら、縛
ろうと思えばどんなものでも排除できるのです。
そんなことをしたら、何のためにこの法律をつく
るのか。今までにあるやつでも十分なんです。
こんな余分なものをつくる必要はない今まで考え
られるのです、今でもたくさんありますから。今
度の場合、これだけ画期的に考えられた、資金に

対しても、税制に對しても、あるいはまた助成に對してもいろいろ考えられた、こういうすばらしい法律をつくるなら、こういう括弧書きでわざわざ「著しい新規性」などという縛り方をせずに、これをむしろ外すべきなんです、括弧ですから。いま一つは、コンクリートにしていいから百項目かどうか明らかにできないと。コンクリートでなくたっていいのですよ。まだセメントと砂利のままでもいいから、この程度の中身でこのくらいの数を考えておると、ということを明らかにしてもららう必要があるのです。なぜかというと、それがわからぬと、この法律をつくつておいても、いろいろな制約がありますから、何が対象になるのかわからない。

私ども、この国会で仮にこの法案が通つて、現実にこれが現場に適用になりますよといふ説明をしたときに、いや、こういうことはどうですかと聞かれたら、いや、それはさっぱりわからぬ、まだメニューが来ておらぬ、食堂は開いたけれどもメニューがない、これと一緒になんですね。こんなことで法案審議をするということになると、国会審議というのは、まさに腹が闇の上の方だけで吹いておつて、現場の方には余り関係がないのですよ。私は、こういう法案審議のやり方は好ましいものではない、むしろ、中身はこうです、メニューはこうです、このメニューに対し具体的に国会審議が行われて初めて国民の期待にこたえた国審議になると思うのです。法案の条文だけやるなら、こんなものはコンピューターでさつといけばそれで終わり、ファックスでいいのです。わざわざ大臣まで列席してこういう国会審議をやる必要はない。

だから、大臣が後で決めます、こういうふうに法律はなつておりますので、それなら大臣はどういうことを考えていらっしゃるか。「著しい新規性」に縛られなくて、国民の期待にもこたえますよ、そして今の時代の要請にもこたえますよ、こういうことなんですが、では大臣は、おたくに任されるわけですが、任された上でどういうことを

おやりになりますか、大臣から承りたい。

○黒田(明)政府委員 私どもが「著しい新規性のあるものに限る」と書いてございますのは、法案をお読みいただきますと、こんなだけますように、技術一般ではない、技術のうちで、第一には、中小企業の事業活動に関連いたします生産等に意味のある技術であること、そして、それが現在の技術革新に即応するものであること、そしてあわせて、著しい新規性のあるものという三つの観点から縛りをかけておりまして、それが表現の問題としては括弧書きに入っているというものでござります。

それで、私どもの立場から申しましても、実はこの「著しい新規性」というのをより限定して解釈いたしますと、せつかく私どもがこの法案によつて実現しようと考えておりますものが実現できなくなつてしまふわけでござりますので、私どもとしては、「著しい新規性」があるものに中小企業が挑戦してもらうことによって自主技術開発力がついていくといふ点に強く期待を抱いておりますのでこのようにするわけでござりますけれども、ジャンプしても届かないような「著しい新規性」というのでは、中小企業者がせつかくこういつたものに取り組もうとする意欲を失わせてしまうというふうに考えております。したがいまして、現実無視の厳しい運用ということは毛頭考えておりませんで、ありきたりのものでは困りますけれども、中小企業者がジャンプすれば届くものということを念頭に置いて考えております。

今、指針の書き方については、先ほど申し上げましたような事情で、明確にはこうすることになりますと申し上げられないのはおわび申し上げますけれども、どんなことを考えているかといふうなものについて例示を申し上げますれば、例えば高機能性高分子材料とか、ファインセラミックなどとか、新金属材料等の開発の関連では、こういふたものを使つた特殊塗料とか、触性、粘りの強度とか、そういうものが中小企業にとつても

ターゲットになる技術ではないかといふうに考

えておりまして、中身はそういうことで渡辺委員にも御説明もでき、御了解もいたがるものではないかと思うのでござりますけれども、指針の対外的な示し方については先ほど言つたような状況にあるということでございます。

○村田国務大臣 渡辺委員にお答え申し上げま

す。

ただいま政府委員からの御答弁で大方御了解をいただけたと思いますが、法律案二条の関係につきましては、実はこれは「技術」という言葉の法律的な定義をしておるわけでございまして、また「通商産業大臣」とござります三条関係等、この人々の協力によって通商産業大臣がその行政事務を行つておるわけですが、法律体系で、御承知のように、通商産業大臣のスタッフを含めた

一は後から私の方でつくります、これじゃだめなことです。これをつくられるときには、大臣はもうスタッフの方々から、中身はこうです、こういうはないかと思うのでござりますけれども、指針のキャラが当然あつたと私は見ておるので、なしにそれが出ておるならおかしいと思うんです。だから私は大臣にわざわざ聞いたんです。大臣はどういうふうに理解しているのか。大臣も実際現場のことはよく知つていらつしやるはずなんですね。そういうような意味で、そういう一般論を聞いておつたのではいつまでたつても押しくらまんじゅうです。これは後ほどまた先輩の部会長から十分御討議があるそうですから、私はこれ以上言いませんが、やるならばむしろそういうのをそろえて、専門家の意見を今聞いておるというなら専門家の意見をそろえて、万端整えて法案として出すべきだ。そうしないと国會議員の審議は、何回も言うが頭の上を空回りしておるだけなんです、法文を読んでおるだけなんです。私は、これではいかぬ、こういうやり方について今後やめてもらわなければいかぬと思うのですが、この点はどうですか。

○村田国務大臣 大変事務をお詳しく述べて通曉していらっしゃる渡辺委員の御指摘でございますから、大変ごもつともだと拝聴いたしております。

ただ、法律案を御審議願います際に、政令事項あるいは省令事項等を定めまして、法律案で書くことが適当でない細目であるとかいろいろな具体的な行政上の問題であるとか、そういうものを政令、省令に落とす場合があることは、よく御承知いただいておるとおりだと思います。したがいまして、重要な事項につきましては、また御指摘がござりますればお答えも申し上げましょし、そういった点は誠実に対応いたしてまいりたいと思います。

○渡辺(憲)委員 わざわざ大臣を含めて御答弁を

いただいたわけですが、なぜ私がそういうことを聞くかというと、画期的な法律だ、そう私どもも理解をしておるので、期待をしておるのであります。

ところが、その中身については通産大臣が定める表現にこだわらずに、中小企業の実態を無視しないで可能な限りで取り組んでいただく、こういふたものを使つた特殊塗料とか、触性、粘りの強度とか、そういうものが中小企業にとつても

いですね。

では、次に具体的な事例を一、二聞いておきた

いわけです。

○黒田(明)政府委員 中小企業技術改善費補助金

の方は、先ほど私がちょっと二分法で申し上げました一般的な中小企業の技術向上対策に属するものでござります。こちらの法案によりますものは、いわばその上乗せでござりますので、お互いに排斥し合はわけではございませんけれども、概

念的には今申し上げましたように仕分けをして考

えております。

○渡辺(憲)委員 私の知人がこの中小企業技術改善費補助を受けて開発事業をやつたのです。この

方は織製業者で、自動供給装置というものをやつたのです。これは全く新しいシステムで、さつきの話じゃないけれども、ひげのちよつと生えたよ

うなものじゃないのです。そういう新しい開発をしたのですが、その所要資金が、原材料費が七十

一万円、機械設備が百二十七万円、工具治具等が十四万円、外注加工費が二百六十五万円、その他

二十四万円で、五百一十万円かけて開発したので

す。そして、それに対する補助金が九十二万三千円來たのです。

この補助金要綱を見ますと、そういうものに対

しましては、国が直接のものは二分の一、そして

本人が二分の一で開発しなさい、これが一つの上

限として決めてある。それから県がこれにかみま

すと、国が三分の一、県が三分の一、本人が三分

の一で開発しなさい、これが上限ですが、こうな

うておるわけです。

そうすると、この場合に、今申し上げたよう

五百一十万円の事業費をかけて、そして九十二万三千円の補助金を受けた。あと四百万円以上は自弁

でやつておる。こういうことが現実には行われておるので、そうすると、先ほどから私は何回も

おるのですが、そういうふうに、こちらで考えたことと現場において

実際にやっておることは違うことが出てくるのです。だから、この人は四百万の資金の捻出のために運転資金に食い込んだのです。この人は十人ぐらいの従業員を持った四千万の年収の縫製加工業者ですが、四百万を研究開発費につぎ込んでごらんなさい、どういうことになるか。二、三年は大変な苦労をしたのです、運転資金に食い込んだやつたのですから。その成果がすぐに期して待つべきものがあるほどならだれも苦労しないのです。こういう実態があるわけですが、こういうことにについてどういうふうにお考えになりますか。

○黒田(明)政府委員 技術改善費補助金は補助対象費用というのが決まっております。これは各種補助金の場合にも同様でございますが、本件につきましても技術開発あるいは技術改善を行うに際しましては各種の費用が必要であるかと思います。そういう点については理解ができるわけでござりますが、補助金の性格上、特に補助すべき重点の費用に限つてやつておる。具体的に申しますと、一般的に利用されるよう機械が仮にここで使われるといたしましてもそれは対象に入りませんし、人件費などについても対象にされないことになっております。そのような関係で、私は、渡辺委員が御指摘になられました個々の案件について承知しないわけでございますが、恐らくそういうふうに考えます。

○渡辺(嘉)委員 それは、こういう事例ですから御承知なかつたと思うのですけれども、本人はこの技術開発、最初は申請したのです。これをやりなさい、これを申請しなさい、補助しますよといふことで申請した。ところが、書類やいろいろなことでも大変だから、やめたいと言つた。しかし、まあせつかだから出せたものだから、やつた。そうして実際にやつてみた。五百萬使つた。助成が来たら九

十二万だつた。えらいこつちや。こういうのが現実に起きたのです。この中には、今申し上げたように本人は当然、従業員の入件費も含めてないのですが、補助金交付の通知が来た。それで金が来たのは明くる年の三月末です。そうすると、今度の場合は組合建てですし大きいですから、どういふうな日程で、いつ申請して、いつそれに対するヒアリングがあつて、そして着工はいつで、そして金が実際に出てくるのはいつか。これを見ないと新規に出てくるのはいかないかとおきませんと、新しい技術だと思ったところが、二年も三年もかかつて出てきたんじゃ、もうそこには遅いわけですから。そしてまた、かかれども、補助金交付要領はこれからくるわけでございます。その際は財政当局と協議していかなければならぬわけでございますが、予算の段階で大蔵省と了解しておりますところは、これは組合に対してでございますが、単価千六百万円といふことになつておりますが、その組合の選定等の状況いかんによりましては、単価二千万円くらいまでは持ち上げることができるのではないかといふふうに考えておりまます。(渡辺(嘉)委員「補助率はどうですか」と呼ぶ)まだ交付要領を定めておりませんので、これから検討させていただきたいと思います。

○渡辺(嘉)委員 時間がありませんので次に進みます。ですが、技術改善費補助金、この要綱には、補助率は二分の一以内、あるいはまた三分の二以内、

十分の六以内、こう書いてある。これを見てみると、みんなこれだけ出ると思うのです。ところが、

実際は今申し上げたとおりなんですね。こういうことになつたら、開発した、補助金出なかつた、

えらいことですよ。ですから、そういうような意味で、もっとときちつとしたものをそろえて法務審議に出していくだかないと困るのです。よからう

よからうで賛成した、実際に現場においていたた

ら羊頭狗肉であつた、これでは困るわけですね。

だから、そういうような意味で中身をもつときちつと整えて法務は出すべきじやなかろうか、こう考

えるのです。第二点はそれを言うのです。

しかば、今度は日時のこと聞きたいわけで

す。今の場合でも、その年の六月に申請したので

す。そして、それに対しても十月に補助金交付の通知が来たのです。まだ金額が書いてなかつたですので、迅速に手続を進めてまいりたいというふうに考えます。その一つの方式といたしましては、計画認定の段階で並行して補助金の話を進められるというようなことも可能ではないか、そうすれば早期に補助金交付が可能になるのではないかとお考えます。

○黒田(明)政府委員 次に問題になるのは、今度はそ

の認定は県がやるということですね、都道府県知事がやるわけですから。そうすると各都道府県ごとでばらばらになる危険もなしとしないのです。

私は、あくまで本法のことで聞くのです。しかし、先ほど申し上げたこの技術改善費補助金等に

つきましては、岐阜県等においては中小企業技術向上奨励費補助金となつていて。だから、現場で指導するときには改善くらいいではだめだといふ

ります。ですから五百萬もかけて新規なものつくつていた。ところが、通産の考え方は、改善だ、こ

とでばらばらになる危険もなしとしないのです。

私は、あくまで本法のことで聞くのです。しかし、先ほど申し上げたこの技術改善費補助金等に

つきましては、岐阜県等においては中小企業技術

向上奨励費補助金となつていて。だから、現場で

指導するときには改善くらいいではだめだといふ

ります。

それから、今回の技術高度化補助金につきましてはいささか事情が違つてくるかといふふうに思

います。と申しますのは、今回は法律によります

認定手続というのがございます。したがいまし

て、認定の段階で技術の内容でございますとか、

あるいは実施方法、それに必要な資金などについ

ても認定の対象にいたしますので、ある程度この

段階では補助金の中身についても明らかにし得る

のではないかと思います。

それから、認定を受けた後、正式に補助金交付の申請が行われるわけですが、どれくら

い日数かかるかという点については、申請の

申し上げることはできないのですが、渡

上、県の判断というのも排除できませんが、御指

摘のとおり早く処理できるように各県を督励してまいりたいと思います。

従来の実績から考えますと、高度化補助金については一、三ヶ月で処理できるのではないか、それから高度化事業につきましては、過去の実績から見て十ヵ月ぐらいかかるのではないかと考えます。

○粕谷委員長 それでは本会議の時間が参りましたので、渡辺委員の質問は一時中断をさせていただきまして、午後零時四十分から委員会を再開いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後零時四十六分開議

○粕谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

實験を続行いたします。渡辺嘉蔵君。

○渡辺(嘉)委員 県の認定期間の問題につきまし

て先ほど御答弁いただいて、それに近代化、高度化等もいただいたわけですが、近代化は二、三ヶ月、高度化は十ヵ月、こうなったわけですが、今回、資金手当てを事業団等に協調を受ける、設備

資金それから運転資金、こういうことになつてお

るわけですが、これは高度化並みに十ヵ月もかか

ります。

○渡辺(嘉)委員 県の認定期間の問題につきまし

て先ほど御答弁いただいて、それに近代化、高度

化等もいただいたわけですが、近代化は二、三ヶ月、高度化は十ヵ月、こうなつたわけですが、今

回、資金手当てを事業団等に協調を受ける、設備

資金それから運転資金、こういうことになつてお

るわけですが、これは高度化並みに十ヵ月もかか

ります。

○黒田(明)政府委員 先ほど私が御答弁申し上げましたのは、技術開発計画の認定につきましては個々の開発内容によるものでございますので、一概にどれぐらいと申します。

○黒田(明)政府委員 今度の計画認定を受けました組合を対象にして交付することを予定しております技術高度化補助金につきましては、過去の産地法などの実績から判断いたしまして一、三ヶ月で交付をすることが

可能ではないかということを申し上げたわけでございます。

高度化融資につきましては、過去の実績では事前に診断、指導が入るものですから、実際に申請して十ヵ月ぐらいかかる、こういうことでござります。ただ、計画の認定があつて、それから補助金の申請をし、それから高度化融資の申請をされるということでは非常に時間がかかりますので、そこは運用上、並行してやるとか先行してやるとか種々の方法がございますので、できるだけ全体としては短い期間で処理ができるよう工夫を凝らしたい、かように考えております。

○渡辺(嘉)委員 では、それはひとつ実情に合わせて可及的速やかにやれるように、迅速に対応でありますようにお願いしたいということとともに、県の認定期間は、これはある程度やはり枠をはめておいていただきないと、いいものならいい、悪いものなら悪い、こういうふうにはつきりしておかないと困りますので、この点は要請しておきま

す。

○渡辺(嘉)委員 企業組合や協業組合、これを今

やつておりますと時間がありませんが、私は何回

も言うのですが、今まで除外しておることがおかしいと思うのです。それがために共同してやり

なさい。特に実態として、協業組合でも企業組合でもそうですが、そこで合体し、あるいはまた分散型で連携経営をやりながら、それによって所期

の目的を達しておるわけなんです。とすれば、こ

れは当然組合の範疇に入れるべきなんです。入れ

ない方がおかしいのです。だからこの点は後ほどまた十分時間をかけたい、こう思つております

が、私はこれを強く希望しておきたい。

そこで、そういう補助金を出すということにつ

いて法文はないのですね。先ほど御答弁いただ

いた、一組合千六百万くらい見ておりますよ、時

にはこれが二年になり三年にもあたりますよ、こ

れは非常に画期的なことでいいことなんだ。ただ

し、これは法文はないのです。先ほどの中小企

業技術改善費補助金でも法律にはないのです。予

算が通つたら後は通産、中小企業庁で執行だけさ

れる、こういうやり方は好ましくないと思う。

せつかりこういうふうにやられるのだから法文

に明らかにする。そして、当初想定された、二分の一補助します、二分の一自己負担ですよ、ある

いはまた、国、県で三分の二助成しますよ、三分

てとらえられておるわけでございます。企業組合の中に参加している人たち構成員としてとらえられるかどうかという問題は、御承知のように今の中小企業団体の全体の認識にかわる問題でございまして、既にこれまでの立法例におきましても、

企業組合は中小企業という地位において各種の施策に参加していただく、かようになつていての企業組合でも取り扱うのが適当ではないかと今回の法律案でも取り扱うのが適当ではないかと考えておるわけございます。

○渡辺(嘉)委員 協業組合につきましてもほぼ同様に考えております。

○渡辺(嘉)委員 企業組合や協業組合、これを今

やつておりますと時間がありませんが、私は何回

も言うのですが、今まで除外しておることがおかしいと思うのです。それがために共同してやり

なさい。特に実態として、協業組合でも企業組合でもそうですが、そこで合体し、あるいはまた分散型で連携経営をやりながら、それによつて所期

の目的を達しておるわけなんです。とすれば、こ

れは当然組合の範疇に入れるべきなんです。入れ

ない方がおかしいのです。だからこの点は後ほどまた十分時間をかけたい、こう思つております

が、私はこれを強く希望しておきたい。

そこで、そういう補助金を出すということにつ

いて法文はないのですね。先ほど御答弁いただ

いた、一組合千六百万くらい見ておりますよ、時

にはこれが二年になり三年にもあたりますよ、こ

れは非常に画期的なことでいいことなんだ。ただ

し、これは法文はないのです。先ほどの中小企

業技術改善費補助金でも法律にはないのです。予

算が通つたら後は通産、中小企業庁で執行だけさ

れる、こういうやり方は好ましくないと思う。

せつかりこういうふうにやられるのだから法文

に明らかにする。そして、当初想定された、二分の一補助します、二分の一自己負担ですよ、ある

いはまた、国、県で三分の二助成しますよ、三分

の一是自己負担ですよ、こういうふうに受け取つておるなら、それが実行されるようになりますが、法律でないとできないと私は思うのです。後は通産、中小企業庁、おたくらの中だけ内部規則をつくつてやつていくといふことは法の趣旨を曲げざいます。

○黒田(明)政府委員 各省の法律を見てみますと法定補助金になつてあるものも相当数あることはあります。ただ、際御答弁を賜りたい。法文に入れないので、この際御答弁を賜りたい。法定補助金になつてあるかとは思うのですが、なぜ承知いたしておりますが、法定補助金がしばしば硬直的になるというような理由で政府部内ではなく、新規に法定補助金を設けるということにありますと時間がありませんが、私は何回おいていただきないと、いいものならいい、悪いものなら悪い、こういうふうにはつきりしておかないと困りますので、この点は要請しておきま

す。

○渡辺(嘉)委員 企業組合や協業組合、これを今

やつておりますと時間がありませんが、私は何回

も言うのですが、今まで除外しておることがおかしいと思うのです。それがために共同してやり

なさい。特に実態として、協業組合でも企業組合でもそうですが、そこで合体し、あるいはまた分散型で連携経営をやりながら、それによつて所期

の目的を達しておるわけなんです。とすれば、こ

れは当然組合の範疇に入れるべきなんです。入れ

ない方がおかしいのです。だからこの点は後ほどまた十分時間をかけたい、こう思つております

が、私はこれを強く希望しておきたい。

そこで、そういう補助金を出すということにつ

いて法文はないのですね。先ほど御答弁いただ

いた、一組合千六百万くらい見ておりますよ、時

にはこれが二年になり三年にもあたりますよ、こ

れは非常に画期的なことでいいことなんだ。ただ

し、これは法文はないのです。先ほどの中小企

業技術改善費補助金でも法律にはないのです。予

算が通つたら後は通産、中小企業庁で執行だけさ

れる、こういうやり方は好ましくないと思う。

せつかりこういうふうにやられるのだから法文

に明らかにする。そして、当初想定された、二分の一補助します、二分の一自己負担ですよ、ある

いはまた、国、県で三分の二助成しますよ、三分

の一是自己負担ですよ、こういうふうに受け取つておるなら、それが実行されるようになりますが、法律でないとできないと私は思うのです。後は通産、中小企業庁、おたくらの中だけ内部規則をつくつてやつていくといふことは法の趣旨を曲げざいます。

○黒田(明)政府委員 各省の法律を見てみますと法定補助金になつてあるものも相当数あることはあります。ただ、際御答弁を賜りたい。法文に入れないので、この際御答弁を賜りたい。法定補助金になつてあるかとは思うのですが、なぜ承知いたしておりますが、法定補助金がしばしば硬直的になるというような理由で政府部内ではなく、新規に法定補助金を設けるということにありますと時間がありませんが、私は何回おいていただきないと、いいものならいい、悪いものなら悪い、こういうふうにはつきりしておかないと困りますので、この点は要請しておきま

す。

○黒田(明)政府委員 企業組合の性格なり從來の見方でなくて、これも「組合等」の中に入つておるんだ、こういうことが実態論から好ましいと私は思うのですが、これはぜひ御答弁いただきたい。

○黒田(明)政府委員 企業組合の性格なり從來の見方でなくて、これも「組合等」の中に入つておるんだ、こういうことが実態論から好ましいと私は思うのですが、御承知のように、企業組合は協同組合法におきまして一つの中小企業とし

これが税額控除になつたことは非常に大きな前進だと私は見ております。その意味でこれは大蔵省と通産と両方に質問したいわけです。

一つの例を挙げますと、先ほどもちよつと申し上げました企業は四千二百万円の年収を上げて

利益が百二十一万円。かけた費用が先ほどの例でいくと五百万。ですから六%三十万引ける、こう考えた。ところが、純利益は百二十一万ですか

ら税額にすると四十五、六万。そうすると、それの百分の十五で頭打ちをするわけです。ということになりますと、予定した金額の控除ができないくなる。こういうことがあるのですが、この点はどう思われますか。通産と大蔵と両方から答弁してください。

○末本政府委員 確かに百分の十五の制限がございませんけれども、租税特別措置はある意味では税制の公平といいますか、例外として特定の政策目的のために税を軽減するという措置でございますから、受けける方からすればそのメリットは大きいほどもちろんいいわけです。政策効果も大きいわけでございますが、そういう事情である程度限定を設けているのが従来の例でございます。

そこで、本件につきましては、中小企業の技術振興を税制上考えてまいります場合に、從来主として使われておりました税制は、試験研究費が増加した場合の税額控除という制度がございましたが、これで中小企業は非常に使いにくいということです。その反省に立つて、それに対するものとしてこれをつくつた。従来は増加試験研究費の税額控除の場合には頭打ちが税額の一〇%でございました。それを今回は中小企業に使いやすくするためにこの制度を設けまして、同時に頭打ちを一五%にしてござります。そういう意味では、これは、これまでの租税特別措置のいろいろな例に照らしまして精いっぱいの措置を講じたものだと思っております。

○済本説明員 大蔵省に対しましてもお尋ねがご

ざいました件、御回答申し上げたいと存じます。が、基本的な考え方は、ただいま通産省の方からお述べになりましたことと全く同じように考えてございます。

ただいまのお尋ねは、基盤技術開発の研究用資産に関しまして税額控除の頭打ちを設けている点につきましての御指摘を考えますけれども、確かに特別措置によりますメリットが余りにも過大になると、いうことには問題があると考えまして、從

来からこのような制度を仕組みます場合におのずからそこに限度を設けてまいつておるということをございます。

ただ、これに関連いたしまして思ひますのは、別途ございますエネルギーの利用効率化等の投資促進税制でございますとか、あるいはまた中小企

業の場合、中小企業の新技術化投資促進税制等の税額控除制度もあわせてこれは御活用いただけますことを考えてみますと、それは相当の規模には達すると考えられます。(発言する者あり)

○渡辺(嘉)委員 委員会の構成ができておらぬうですが、質問をしばらく留保します。

○浦野委員長代理 暫時お待ちください。——速記をとめてください。

(速記中止)

(浦野委員長代理退席、委員長着席)

○柏谷委員長 速記を起こしてください。

渡辺嘉蔵君。

○渡辺(嘉)委員 今、税額控除の問題で答弁をいさぎます。したがいまして、所定の帳簿を備え記録をしている方に租税特別措置を適用するといふ方針で政策目的の実現上は支障なからうと思つております。

○渡辺(嘉)委員 国税庁にも聞きますが、今の青色申告、それを対象とする、記帳その他が明確である、あるいはまた青色申告を推奨しよう、青色申告の推奨はこの技術開発のこういう税額控除にまだ及ばず必要はない、技術開発の税額控除は技術開発の税額控除として扱うべきなんである、青色申告の推奨は、これはまた別途にやればいいのです。

ただし、今申し上げたように、それぞれの中小企業がやるような場合には、これは今「新しい規格」なんというのは、大変なことをやろうと思ふなど、もちろん野放しで幾らでも税額控除、こんなことはあり得ない、これは当然なんです。たゞ、今まで合点がいかぬのですけれども、もちろん野放しで幾らでも税額控除、このとてこれをつくつた。従来は増加試験研究費の税額控除の場合には頭打ちが税額の一〇%でございました。それを今回は中小企業に使いやすくするためにこの制度を設けまして、同時に頭打ちを一五%にしてござります。そういう意味では、これは、これまでの租税特別措置のいろいろな例に照らしまして精いっぱいの措置を講じたものだと思っております。

○済本説明員 大蔵省に対しましてもお尋ねがご

ちろん必要経費ですけれども。とすれば、それが十五というふうでなしに、もっとやはり上限を伸ばして増額する、このことが必要じゃないか、これを僕は言いたいわけです。

とともに、時間がありませんから次の質問もいた

しますが、この控除対象は青色申告を提出した者並びに法人、こうなるわけですね。青色申告を行なう者に対する幾多の税法上の特典はもう既にたくさんあるのです。私はそれはそれなりで価値があると思っておる。今度この技術開発を行う場合の税額控除にもわざわざ青色申告を提出する云々これからそこには問題があると考へまして、從

なるということには問題があると考へまして、從この規定の必要はない、こう思うのですが、どうですか。

○末本政府委員 私どもが承知しております産業関係の租税特別措置の対象は、これに限りませず、すべて青色申告をする方に限つております。手元の資料によりますと、最近では青色申告の比率も上がっておりまして、法人の場合にはほとんど青色、個人の場合でも六割ぐらいが青色でござります。したがいまして、所定の帳簿を備え記録をしている方に租税特別措置を適用するといふ方針で政策目的の実現上は支障なからうと思つております。

○渡辺(嘉)委員 国税庁にも聞きますが、今の青色申告、それを対象とする、記帳その他が明確である、あるいはまた青色申告を推奨しよう、青色申告の推奨はこの技術開発のこういう税額控除にまだ及ばず必要はない、技術開発の税額控除は技術開発の税額控除として扱うべきなんである、青色申告の推奨は、これはまた別途にやればいいのです。

ただし、今申し上げたように、それぞれの中小企業がやるような場合には、これは今「新しい規格」なんというのは、大変なことをやろうと思ふなど、もちろん野放しで幾らでも税額控除、このとてこれをつくつた。従来は増加試験研究費の税額控除の場合には頭打ちが税額の一〇%でございました。それを今回は中小企業に使いやすくするためにこの制度を設けまして、同時に頭打ちを一五%にしてござります。そういう意味では、これは、これまでの租税特別措置のいろいろな例に照らしまして精いっぱいの措置を講じたものだと思っております。

○済本説明員 大蔵省に対しましてもお尋ねがご

すから、去年以前ならともかく、去年以後ことしはもう白色申告にも記帳義務が課せられたんであります。これは当然白色申告であろうと何であろうと普普通に技術の開発研究をやつたものには適用されますが、国税庁どうですか。

○済本説明員 租税特別措置と申しますものは先生先刻御承知いただいておりますように、あくまでも税制上の公平というものをある程度犠牲にいたしまして、特定の政策目的のために資する措置を導入するというわけでありますから、そこに集中的にある利益が付加されるわけでございます。

したがいまして、それを受けとめる受け皿といたしましても、相當しっかりした受け皿が必要であろうというふうに考えられまして、例えば今御指摘がございました帳簿を備えつける等きちっとした経理が行われるということが前提でなければなりません。従来からかかる制度につきましてはそのような組み合わせで措置は講ぜられてまいつたと存じます。

そこで、確かにただいま御指摘がございましたように、先年の改正におきまして記帳義務の制度が拡充いたされました。従来の白色の方々に対しましても一定の記帳義務が課せられるということになつたわけでござりますから、先生の御指摘のようにそのような人たちにもそういう利益が及んでいいのじやないかといふことも確かに一つの論点であつたわけだと思います。しかし、よく考えてみると、従来の青色の記帳水準に比べますと、青色の中にも通常の記帳水準に対しまして青色の簡易記帳水準というものがございますが、その簡易的な記帳水準をさらに下回るというか、さらに簡易な水準を今回白色の人たちにもお願いをすると改訂が行なわれたわけでございまして、その水準というののはいわば申告納税制度を定着させ发展させていく上におきまして最低限必要と今の段階で考えられます水準をお願いしているという認識がございまして、この水準をもつて直ちに冒頭申し上げましたような租税特別措置のいわば受け皿

的な、それに十分耐えられるような記帳水準であるといふには必ずしも私ども認識をしておらない」ということだと思います。

○渡辺(嘉)委員 国税庁がいわゆる青色申告に伴う記帳制度、その簡易なやつを今度白色申告で記帳義務をさせた、こう言つていらっしゃるけれども、そんなものじゃないのですよ。実際に現場で書くときには青色申告であろうと今度のあの記帳義務のやり方からいけば、もう中身的には同等に等しいのです。だから、そういうような意味でこれは技術開発の税額控除なんですから、青色申告の推進政策のためにやるやつじやないのですから、これは当然中小企業庁は国税庁と交渉してこんなものは外すべきだと思うのですが、それが実態になつてゐるのです。去年そういうふうに記帳義務を課したから私は特にこれを申し上げるので後ほど一緒にこれは御答弁いただきます。

いま一つは、その施行令には物件費並びに人件費を必要経費とするということで今度出づたわけですが、その中に括弧書きでこれもまた専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に限ると出てきたのです。これは中小企業の中でそういうエリートですばらしい素質を持つて専門的にやるような者を抱えるかどうかということです。この条文を見ておると兼業してはだめなんですね。法文ではうまく出でるけれども、括弧書きでみんな縛つていつて排除されるというやり方は全く実態を無視しておると私は考えます。この括弧書きは施行令ですから当然直してもらなわけないか、また直し得ると考えるのですが、どんなものでしよう、これは両方から承ります。

○末木政府委員

私ども最初の点につきましては、こういつたものの租税特別措置の適用対象を限定することによって白色の方を青色に移す材料にするということを考えておるわけじゃありませんので、その点についてはこの問題とは全く別だと考えております。そういうことと離れて中企業の技術振興そのものに即して先ほどお答え

したわけでございます。

それから第二の点でございますが、具体的にどういう細目でどういう費目を見ていたくことになるかという点につきましては、この法律がまだ御審議いただいている過程でございますから、成立した後で大蔵省当局とも国税庁とも御相談して、私どもとしてはできるだけ中小企業に利用やすいように細目を決めていただきたいという希望は持つております。ただ、これは過去に技術関係のいろいろな税制もございますし、そういうふうに均衡なり前例等をある程度尊重していくかなければいけないと私は思つて、それは法律成立後の検討事項でございます。

○濱本説明員 税額控除の制度というのは要するに税の絶対免税でございます。したがいまして、

最小限の要件が必要であると考えております。従来の増加試験研究費の制度を仕組みますときには、その対象はきちっとした研究者がこれに当たるということが前提でなければならないと判断されてまいつたわけでございます。今回も試験研究費につきましての措置はその意味ではこの延長線上にあると考えておりまして、既に政令において

そのような手当てをさせていただいているわけでございます。

○渡辺(嘉)委員 国税庁に申し上げておきますが、この措置法の施行令の第五条の三の二項にうたつておるのは法十条の二項の試験研究ですが、これは大企業等を対象にした基盤技術のものなんですね。それをそのまま中小企業に持つてこれらやらなければいかぬ、また直し得ると考えるのですが、どんなものでしよう、これは両方から承ります。

ても地についたものでない。また補助金制度につきまでも、これは法律でなしに内部規程でおや

りになる、これも今の答弁ではまだきちとしたもののように考へられない。組合の範囲の拡大等につきましてもいろいろ意見も聞いてもらわなければ困る。こういうような意味からこれはもう一度審議をやり直すくらいのことを考へないと、大臣がいつもおつしやる慎重に審議してほしいと

いうよう提案されたわけですが、きょう一日で審議してしまつて、聞くところによるとどうもきょう決着をつけるというような話だそうですが、これはもうちよつと審議のし直しをするような、慎重審議をやるために今申し上げた資料が出せるなら直ちに出してもらいたい、出せなければ無理じゃなかろうか。

これも大臣にきちつと御答弁いただきたいのですが、先ほど申し上げましたように、三分の一は国、三分の一は県が出す、三分の一は自己負担だ。こういう想定で進められた先ほどのいわゆる自動供給装置五百萬かけてやつた。ところが、九十二万しか補助金がこなかつた。その中小企業は大変な苦労をした。二、三年は本当に苦労した。そういうことから見て、中小企業には八〇%も融資をするとか無利子があるとか二分七厘の低利で出しているとか、いろいろおつしやる。なるほどいろいろなバラエティーに富んだ施策があるので、現場では実際にその恩恵は屋根の上からじよろみたるものなんですね。下にまでなかなかしみないのです。ですから下の方では、通産省が想定し大臣が想定していらっしゃるような二分の一いつておるはずだ、三分の一負担させただけのはずだとおつしやるけれども、実際は今申し上げた

よく了解いたしました。先ほども申し上げたこと

であり、またこれも渡辺委員に申し上げるのはお祝賀様に私法を説くような感じがいたしますけれども、要是省令、政令に任せられている部分もあり、また法律で定められた法規裁量の点と行政機関に任せられた自由裁量の点もございます。そう

いた民主主義における分業の点も御理解をいただきました、ぜひこの法律の成立につきましては、河流お願いしたいと存じます。

また、今渡辺委員御指摘の点は今後心して、できるだけ対応するよう努める所存でございま

す。この際、三十分钟休憩をいたします。

○渡辺(嘉)委員 以上で終わります。

○柏谷委員長 これをもちまして渡辺嘉蔵君の質疑は終わりました。

午後一時二十八分休憩

午後一時五十九分開議

○上坂委員 今提案されております中小企業技術開発促進臨時措置法案の審議に入る前に、仄聞を開いたしましたが、九州の高島炭鉱におきまして炭鉱災害が発生をしたということであります。非常に不幸なことでありますのが、その模様をまだ詳細にはおわかりになつていないと存じますけれども、現状について御報告をいただきたいと思いま

す。

○村田国務大臣 お答えを申し上げます。

第一報が正午過ぎに入つてしまいまして、その後また追加して情報が入りつつあります。未確認情報でございますので、若干間違つておる点があればお許しをいただきたいと思います。

けさの午前九時前後、長崎県西彼杵郡高島町所の三菱石炭鉱業株式会社の高島炭鉱の飛島二鉱場で煙が発生いたしました、九時二十分ごろ全

員避難指令を出した。入坑者はゼロ片坑道まで退避するとともに四名を救出したが、残り十数名が閉じ込められ、そして現在救護隊が入坑して救出作業をとおる。救出作業の結果、今までに十一名の死亡が確認された模様であるということが情報として入っておりまして、非常に痛ましいことでございまして、直ちに通産省立地公害局の災害担当参事官を現地に派遣いたしました。そしてるべき措置について現地と今いろいろ打ち合わせ中でございます。

○上坂委員 昨年の一月に三池炭鉱の災害がございまして、八十三名の方々が亡くなりまして、非常に不幸な事態が続いております。今回の炭鉱は非常に条件の悪いところでありますから、なかなかこれからの作業も大変だと思ひますけれども、通産省としても十分調査をされまして対策を講じられるように希望いたします。

○村田国務大臣 炭鉱の保安問題、こうした事故というものの発生について、私も就任以来一番実は常に配慮をしておるところでございまして、事故が起らねばいいがということを神に祈る気持ちであります。こうした事故に接しまして本当に心配をいたしております。できるだけのことをいたしたいと思います。

○上坂委員 それじゃ本題の質問に入ります。

まず一番先に、さきに可決いたしました基盤技術研究円滑化法との法律との関連性、これについてひとつ御説明をいただきたい。

○黒田(明)政府委員 基盤技術センター法の方は、ややもすれば我が国において基盤技術の試験研究が外国などと比べておくれがちである、特に民間の活力がこの方面に導入されることが極めて望ましいというような観点から、基盤技術に着目いたしまして、民間活力を導入し、特にその試験研究について振興促進を図っていくというところに法律の目的なりねらいなりがあるかと思いまして、民間活力を導入し、特にその試験

私たちが御審議をお願いいたしております中小企業技術開発促進臨時措置法の方は、中小企業の

技術開発の現状、将来あるべき姿などに着目いたしまして、必ずしも技術は基盤技術には限らず、他方、技術革新の潮流に即応した技術に中小企業を誘導するというところに目的を置き、かつ、中小企業の自主的な技術開発力の涵養というところにねらいを定めております。したがいまして、中小企業が基盤技術についての試験研究を実施するという場合には、あちらの法律の対象にもなりますし、ほとんどの場合、私どもが御提案いたしております中小企業の法律も適用になるというふうに考えます。他方、私どもの法律には当然大企業は参入することができませんし、中小企業のこの法律と、あちらの法律とは、いわば一部中小企業にとつては二重であります。お互いにカバーし合わない面もあるという関係にあると考えております。

○上坂委員 けさテレビ放送がありまして、我が国の企業の、企業ばかりじゃないですが、公私を含めまして研究開発費の報道がされたのです。それを見ていますと、日立が二千百九十億円で、研究開発費を出しているトップなんですね。あと企業が七位といろいろ続いています。電機産業あるいはその他の非常に大きな企業が続いております。

そして七番目に顔を出すのが公的な技術開発なんですね。これが工業技術院で一千三十億円、そして七位といふうに出ています。もう一つ、東京大学が十一位になつておりますが、一千億円を出している。それで、実を言うと、民間といわゆる公的な機関におけるこの研究開発費というの

は三対一の割合になつていているということなんですね。したがつて、研究開発に対する熱の入れ方が非常に弱いように報道されておるわけですね。国としてはもつと研究開発を進めるべきではないかといふふうに考えております。

○上坂委員 そこで、これから非常に大きな公的機関としての任務をこの研究開発も持つということを前提にして、具体的に法案に関係する問題について御質問いたします。

今度の法律は、一條、目的があります。これはどの法律でもそうなりますから当然であります。が、第二条に定義が行なわれているわけであります。そしてその定義で、適用されるいわゆる中小企業なり、あるいは企業組合なりというものが主義がされていくわけですが、この三項

に入し、活性化していくということに基本があると思うのです。國の方では融資であるとか助成であるとか、あるいは税制であります。民間の企業の育成、そして先端技術の育成なり技術革新の育成を図っていくということになつてゐると思うのです。その意味で、それをやることは当然必要でありますし、重大なことだと思いますが、通産省としても國の、公的機関としての研究開発というものに一層熱意を入れていく必要があります。そのため、それをやることはあるのではないか。したがつて、そうしたことに対するところの通産省としての考え方をお答えいただきたいと思います。

○石井政府委員 私からすべてをお答えすることが適切かどうかわかりませんが、御指摘のようになりますと日本は非常に低いということが比較におきますと日本は非常に低いということは事実でござります。それから御指摘のような研究開発投資額の水準というものは必ずしも十分なものではないというふうに考えておるわけでござりますが、前回の基盤技術研究円滑化法におきましてはいろいろお話し申し上げたと思いますが、とにかく國あるいは公立の研究機関と、それから民間企業の持つ活力を精いっぱい引き出すということがこれから研究開発推進に必要でござりますので、そういうベストミックスといいますか、そういうものを求めて、今後の研究開発推進を行つていくべきではないかというふうに考えております。

○上坂委員 そこで、これから非常に大きな公的機関としての任務をこの研究開発も持つということを前提にして、具体的に法案に関係する問題について御質問いたします。

この問題をちょっと置きまして、その後に出てくるのが第三条のいわゆる指針であります。技術開発の指針というものがきちんと立てられて、そしてその指針に基づいて中小企業者あらは組合は、自分たちがこれから開発しようとすると開発というものに一層熱意を入れていく必要があります。それがこの法律の基本になつておられます。そして、もしそれが認定をされますと、そこで國の資金の確保あるいは税制の優遇といふことをして、そしてその次には都道府県知事の方にこれを提出をして認定を受けることになるわけですね。したがつて、もしそれが認定をされますと、そこで國の資金の確保あるいは税制の優遇といふことが出てくる、これがこの法律の基本になつておられます。そして、もしそれが認定をされますと、そこで國の資金の確保あるいは税制の優遇といふことをして、そしてその次には都道府県知事の方にこれを提出をして認定を受けることになるわけですね。したがつて、もしそれが認定をされますと、そこで國の資金の確保あるいは税制の優遇といふことが出てくる、これがこの法律の基本になつておられます。そして、もしそれが認定をされますと、そこで國の資金の確保あるいは税制の優遇といふことをして、そしてその次には都道府県知事の方にこれを提出をして認定を受けることになるわけですね。

この問題をちょっと置きまして、その後に出てくるのが第三条のいわゆる指針であります。技術開発の指針というものがきちんと立てられて、そしてその指針に基づいて中小企業者あらは組合は、自分たちがこれから開発しようと

ナマコ法案だ、こう思つていいわけです。肝心の骨がないのですね。ですから、ぐにやぐにやして全くこれはつかめないのですよ。こういう法案を提出をするということは一体どういうことなのか、ここがどうも私には疑問に思われるのです。

先ほど加藤先生の質問がありまして、この法案は一体だれのためにつくつたのか、こういう質問がありましたね。これは中小企業者のためにつくつたんだ、こうしたことなんですが、ほかから声が出来まして、通産省のためにつくつてあるんじやないかという声が實際出ているわけです。どうも私もそういう感じがしてならないわけであります。

先ほど基盤技術センター、これは大企業を含めて、そしてその中に中小企業も含めていろいろな形で技術開発なり技術革新というものを促していくための対策を立てる、こうなつております。したがつて、こういう法案、今の技術センターの法律は、概してこれはやはり大企業が利用するところが非常に多くなつてくると思うのですね。中小企業が中央まで出てきて、そしてこれに對していくことはなかなかできない。やっぱり大企業が来ていれば、どうしても一步退かざるを得ない、こうすることになつてしまふのです。

そこで、一方で大企業に対する厚い法案を出したから、今度は中小企業にも幾らか何とかしなければならないなんという考え方で、そして緊急に決めて出したのではないかと憶測をせざるを得ないことがなつてしまふのですが、そうではないといふお答えが出てくるだろうとは思うけれども、本音のところをお話をいただきたいと思うのです。

○石井政府委員 ただいま御指摘のような御懸念をお持たせしたというのは、私ども非常に残念でございますし、また申しわけないと思つておるわけでございますが、現実のこの作業のプロセスについて、私昨年六月に着任いたしましたが、その以前からのプロセスを正直に申し上げまして、

ナマコ法案だ、こう思つていいわけです。肝心の骨がないのですね。ですから、ぐにやぐにやして全くこれはつかめないのですよ。こういう法案を提出をするということは一体どういうことなのか、ここがどうも私には疑問に思われるのです。

先ほど加藤先生の質問がありまして、この法案は一体だれのためにつくつたのか、こういう質問がありましたね。これは中小企業者のためにつくつたんだ、こうしたことなんですが、ほかから声が出来まして、通産省のためにつくつてあるんじやないかという声が實際出ているわけです。どうも私もそういう感じがしてならないわけであります。

これは技術革新の進展を中小企業としてどう受けとめていくかということを、実は一年の秋からベンチャービジネス研究会という形におきまして検討を始めたわけでございます。このベンチャービジネス研究会報告が六月十八日、実は私の着任の前の日にでき上がつたわけでございます。これが検討してまいりた段階で、これを骨格にして法規化ということが当初の目的であったわけでございませんが、しかし実態問題といたしまして、ベンチャービジネスとは何か、また五十年前後、第一次ベンチャービジネスブームがございまして、

一昨年あたりから第二次ベンチャービジネスブームと言われておりますが、そういうアームに乗つた形で中小企業行政を推進するわけにいかないのではないか。また、ベンチャービジネスの歴史が浅いがゆえに、その経営実態等十分統計的に把握できていない、こういったものをベースにしては中小企業対策を推進できなかろう。

まさに現在振興すべきは、技術革新に対応した中小企業の自主的努力を支援することに問題の焦点があるわけでございますので、したがいまして、中小企業の技術開発を全体として推進する。

しかしながら、これは先ほど来御指摘のように、中小企業庁が横断的に、中小企業の業種を所管いたします関係省庁と調整をとりながら、總体として中

小企業の技術振興に当たるということでまいりますと、関係省庁の調整をすべて経た上でこれをお出ししなくちやいかぬということになるわけでござりますが、それはこれから政策小委員会で詰め

た上で今後確定をする、今そういうようなプロセスにござりますので、すべて確定的に申し上げられないので、おしかりをちようだいいたしておるわけでございます。

いざれにしましても、先ほど来次長から御答弁申し上げておりますような、現在の技術革新に挑戦する中小企業の自主的努力を幅広く支援できる

ことを考えて、やはりこれぐらいのところは何となくわかるというような指針があります。そしてそれに中小企業がいつでも、これならおれの今

段階でもやれるんだという欲をわかせるのでなければ、本当の中小企業の技術を開拓し、そしてそれに対して促進をしていく、それは私はできな

ることにはならないと思うのですね。そういう

性というのは、そんなに著しくなくて、積み重ね、積み重ねた上に立つて、そして生

まれてくるものじゃないかと思うのです。エジソンばかりはないわけですから。ですから、突如

として驚天動地のような技術が生まれたりなんか

には、それこそ大変な年数をかけた研究というものが必要だらうと私は思うのです。だから、新規

性というのは、そんなに著しくなくて、積み重ね、積み重ねた上に立つて、そして生

まれてくるものじゃないかと思うのです。エジソンばかりはないわけですから。ですから、突如

として驚天動地のような技術が生まれたりなんか

には、それこそ大変な年数をかけた研究という

が、いかんせん、先ほど御指摘の「著しい新規性」等、直ちにイメージがわいてこないという意味に

おきまして、この技術開発指針がどうなるのかと

いう御疑惑を生じせしめたのは当然かと思うわけ

でございます。私ども、近代化審議会の政策小委員会を開きまして、大学の先生方にお入りいただきまして、この技術内容も相当程度は詰めてござ

います。

しかし、これは先ほど来御指摘のように、中小企業庁が横断的に、中小企業の業種を所管いたします関係省庁と調整をとりながら、總体として中

小企業の技術振興に当たるということでまいりますと、関係省庁の調整をすべて経た上でこれをお

出ししなくちやいかぬということになるわけでござりますが、それはこれから政策小委員会で詰め

た上で今後確定をする、今そういうようなプロセスにござりますので、すべて確定的に申し上げられないので、おしかりをちようだいいたしておるわけでございます。

いざれにしましても、先ほど来次長から御答弁申し上げておりますような、現在の技術革新に挑

戦する中小企業の自主的努力を幅広く支援できる

ことを考えて、やはりこれぐらいのところは何となくわかるというような指針があります。そして

それに中小企業がいつでも、これならおれの今

段階でもやれるんだという欲をわかせるのでなければ、本当の中小企業の技術を開拓し、そして

それに対して促進をしていく、それは私はできな

ことにはならないと思うのですね。そういう

性というのは、そんなに著しくなくて、積み重ね、積み重ねた上に立つて、中小企業というのは自分

の経営基盤も確立することができるし、商品化し

てそれを売つて、やはり商売をやらなくちゃなら

うのです。そして、取り上げたことの一つ一つの

積み重ねの上に立つて、中小企業というのは自分

の経営基盤も確立することができるし、商品化し

てそれを売つて、やはり商売をやらなくちゃなら

うのですから、研究ばかりやつてあるんならこ

れはベンチャービジネスになっちゃうわけです。

ベンチャービジネスはまだまだ、今答弁にあつた

ように、実態がなかなか把握されないとということありますから、現状の技術をもつて一生懸命で経営努力をしているその中小企業者のためになるというならば、そうした、申請されたものに対しても通産省がむしろ制約をするようなものはやはり削つた方がいい、私はそういうふうに感じておるわけです。

そういう点で、この法律の修正をする意思はございませんか。大臣いかがですか。

○村田国務大臣 先ほど来委員の御質問の、第二条の技術関係、それから第三条の中小企業技術開発指針関係、それから第四条、五条の技術開発計画の認定についての御意見、承りました。

特に、第二条の、中小企業者が技術の研究開発をすることという規定の中、定義を「著しい新規性を有するものに限る。」としておりまして、これが非常に限局的な意味であるということで御心配をされる御指摘はよくわかりますので、これは法律適用の面において、委員の御趣旨の点をよく考えてフレキシブルな対応をすべきであると思ひます。

○上坂委員 もう一点お聞きしますが、そこで、今度また指針に戻りますけれども、私のところに今、告示というのがありまして、通商産業省告示第六十号「昭和六十年度における技術改善費補助金及び石油代替エネルギー技術改善費補助金の対象となる研究開発課題及び技術改善計画書の提出に関する事項について」と非常に具体的に書かれている。ここでずっと挙げられていてるわけですね。こういうものが出るのはないかといふうに何となく思うわけあります、告示とそれから指針というものの違いといふんです、重さといふんですか、そういうものをどういうふうに考えたらいいのかと、そういうことが一点。

それからもう一つは、大臣にお伺いするのは、先ほど言つたように、各省との間に折衝をされまして、そしてある程度詰められてから閣議決定なり何なりが行われる、それが法案化に進んでいくということではないかと私は思つておるわけであ

りますが、この点について、今後の点は大臣にお答えをいただきたい。

○黒田(明)政府委員 指針の決定につきましては、法律で既に各省との調整手続を定めておりまして、私どもで原案をつくり、関係各省に協議をして、それが調つたところで指針を出したいたいふうに考えております。

○村田国務大臣 お答え申し上げます。

先ほどの答えでやや語尾がはつきりしなかつた

かと思いますから、もう一度申し上げますが、「著しい新規性を有するものに限る。」という法律の規定を修正するということではなく、原案でぜひお願いをしたいと思いますが、その適用の面において、委員御指摘の点については十分配慮をしてまいりたい、こういうお答えになると思います。

それから各省との調整の問題でございますが、

委員御承知のとおり、法律案を出します際は、各省との調整の関係、法制局その他と十分の相談協議をいたしまして、次官会議を経て法律案を閣議決定するという段取りでございまして、今委員の御指摘の点につきましては、各省との折衝は法律案自体は十分やつておるわけでございます。したがつて、幸いに法律が成立いたしました暁に各省との協議につきましても、遺漏なきを期してまいりたいと思います。

○上坂委員 私はこだわるわけですがね。こだわらないわけじゃないんですよ、こだわるのですよ。しかし、その指針が基本になつて、それに基づいていろいろな形が出てくる。認定の申請やらそれから仕方というのは、渡辺議員の話ではないけれども、ちょっと衆議院商工委員会をばかにしているのじゃないか、こういうふうにっこり笑つて言えはいいのだろうから言うのですが、そういう感じがするわけです。

それで申上げれば、機械、装置の省力化あるいは高性能化、自動化のための技術と、非常に幅広い形で書いてございます。こういうものは当然にこ

と、この程度であると、先ほどちょっと手にしました五項目、それに出でくるだけです。そして今度は、先ほどの質疑応答を聞きますと、まだたくさんありますよということなんです。そのたんでもしかりと私は思うのです。だから、出してもういちい。「著しい」という言葉を一つとてみても、一体「著しい」というのは現状に即してどうなのか、私たちもその資料に基づいて、あるいは企業の皆さんに伺つたり、あるいは専門的な立場の学者の皆さんにお伺いをして、そして現状の技術分野の仕方はどこまでいつているのか、技術革新の状況はどこまでいつているのかといふことを突き詰めることもできます。そして、その指針に基づいて、これは一体どうなのか、そこで我々は慎重審議して、これではどうも「著しい新規性」にならぬのじやないか、こういう意見だつて述べることができます。そこが何にもないのですから、全然述べることができない。ただ本文だけでやれと言つながらば、これは幾らもない条文ですから、さつき言つたところで決まつてしまふのですから、これはもう黙つて、はい、わかりましたと言うしかなくなつてしまふわけです。私はそういう提案の仕方というのは、渡辺議員の話ではないけれども、ちよつと衆議院商工委員会をばかにしているのじゃないか、こういうふうにっこり笑つて言えはいいのだろうから言うのですが、そういう感

じがするわけです。

ですから、促進しろ、促進しろと言われても、なかなか促進できないし、慎重審議をしろと言われても、慎重審議ができないということになつてしまふのです。ですから、いろいろなことを別な面でお聞きせざるを得なくなつてしまふわけです。これに關係があるのかないのかわからなければなりません。これに關係があるだろうと思うことを見つけ出して、そして苦心慘憺たんして質問しなければならないというような状況になつてしまふのです。ところが、実際にどういうものかと聞きますと、この程度であると、先ほどちょっと手にしました長官、もう一回御答弁願えますか。

○石井政府委員 私ども、よりよい技術開発指針をつくるという意味において、慎重に関係各省との調整をさらに今後深めてまいりたいと思っております。本法案によります語支援措置と一緒にいるのは、先ほど申し上げておりますように、一般的な技術開発、これに対する支援措置の上乗せ措置であるということございます。

技術開発というのは、あくまでも既に中小企業が使用しておるもの、あるいは普及しておるものと、いうものを改めて技術開発することではございません。当然新規なもののが技術開発に取りかかるわけでございます。そういうた一般的な新規な技術あるいは商品あるいはプロセス、こういったものを開発するのは一般的な技術開発支援措置をもつて足りりと、いうふうに判断いたしております。本法案に基づく上乗せ措置を講じまして支援をしていくという意味におきまして、そこに違いを出す意味において「著しい新規性」というふうに私ども規定をいたしたわけでございます。

しかば、そういうことを言われてもわからぬじやないかとおっしゃられますと、それじゃ、「新規性」とは何かというところから始めませんと全部御説明はできないことになるわけでございます。

たまたま先ほど先生が御指摘のような技術改善費補助金における要綱におきまして、一つの事例で申し上げれば、機械、装置の省力化あるいは高性能化、自動化のための技術と、非常に幅広い形で書いてございます。こういうものは当然にこ

加味しまして一つの新しいものをつくるという意味で技術開発が行われるわけでございますが、私も本法案の対象としたいと思いますのは、こういった省力化、高性能化といったようなプロセスをエレクトロニクスの技術、マイクロエレクトロニクスの技術、そういった新たな技術潮流にのつた形でそれを取り込んでくるということが一つ考えられるわけでございますが、これは新規性の外の話でございます。同時に、「新規性」とは何かと言えば、やはりそれに開発要素を一つ、二つどうプラスするかということではないかと思うわけでございまして、そういうものが今回の中小企業の技術開発に取り組むために求められてくるのではなかろうかという判断でございます。

そういう意味で、一般的な技術開発政策として支援措置を講ずるのではない、もう一つアップした形、もう一つアップしたグレードの技術開発を支援するという意味において「著しい新規性」という用語を用いたわけでございまして、そういう意味で我々これから、御指摘のような諸問題、であります。ただ、上乗せする点を踏まえてきちつとした開発指針をつくりたいというふうに考えておるところでございます。

○上坂委員 ですから、私がさつき言つたように上乗せするということですね。ただ、上乗せすると言つても、今までの技術にちょっと毛の生えたようなものでは困る、こういう答弁もあつたわけですね。だけども、今聞くと、もう一つすぐれた技術、もう一つすぐれた開発というふうに言われてるなれば、著しくいかなくて、やはり段階的に、現状よりはよりいい技術というものが開発されば、それが土台になつてまたすばらしい技術が開発されていくくなると思うのです。これが私の本心です。これが中小企業の実態だと思うのです。それは人材の面からいっても、金融の面からいっても、組織の面からいっても、中小企業はそうせざるを得ないわけです。

ですから、今「著しい」ということは削除する

氣はないという御答弁がありましたが、そりやう考えますと、今の御答弁にありましたように、やはり段階的に進んでいく、その段階的なのが非つつた形でそれを取り込んでくるということが一つ考えられるわけでございますが、これは新規性の外の話でございます。同時に、「新規性」とは何かと言えば、やはりそれに開発要素を一つ、二つどうプラスするかということではないかと思うわけでございまして、そういうものが今回の中小企業の技術開発に取り組むために求められてくるのではなかろうかという判断でございます。

一度この問題については再検討してもらいたいと思うのですが、大臣、いかがですか。

○石井政府委員 私ども、先ほど申し上げましたように新規性を求めた技術開発、これは技術開発の当然の要素でございます。それをさらに本法の上乗せ措置の適用といいたします場合には、それよりもうワングレード高まっていくなくてはいかぬと、いうことを考えておりまして、それを「著しい新規性」ということで規定いたしたわけでございます。その意味におきましては、例えば従前の技術あるいはシステム、これに開発要素が幾つ付加されているのかということによって判断されるものではなかろうかというふうに思いますが飛び離れた、あるいは飛躍したもののみを限定的に考えていくというのでは毛頭ございませんので、ひとつそういう趣旨で御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○上坂委員 そういう答弁をしていると、いわゆる指針をつくって、そして告示をつくる場合に、「著しい新規性」の「著しい」とはという解説をして出さなければならなくなってしまうね、そうでないとなかなか理解ができないわけですから。そこまで親切にやらないと、中小企業はこれに対応していく、これを受けて立っていくという形はとてもできないと思うのです。そればかりにこだわっていると後へ進まないから、また戻りするかも知れませんが、前へ進ませていただきます。

そこで、非常に技術革新が進んでいる。先ほど長官からエレクトロニクスの活用とかという話

がありました。したがつて、新規性の問題と関連をしまして、今の段階で考えられるのはエレクトロニクスあるいは新素材、バイオテクノロジーといつたいわゆる技術関係のものに限定されてしまふことが多いかども、それが懸念をしまならば、それこそが重大なのであって、それを飛び越えてより高度なものだけを求めるような印象を与えるということは、中小企業に対する意欲をもしる阻害していくことになりはしないか、そういう私は考へざるを得ないのです。そこで私は、もう一度この問題については再検討してもらいたいと思うのですが、大臣、いかがですか。

○黒田(明)政府委員 この法律では、技術開発の一般的な施策以外に特に重点的に中小企業を誘導していきたい新しい技術分野、それは現在生まれつつある技術革新の潮流に乗った分野というふうに考えておるわけでございまして、そこで一般施策に上乗せをするという策をもつて臨もうとしているわけでございます。技術革新の潮流に乗った中で技術開発の範囲といふ点につきましては、指針の中でも技術開発の内容といつしまして中小企業者が見てもよくわかるように規定いたしたいと考えているわけでございますが、その範囲は必ずしも狭いものではないと思います。他方、一般的な技術開発あるいは技術力向上対策との間には差を設ける関係上、そこには一つの境界線が引かれることがあるのはやむを得ないことかと思います。

そこで、境界の外にある技術開発テーマにつきましては、これは先ほど来申し述べておりますが、これまでの一般的な技術開発施策、技術改善費補助金もございまして、技術指導もござりますし、その他の異業種交流施設など多々あるわけでござります。さらには、税制では新たに六十年度から中小企業技術基盤強化税制というのを導入いたしておりますけれども、こういったものの施策で支援をしていく、こういうふうに考えております。それから、私どもこの法律を提案しております。

以上は、この法律に乗つてくる中小企業を制限しまつては私どものねらいとはむしろ逆な効果になるわけでございまして、中小企業の実態に照らして無理のない形で誘導していくという意味で、多くの中小企業に参入してもらえるように考えております。

○上坂委員 第二条で、「中小企業者とは」というのが「工業、鉱業、運送業その他の業種」というのが常におそれがないかども、それを懸念をしまして、今の中 小企業に直ちになじんできません。そこで、この問題については再検討してもらいたいと思います。それから、資本金が一千万円以下の会社あるいはまた五十人以下の会社ですが、これが考えておりますようになじまないというこの点についてはいかがでしようか。

○黒田(明)政府委員 中小企業基本法によりますと、中小企業者の定義につきましてはそれぞれ講じようとする施策ごとによく考えて定めるようにしておられます。御質問の製造業以外の業種でござるわけでございますが、その必要がない分野であると考へております。御質問の製造業以外の業種でござりますが、二条一項二号でも明確にしてござりますが、二号で言う「工業、鉱業、運送業その他の業種」に含まれることが明示される形で小売業またはサービス業、卸売業というふうに規定いたしております。そういう意味では、製造業に限らず、ソフトな技術開発が中心になり、かつ将来非常に重要だと思われておりますこういった第三次産業分野につきましてもこの法律を適用することを予定しておりますので、御了解いただきたいと思います。

○上坂委員 非常に多くの分野にわたつてこの法律が適用されるということについてはわかりました。

そこで一つお伺いしたいのは、今貿易摩擦がいろいろ問題になっている。あるいは海外経済協力の問題が出ている。その場合、我が國の中小企業、優秀な中堅企業と言われる企業が海外に進出をしているということも事実だと思うのです。そこで、海外進出をする場合にでもこの新規性を有する技術開発、それが適用されてその範疇に入るのかどうか。本社は当然日本にあるわけあります、そして都道府県知事にこれを出して認定を受けるわけありますが、それをもって海外に進出をするというような場合にでも適用されるのかどうか。

それからもう一つは、現実に海外に進出している企業が経済協力という意味で現地の企業とジョイントベンチャーを組んで、そこで共同の技術を開発していくというようなものが非常に新しい規性を持つものであつたならば、これについて適用することができるのかどうか、この辺はいかがですか。

○黒田(明)政府委員 中小企業が国内でジョイントベンチャーをいたします場合、相手が外国資本でございまして国内でできる会社が中小企業であります場合には当然対象になるわけでございますが、ジョイントベンチャーによつてできます会社が海外にできます場合に、これは中小企業施策一般の問題でござりますけれども、ここに言う中小企業には該当しないといふように解釈せざるを得ないかと思います。例えば国内で海外と技術協力を行うために特に研究開発をするというような場合、国内の中小企業でござりますれば、その目的が海外との経済協力といったような問題でございましてもこの法律では当然対象になりますが、御質問の、海外におけるジョイントベンチャーについてはなり得ないかと思います。

○上坂委員 時間が来ましたからこれでストップしますが、できるのではないかとか、できないのではないかと思いますとか、何かできる可能性もあるのかな、こう思つてしまふから、そのところははつきりしておかないとと思うので

かどりません。

○黒田(明)政府委員 答弁があいまいで申しわけございませんでした。

国内におけるジョイントベンチャーで、中小企業会社が日本国内にあります場合には対象になりますし、海外にあります場合には残念ながら対象にならないというふうに考えます。

○上坂委員 それではここで。

○粕谷委員長 本会議のため、午後四時から委員会を開会することとし、この際、暫時休憩をいたします。

午後二時五十一分休憩

午後四時開議

○粕谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

午後二時五十一分休憩

質疑を続行いたします。上坂昇君。

○上坂委員 この法案は十年間の限時法になつております。十年間の間にいろいろ技術革新あるいは技術開発を図ろうとしているわけあります。が、技術開発のテンポが早まれば早まるほど、既設の機械設備を持つてゐる企業は新しい機械買いかえていかなければならぬという問題が出てくると思うのです。その場合、既設のいわゆる機械設備等に対し、これに対する耐用年数を再検討すべきではないかといふように私は思うのです。

○石井政府委員 そういうのは、前に印刷機械については、耐用年数の改正がございました。したがつて、これから予想される、いわゆる技術革新の分野におけるところの機械設備、そういうものに対する耐用年数の問題について、御所見を承りたいと思うのです。そして、現実の設備の使用実態に基づきまして、客観的に設定をしておるわけでございます。今後も、そういう方針に基づきまして検討をしてまいりたいというふうに考えております。

御指摘のように、昭和六十年度におきましては、印刷設備あるいは製本設備、こういった分野

につきまして、その耐用年数の短縮を実施したところでございます。

○上坂委員 もう一点でありますのが、金融機関の中小企業に対する貸出競争の激化は、優良中小企業をめぐる競争であつて、それに該当しないと考えられる企業には厳しい選別態度がとられていることが高い中小企業の倒産の一因である、こうい

うふうに中小企業金融公庫も指摘をしておりま

す。

新しい技術開発ということになりますと、研究費にしましても新しい資本が必要でありますし、非常に大きな経済的な負担が中小企業にかかると思ふります。しかし、経営上は既存の企業といふものを続けていかなければなりません。同時にまた、新しい商品が開発されたときに、やはり市場開拓をして、それを売るということはなかなか中小企業では難しい。そこで、どうしてもその新しい商品なり何なりを扱う、いわゆる中小の販売業者というものの力といつてもつていかな

ければならないと思うのです。そうでないと本当に総合的な発展というのは國られないといふふうに私は思うのです。そういう点で、今の公的な金融機関にしましても、民間の金融機関にしましても、今中小企業に対しては非常に選別融資というものが強化をされている。貸し出ししが緩和されるべき状況にありながら、一面では、決してそうではないという問題があります。

そこで、こうした法律を進める以上、やはりそ

うした面についても対策を立てていく必要がある。したがつて、金融面の彈力的な運用というものが必要であるといふように私は考えますが、そういう形で進められる御意向があるかどうか承りたいと思います。

○末木政府委員 先生の御指摘は、新しい技術の開発をやって、その成果が、例えば新鋭機械という形で結実した場合に、それを自分のところで使うだけでなく、外販する場合も考えて、その金融の円滑化ということだと思いますが、自分だけではなくて外にも売れるということになります

と、投下した資本や何かの回収もそれだけ容易になるというメリットがございますし、技術開発へのインセンティブとしては期待したいという事情、そういうふうに考える中小企業もあるかと思ひます。一概に必ず外に売る企業ばかりとは思ひませんけれども、そういうケースはあらうかと思ひます。

それにつきまして、金融でござりますけれども、先生ただいま選別あるいは引き締めということをおつしやいましたが、確かに現在有力銀行が中小企業に対して大いに進出をしている中において選別的な動きはあるようでござりますけれども、政府系の機関におきましてはそういうことは決してございません。むしろ大いに活用していただく、金融自由化で、非常な変化の中で苦労する中小企業に大いに使っていただくということで、制度的にもこの四月から融資条件の改善をしております。

そこで、今のような販売金融につきましては、中小公庫の例で申しますと、一般枠というものでございますと、今ただいまでも利用していただけます。これを幾つかあります。これが可能でござります。これを幾つかありますと、今まで政策的な特別枠ということでござりますと、今直ちには用意がございませんけれども、この辺につきましては、この法律がこれから成立すれば、動いていきます過程におきまして、開発の実態、それからそれが外販にどのくらい期待するものが出てくるかどうか、そういう量的、質的な面も見えてくるかどうか、そういうふうに思ひます。

○上坂委員 今の点は、なかなか今金融機関から借りていない企業というのはありませんから、したがつて、前に借りているものが完全に返されなければまた検討していきたい、当面は一般枠でそれに対応できるよう金融機関にも要請をし、指導をしてまいりたいと思います。

○上坂委員 今の点は、なかなか今金融機関から借りていない企業というのはありませんから、したがつて、前に借りているものが完全に返され

資金が出てくる。そうすると、それもいわゆる決算上はちゃんとした形であらわれてきてしまいますね。これは負債としてあらわれてくる。そうなりますと、それがネックになつて、そしてこちらはまた困る。それから運転資金の面でも困るという状態が出てきますね。特に人材の場合にはなかなか中小企業には勤める人がおりません。高度な技術を開発するとなると、やはり高度な技術を持つた人材が必要です。そういう人たちはなかなか給与の面でも中小企業にとっては非常に負担です。したがつて税制の面でそういう人たちに対する、そのプロパーで扱つている人に対しては考慮をすることを言われておりますけれども、しかしプロパーであるかどうかということについても、中小企業ではなかなか区別がつきません。両方やらなければとてもできないような状況になつてますから、そういう面で新しい資金需要といふのが出てくる。その場合に、既成の技術、既成の商品化に対しても手当でというのに非常に支障を来すようなことがあつては、せつかくのこうした手当てが水の泡になつてしまふので、その点について十分配慮していくだく、こうしたことを探し上げておるわけですが、今の点でもう一度御答弁をいただきたいと思うのです。

○石井政府委員 本年度より一般的な中小公庫あるいは国民金融公庫の貸付限度枠を引き上げましたことは、御承知のとおりでございます。従来の二億一千萬を二億五千万まで引き上げたわけでございますが、今回の技術開発促進法にかかるままで認定企業に対しましては、技術開発あるいはそれの企業化という面におきまして増加資金の資金需要が発生をいたしました場合には、構造改善貸付枠の特例といたしまして二億五千万という一般貸付限度にさらに一億上乗せをいたしまして特別の融資を行ふ、これは特利をもつて貸し付けを行うという制度を四月一日より発足させることといたしましたが、これがございまして、こういった特別貸付制度、政策融資の弾力的な運用によりまして、そういった事態に対応してまいりたいというふうに思

います。

○上坂委員 先ほど言いました人材養成のことですが、中小企業にとって今とところ大体三つあります。しかし人材養成の方法がないのです。

一つは、どうしたことかというと、いわゆる通

産省が進めてる中小企業大学校、そうした公設教育機関、あるいはまたメーカーが行つてあるところの講習会、あるいはセミナーをやつてある、その会社があります、そういう会社の講習会と別な会社があります、そういう会社の講習会と

か、そういうところへ行つて勉強する以外にちよ

つと方法がないのです。それからもう一つは、そ

ういう受講をして帰つてきて、受講した人が今度

は先生になつて自分の企業の中に入る人たちの教

育をする。もう一つは、中小企業の社長と言われ

る人たち、あるいは家族の人たちがみずから独学

で勉強していくということで新しい技術の導入を

図る、そしてまた、それをもつと発展させるよ

うな勉強をするというのが今の中小企業の実態なん

です。ですから、これについてはいろいろ研修制

度であるとか巡回指導であるとか、たくさんあり

ますけれども、十分そういうものに応じられるよ

うな対策を立てられるようにお願いをしたいと思

うのです。その点いかがですか。

○石井政府委員 中小企業にかかわります技術研

修、各種の施策、今先生御指摘のとおりでござい

ますが、それに加えまして例えば異業種交流とい

うもの、経営者あるいは管理者が技術先端分野へ

触れていく、あるいは自分の全く知らない、しか

し自分が抱えている技術課題を解決する、異業種

におけるそいつた技術の萌芽を発見するという

手だてにもなるうかと思います。そういう意味で

異業種交流を進めてまいりたいと思います。

いたしまして、特に技術研修につきましては通信

研修というシステムを取り入れてまいつておりますが、そういうものの充実、これを今後とも進めまいりたいと思います。

そういう公設の研修組織あるいは異業種交流、こういったものを含めると同時に、さらに小規模事業者につきましては、六十年度から周辺の先端技術産業に管理者あるいは若手後継者を派遣いたしまして、そこで研修を受けていただくという枠組みをつくることいたしております。そういった形で、今後多彩な手段をもちまして中小企業の技術者研修を進めてまいりたいと思います。

○上坂委員 そこで、一つこういう話があつま

ります。ある大手電機メーカーがありまして、その下請企業が若い技術者を自分から雇つたんです。そ

して通勤の乗用車まで準備してやつたんです。そ

うしたらその技術者が一生懸命になつて、新しい

試作品を試みたい、それが成功したのです。これ

は実際にあつた話なんです。ところが、共同開発

という名目で、親企業と下請企業の場合は必ず

金額の値上げ交渉を行つたのです。ところが、そ

れの報復措置として引つこ抜いてしまつた。そ

の原因はどういうものかというと、新しい製品が

できるというような技術を持つたから、下請契約

金額の値上げ交渉を行つたのです。ところが、そ

れの報復措置として引つこ抜いてしまつた。そ

から、下請企業はちょっと頭を持ち上げると

いうことになつて、すぐれた仕事がたくさんでき

るという形になりますと、必ずそれに対する報復

措置がとられるというものが下請企業と親企業の今

の実態なんです。これが経済の二重構造の実態な

んです。このところをよくわきまえておかないと、下請企業は非常に多いですから、そこで大変

になるおそれがあると私は考えておりま

す。

それからもう一つは、例であります、CAD

の導入がこれから行われてくると言われております。ある大きな自動車工業は設計図面をみずから

手渡さないで、いわゆるコンピューターで送つて

しまうわけです。そうすると、画面を見ながらや

ることになるのでしようけれども、部品を発注す

る場合もそういう方法を使うことになるわけで

す。そうすると、それに対応して応じないところを

みんな切つていつてしまつてます。そこである大

きな企業であります、下請自動車工業であります

が、部品の加工下請メーカーの数を既に三分の一

に減らしてしまつてます。ですから、技術革新

というのは必ずしも中小企業が救われるものでは

なくて、痛い目に遭うという実例がたくさん出で

いるわけです。したがつてこの際、こういう法律

をつくる以上は、ますますそういう窮屈に追い込

まれていまさらから、親企業と下請企業の関係の

いわゆる法制というものの、制度というものを再検

討して、本当に下請が生きていかれるような制度

の改正に取り組むべき時期に来ていると私は思う

のです。これをぜひやってもらいたいと考えま

す。

○石井政府委員 ちなみに、あるミシンの工場におきましてはこ

の五年間に下請企業を半分に減らす計画を立てて

いるわけです。これも全部メカトロニクスの技術

があるかどうかということで選別して、そして下

請を整理していく、こういう形ができるで

きます。

これは大変な社会問題になりますし、失業者を招

きこことなります。今下請代金支払遅延等防止

法では、なかなかこれを防ぐことができません。

単に通産省がアンケートを出して、そのアンケー

トに沿つて調べて、それに対応して指示をしたから

うまくいったなどと考えていたのではとても親企

業と下請企業の間を調整することはできないので

あります。ですからどうしても下請企業のあり方

に対する再検討、制度的なこれの救済措置を進め

ていかなければならぬないと考えておるのであります

が、この点についてどういうふうにお考えにな

っているか。

○石井政府委員 情報化の進展あるいは技術革新

の進展、これはもう大企業、中小企業を問わず、これへの対応を怠れば脱落せざるを得ない宿命に

現在置かれつづあるわけでございます。ただ下請

という形におきまして閉鎖的な市場の関係を利用

して、優越的な立場からいろいろな不当な行為を行ふということにつきましては、これまでも取引関係にある限りについては下請代金支払遅延等防止法によって一応対処してまいりましたが、さしあげます。しかし、その背景にある技術革新あるいは情報化というものは、当時想定されなかつた背景でございます。

そういう意味におきまして、私ども情報化の一環といたしまして情報化検討分科会の中に四つワーキンググループをつくりておりますが、その中で下請問題だけを特に勉強するワーキンググループを結成いたしまして、単にコンピューター利用による例えばオンラインによる受発注管理あるいはそれぞの経営諸指標のデータベースの設定、こういったものの情報化の持つ影響だけではございませんで、さらにC.A.D., C.A.M.、といったものの技術の進展、これはある意味で情報化と裏腹の電算機利用による工程管理の手法でございまして、そういうものの含めて今後どういうふうに対応していくべきか、その結論は直ちに下請代金支払遅延防止法という形で取り込んでいくべきなのか、あるいは下請企業振興法、現在振興基準をいろいろ定めてございますけれども、こういったものの中身として取り込んでいくべきか、これは今後のワーキンググループの結論を待ちまして検討させていただきたいと私は思います。

○上坂委員 下請問題については特にいろいろ中小企業厅あるいは通産省の方と折衝したことあります。その実態をつかまれていてるのかいないのか、非常に疑問を持つところがあります。というのは、何となく通産省の方で親企業の方へ指示すれば一時的には親企業はそれに従う、これは事実なんです。しかし、従うけれどもそのうち企業をかえてしまつたり、あるいはしばらくたつともつと過酷な条件がつけられたり、こういう形が出てきます。したがつて、今、長官が答えたようにどういう法律によるのか、既設の法律によるか新しい法律によるか、これはわかりませんけれども、とにかくそれについての再検討をするという

言葉を信じて、これに対する期待をしておきたいと思うのです。

時間が参りますが、今まで質問をして、決していろいろな項目について反対をしたりなんかする立場ではありません。むしろ、こうした法律がどんどんきて、そしていろいろな対策が進められることを歓迎したいと思うのです。しかし、本当に中小企業の人たちが飛び込んで、いけるような形に歓迎したいと思うのです。しかし、本当にいろいろなものを持てならないのか、本當でないといけない。それには、どうしてもひつかかるのがこの「著しい」という限界なんですね。

こういうものを何で置かなければならぬのか、幾ら説明を聞いてもわからない。何回聞いても同じことばかり言つて、から余計わからなくなってしまう。つくる方だつて、おかしい点があると思つたら改めていいと私は思うのです。

そういうことに余りこだわつて、つくつたものだから絶対改めないなんて思つて、からおかしくなつてしまふ。だから執拗な質問をしなければならないくなつてしまふ。なるほどこのところはおかしいなと思つたら改めたらいいと思うのです。上乗せをするといふことはわかつて、いるけれども、そんなに急激にばつと進むような技術ではないので、やはり一步一歩進むといふことをさつきから言つてゐるわけでしょう。言つてゐるのだから、そういうふうに対応できるような法律にした方がもっと中小企業にはじみやすいし、本当に中小企業にとつてはありがたい法律として映るわけです。そういう温かい心が必要である、これが第一点。

第一点の、先般も上坂委員から御質問のありました大店法の関係でございますが、私どもは、地元企業また小売業との関係というものが最も大切な、そういう人間関係を壊してしまつて大型店の進出はあり得ない、このように考えております。委員の御指摘になつた点はよくわかります。ので、今実態をよく調査させておるところございまして、きめの細かい配慮のもとに中小企業行

きをつぶすような形でいつたのでは私は本当の温かい総合的な行政にはならないと思うのです。この前大きな声を出して質問をいたしました。そういう点についての反省を含めまして大臣の答弁を求めるたい。

○村田国務大臣 上坂委員から全般にわかつての御質問をちようだいたしまして、こちらでつぶさに承つておきました。

著しい新規性技術というものについての定義の問題でございますが、技術化の問題、情報化の問題でござりますが、技術化の問題、情報化の問題、これは皆新たなる物事に対する挑戦であります。して、言うならば白地地域に新しい國をかいていく点で既成の秩序がまだないわけでござります。したがつて、そういう新たな試みの上に法律体系あるいは実体を築いていくわけですが、ますから、通産省中小企業庁としても非常に一生懸命検討し、協議を進めておるところでござります。

この法律を通じていただいた時に、白地地域に国をかいていくという意味で上坂委員の御指摘はよくわかりますので、誠意を持って対応するといふことで、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

第一点の、先般も上坂委員から御質問のありました大店法の関係でございますが、私どもは、地元企業また小売業との関係というものが最も大切である、そういう人間関係を壊してしまつて大型店の進出はあり得ない、このように考えております。委員の御指摘になつた点はよくわかります。ので、今実態をよく調査させておるところございまして、きめの細かい配慮のもとに中小企業行政を進める所存でござります。

○上坂委員 終わります。

○木内委員 次に、木内良明君の質疑に入ります。

○木内委員 今回のこの法案の審議に当たりまして留意しなければならない点があると私は考えております。すなはち、中小企業における技術開発への対応といつたその部分だけを取り上げる局部的議論に終始してはならないというのを一つは感じます。

もう一点最後に、こういう中小企業に対しても常にいい法律をどんどんつくつております。これは大臣に申し上げたいのですが、つくつているのにもかかわらず、小売業の段階になりますと大商店、スーパー、マーケットとか大型店を中心にしてすべての行政が進められていく、これは全くおかしいと私は思つてゐるのです。こういう企業を救うという気持ちをやはり小売業にも考えていかなければなりません。すなはち、中小企業における技術開発への対応といつたその部分だけを取り上げる局部的議論に終始してはならないというのを一つは感じます。

戦後初めての中小企業にとっての試練と挑戦のところが、このままでは生き残れるか、どうすれば生き残れるか、どうすれば新しいそれを業界における活性化が行われるのかということを死んでしまつて、その辺の議論を忘れて技術開発だけをどう進めていくかということにはなり得ないのではないかと思うわけであります。

特に、この審議に当たりまして、たまたま通産省がどう進めていくかということにはなり得ないのではないかと思うわけであります。

○上坂委員 お話を伺つて、大変な敬意とまた的確な分析であるなということを痛感しながら読ませていただきました。再読もさせていただきました。先ほど来の本委員会での質疑を聞いておりました。ジャーナルという雑誌に石井長官が「しなやかに、そしてしたたかに」という論文をあらわしていました。私は、大変な敬意とまた的確な分析であるなということを痛感しながら読ませていただきました。再読もさせていただきました。先ほど来の本委員会での質疑を聞いておりました。通産大臣からの大変前向きな、中小企業施策の重要な一環としての本法案の位置づけという話もありました。また同時に、中小企業対策における石井理論の演説会場であるといふふうな感じも実はしてはいたわけであります。そうした点も何点か触れながら審議を進めてまいりたいと思いましておられました。

そこで、この法律の実態を痛感しながら読ませていただきました。再読もさせていただきました。先ほど来の本委員会での質疑を聞いておりました。通産大臣からの大変前向きな、中小企業施策の重要な一環としての本法案の位置づけという話もありました。また同時に、中小企業対策における石井理論の演説会場であるといふふうな感じも実はしてはいたわけであります。そうした点も何点か触れながら審議を進めてまいりたいと思いましておられました。

我が国経済の発展の原動力となり高度成長を支えてきた中小企業は、今日、怒濤のような技術革新の波や市場構造の大きなうねりを思われる変化など、激流を思わせる激しい時代の流れの中で紛れもなく新しい対応と生き方を求めていると思うわけであります。変革期に対する中小企業が今必死に新しい生き方を模索せざるを得ない、いわば戦後初めての中小企業にとっての試練と挑戦のところが、このままでは生き残れるか、どうすれば生き残れるか、どうすれば新しいそれを業界における技術開発への対応といつたその部分だけを取り上げる局部的議論に終始してはならないというのを一つは感じます。

考る上でいざれも重要なものが多いためあります。

されども、とりわけ技術革新への取り組みの

あり方こそ最重要課題の一つであると思ひます。

こうした視点に立つて現状を考えますと、大企

業においては激烈な先端技術開発競争が華々しく

展開されている反面、中小企業におきましては、設備の導入等を通じてのいわゆる受動的外部技術依存型の技術開発というものの傾向が強いわけであります。

大企業に比べ著しく立ちおくれていると言わざるを得ないと思ひます。まず、こうし

た現下の状況に対する大臣の御認識を承りたいと

思います。

○村田国務大臣 中小企業におきましては、資金

面それから人材、情報面で満足し得る状況はない

ということはもう御指摘のとおりでございます。

これまで外部技術の活用が技術基盤強化に大きな役割を果たしてきたところでございます。しかし

ながら、中小企業におきましても現在さまざま

な御指摘になつたような、これは疾風怒濤と

申しますか、シユトルム・ウント・ドラングとい

うような時代だらうと思いますが、さまざまな環

境変化を背景にみずから技術開発に取り組むこと

が求められており、そういう激しい時代がやつて

きました、このように認識しております、これは木

内委員の認識と全く同じだと思います。

中小企業の振興を図つていく上で技術の果たす

役割は極めて大きなものがありまして、中小企業

も自らの技術特性を十分に認識しながら積極的な

前向きな技術基盤の強化を行うことが必要であ

る、技術、情報そして人材、この三つが中小企業

業白書の指摘するところだと思います。

○木内委員 中小企業における技術開発の今後の

早急にして確かな進展というのが、我が国の

経済の健全な発展を促す意味で重要なことです。

ことは明らかであります。かつて高度成長により

経済のペイが拡大をし、所得水準の一一定レベルの

達成が行われた段階で、それまでの単なる量的拡

大が志向された行き方というものは、その後、質

の充実へと転化されてきた経緯があります。

さらに、多様化するニーズとそれらのニーズの

短サイクル化によって多品種少量生産の時代を迎

えているわけでもあります。こうした時代は、よ

く、小回りのきく中小企業にとっては有利であ

る、あるいは中小企業の時代だとも言われるわけ

でありますけれども、いたずらにこうした面が喧

伝をされ過ぎたり、またこうした状況をとらえ

て、中小企業にとってのバラ色の時代であるとい

う意見もあるようではありますけれども、こうした

意見といふものは、一面の真理ではあります

も、そのまま無原則に中小企業の繁栄が座視して

約束されるものでもないというふうに思います。

石井長官もこの点については「しなやかに、そし

てしたたかに」の中で冷静にポイントとして指摘

をしておられます。

しかしてまた同時に、こうした需要構造における

変化といふものは追い風と向かい風の二面性を

も持つてゐるものであります。すなわち中小企

業の機動性によりニーズを敏感にとらえ、細かな

対応を行ふことにより新製品の開発、生産工程の

合理化等々を達成し得れば、その成果を受け入れ

るマーケットも多様な広がりを持つてくるわけで

あります。そうしたもののが期待されるわけであり

ます。

しかし、逆にこうした、特に現下、適切な対応

がなされず、さらにはまた違つたような取り組みが

行われるならば、これは逆の結果に終わつてしま

う、こういう危惧を抱くわけであります。そこで

私は、このように認識しております。そうしたものが期待されるわけではありません。ただ、事実でございま

ても、やはり変化するスピードも相当に速い。そ

のスピードに対応する生産体制の確立がなけれ

ば、利益を上げて円滑に事業を遂行するわけには

いかないわけでございまして、そういう技術革

新の大胆な取り入れ、あるいは技術革新そのもの

に中小企業みずから参画をして、それを事業に反

映させる、そういうことによって多品種少量生

産の時代を我が物としていつていただきたいとい

うのが私の念願でございまして、そういう意味合

いにおきまして今回の技術開発促進臨時措置法案

をお出しした次第でございます。

○石井政府委員 木内先生、三つの視点から中

小企業の技術開発促進の必要性について御指摘なさ

ておられます。ただ、事実でございません。日本の場合には相当な変化が見られたわけでございます。そういう意味

において多品種少量生産というのがある意味で中

小企業にとってフォローの風であるということは事実だらうと思ひます。ただ、事実でございま

してそうではございません。日本の場合には相当な変化が見られたわけでございます。そういう意味

ます。

すなわち、中小企業自体にとっての技術開発の

幅広い立場から、いわば国民経済の発展等の観点

から見た中小企業の技術開発力向上の重要性とい

うものはいかなる形で掌握をされておられるか、

一つには産業技術向上等の観点から、二つには民

間活力発揮の観点から、さらには中小企業の技術

開発力向上対策としての必要性という観点から、

ぜひ本委員会において明らかにしていただきた

い。

これは単に中小企業が技術開発を進め、取り組

んでいくというだけの問題でなくして、我が國経

済のスピードを実は私にしておるわけでありまし

て、その意味から本法案の持つ趣旨というのは尊

重されなくてはならない、こういうふうに思うわ

けで、お尋ねをいたしました。

○石井政府委員 木内先生、三つの視点から中

小企業の技術開発促進の必要性について御指摘なさ

れました。先ほどの御答弁でも申し上げました第一の視

点、中小企業の事業機会の拡大あるいはそのフロ

ンティアの拡大という面については既にお答えし

たとおりでございますが、同時に民間活力の活用

という観点からいたしましても、本来、機動性あ

るいは創造性に富む中小企業であるものの、その

企業の規模の過小性による不利というものがあ

るわけでございまして、それが現在の技術革新の潮

波

の

立場から、いわば国民経済の発展等の観点

から見た中小企業の技術開発力向上の重要性とい

うものはいかなる形で掌握をされておられるか、

一つには産業技術向上等の観点から、二つには民

間活力発揮の観点から、さらには中小企業の技術

開発力向上対策としての必要性という観点から、

ぜひ本委員会において明らかにしていただきた

い。

これは単に中小企業が技術開発を進め、取り組

んでいくというだけの問題でなくして、我が國経

済のスピードを実は私にしておるわけでありまし

て、その意味から本法案の持つ趣旨というのは尊

重されなくてはならない、こういうふうに思うわ

けで、お尋ねをいたしました。

○木内委員 この多品種少量時代というの、中

小企業にとっては一面フローラウンドであり、

他面またアゲンストであるといふ今の指摘は、ま

ことにそのとおりだと思いますし、またこうした

環境の中における中小企業の技術開発の必要性、

取り組みの緊要性というものを意図して本法案の

提出になつた、こういうことであると思います。

中小企業にとっての技術開発の意義といふのとおりだと思います。ささらにこの意義のそ野を広げて考えて

みたといふふうに思います。

第一類第九号 商工委員会議録第十五号 昭和六十年四月二十四日

て、全体の民間活力の活用という面からも大きいに意義のあることではないかと思う次第でございます。

それから第三点に、国民経済的視点というお話をございました。我々、現在の技術革新の特性といふものを、午前中の御答弁でも次長から申し上げましたが、技術の細分化傾向と同時に複合化傾向ということが非常に大きな特性として指摘できるわけでございます。と同時に、それは市場構造の変化を反映するものであるわけでございますが、そういう意味におきまして、周辺技術あるいは商品化技術といふものは、そういう細分化あるいは複合化した上で初めてそういうものが生きてくるわけでございます。そういう分野につきましてはやはり中小企業の積極的な参画なしに技術開発は遂行できませんので、産業技術のバランスある発展を期待し国民経済の発展を期待する、かつ、技術革新成果を国民生活へ波及させるという意味においても、中小企業の持つそういう技術開発課題への積極的対応が望まれている時代ではなかろうかと思う次第でございます。

○木内委員　今の長官の答弁にもございましたようないわゆる総合経済対策として、また総合産業対策としての中小企業の技術開発への取り組みというものの重要性が明らかになったわけあります。特に中小企業における技術開発の必要性の背景として、先ほど申し上げました近年における需要構造の変化あるいは経済環境の変化というものが挙げられるわけであります。

再三にわたって触れてかえつて長官には御迷惑かもしませんけれども、この「しなやかに」の論文、私なりにこれを読まさせていただきました。

いわば市場構造の変化に柔軟に対応し得るためのしなやかさ、そして強制でなければ変化に耐えていくことは不可能であり、それがいわばしたたかさが求められるやえんである、收れんするところいうふうに解釈をしたわけであります。中小企業がいかに変化に経営体制を即応させていくか、いかに新しい時代に活性化を見出していくか、こう

がございました。我々、現在の技術革新の特性といふものを、午前中の御答弁でも次長から申し上げましたが、技術の細分化傾向と同時に複合化傾向といふことが非常に大きな特性として指摘できるわけでございます。と同時に、それは市場構造の変化を反映するものであるわけでございますが、そういう意味におきまして、周辺技術あるいは商品化技術といふものは、そういう細分化あるいは複合化した上で初めてそういうものが生

きてくるわけでございます。そういう分野につきましてはやはり中小企業の積極的な参画なしに技術開発は遂行できませんので、産業技術のバランスある発展を期待し国民経済の発展を期待する、かつ、技術革新成果を国民生活へ波及させるという意味におきまして、その柔軟性を求めるのはその経営基盤の確立を求めるということをしなやかさあるいはしたたかさという表現をした次第でございます。

○木内委員　これまで何回かにわたって本法案の中身であります中小企業の技術開発の問題の前段階としての総論についていろいろお聞きしてまいりました。この法律案の位置づけというものが一層明確になつてきているのではないかという感じがいたします。

先ほど來の質疑を聞いておりまして、やはりこの法律案というものはかなり運用の段階で配慮がなされなければならない、省令、政令にねだねらされている部分が大変に多い法律案である。しかし、それがいかなる対応、運用がなされるのか心配をする余りに、余りまたこれが縛りを持つてはいけないという認識も持っております。しかしながら、何点かについては具体的な内容についてこの場で答弁をいただいておく必要が今後の法律の運用段階で生じてくるのですからいただきたい、こんなふうに思つております。

まず技術開発の問題をもう少し聞いてまいります。

○木内委員　御指摘のように中小企業の研究開発費の投入伸び率というものが大分下回ってお

ることはそのとおりでございます。その背景としては、五十四年秋以降のいろいろな経済の低迷、それによりまして長期低迷下における経営環境の悪化、こういうものも大きく反映している面があるうかと思います。今後総体としての研究開発費の投入伸び率というものがどう持つていつたらいいかというのは一概に言えませんけれども、先ほど申し上げましたバランスのとれた技術開発の発展という意味からいたしますと、できるだけ中小企業のそういう研究開発への投資意欲を沸かすような形で政策的な制度づくりをいたしていきたいというふうに考えております。

○木内委員　近年における技術の傾向といいますのは、先ほども若干触れましたけれども、いわゆる細分化の傾向、もう一つは複合化の傾向、かなり高度なものになつております。ところが、最近のエレクトロニクスその他的新しい技術分野では非常に細分化あるいは複合化傾向の大いなる流れといふものは今後も基本的には継続していくものであろう、などが大企業によつて今日まで行われてきているわけであります。私は、こうした大企業による細分化あるいは複合化傾向の大きな流れといふものは今後も基本的には継続していくものであろう、こういうふうに思うのです。

中小企業における技術開発といふものは立ちおかれているとはいふものの、あるとするならば、そうした大企業による技術開発を受動的に受け入れたり、申し上げた外部依存型技術といふことに

業は9%と低い伸びであります。また、数字の面でもう少し見てまいりますと、かつて中小企業の成とする六十年度新政策の底流にあると思われるこのしなやかさとしたたかさについて、今この場からお述べいただければありがたいと思います。

○石井政府委員　既に木内先生御指摘のとおりでございまして、こういった変化し、かつ、その変化のテンポの激しい経済社会に対応する中小企業の育成という意味をできるだけ平易に表現しようという意味におきまして、その柔軟性を求める、あるいはその経営基盤の確立を求めるということをしなやかさあるいはしたたかさという表現をした次第でございます。

○木内委員　これまで何回かにわたって本法案の中身であります中小企業の技術開発の問題の前段階としての総論についていろいろお聞きしてまいりました。この法律案の位置づけというものが一層明確になつてきているのではないかという感じがいたします。

先ほど來の質疑を聞いておりまして、やはりこの法律案というものはかなり運用の段階で配慮がなされなければならない、省令、政令にねだねらされている部分が大変に多い法律案である。しかし、それがいかなる対応、運用がなされるのか心配をする余りに、余りまたこれが縛りを持つてはいけないという認識も持っております。しかしながら、何点かについては具体的な内容についてこの場で答弁をいただいておく必要が今後の法律の運用段階で生じてくるのですからいただきたい、こんなふうに思つております。

まず技術開発の問題をもう少し聞いてまいります。

先ほど大臣への質疑の中で中小企業の技術開発の対応のおくれというものについて指摘をいたしました。これを中小企業の試験研究費について見てまいりますと、五十七年度が二千二百八十六億円で総額四兆六千九百億円のわずか6%。五十三年から五十七年の五年間の試験研究費の平均伸び率も大企業が一六%であるのに対しまして中小企

わけでございます。

そこで、こういう技術の新しい展開と、もう一つ我々の経済で進行しつつございます需要面における、先ほど木内委員御指摘のニーズが非常に多様化しているとか、サイクル化しているとかいつた、やはり細分化と申しまして、ようやく多様化と申します。しかし、そういった経済の傾向等を踏まえまして、中小企業が何とかこういった新しい事態の変化に即応できるように支援していくのが、私も中小企業施策の衝にある者にとって課せられた使命であるというふうに思つてございます。

そこで、どのようにして中小企業者がこういった情勢変化に立ち向かうようにしていくのかという点でござりますけれども、やはり中小企業者の意欲を高めるといふことが最大の眼目ではないかと思います。そのためには、私どもとしては、中小企業者が今後重点を志向すべき技術開発の分野をできるだけ明確にして、中小企業者が明確な意識を持つことができるよう、また、導入型ではなくて新しい技術開発力を身につけるためにそういったことの重要性をよく認識していただこうと。さらには、そういう意欲を持った中小企業者といえども、なお体力が十分でない面が多々あるわけでござりますから、これに私どもが施策を用意して、意欲ある中小企業者が今の新しい改革にチャレンジできるような諸条件を整備していくことによって、中小企業者がこの変化に適応し、さらには将来体力をつけ、付加価値の高い分野で十分な活躍ができるようになつていく、そういうふた条件が形成されなければならない、かように考えております。

○木内委員 今の黒田次長の答弁にありましたように、技術開発への取り組みの意欲を持たせ、さらにまた意識を強化していくことでの法律案があるわけあります。特に、これは後ほど触れるわけでありますけれども、いかにすれば具体的な技術開発に中小企業を取り組めるかといふ、そうした血の通つた配慮というものが行われ

ていくべきだというふうに思うわけであります。

先ほど上坂委員の質疑の中でありましたけれども、「指針」の内容、あるいは「著しい新規性」の問題等も触れられておりましたけれども、黒田次長はたしか法制局の御出身でありますから、その辺はかなり苦心をされて条文の作成に当たられたというふうに思うのです。この運用については後ほど触れるわけであります。

さきに触れた一文の中で、長官が「産業技術のバランスある発展のためには、中小企業の技術開発それ自身への積極的な参画が必要になつてゐるが、これについてはこれまで行政的にあまり有効な手が打たれなかつたのではないか」という反省を「私たちもつてている」こう述べておられるわけあります。私はむしろこういう率直な弁に接しまして、逆に今行政当局のこの法案への意気込みを強く感じるわけであります。試験研究の増加費用税額控除制度の中小企業への適用上の陥路あるいは技術改善費補助金制度の効率化を図るために、この動きというふうになつてきたと思うのです。

今申し上げたような制度との関連で、いかにこの立法化になつたかという点について御答弁願いたいと思います。これは簡単結構です。

○黒田(明)政府委員 中小企業の生産性をつぶさに見てみると、五十年代に入りまして、付加価値生産性の大企業との間の格差が拡大しつつあるというふうに思われるわけでございます。これをもう少し子細に見てみると、従来は資本装備率によるものというふうに理由づけられておりました、生産性の大企業との格差というものが、従

て臨んできておつたわけではありますけれども、新しい事態の変化もあり、今言いましたよな趨勢的な問題もあり、やはり中小企業者には新しい可能性に挑戦する意味で技術開発に取り組んでもらう必要がある、そういう意味では今何が重要な手段、こういったものが必要であるというふうに考えておるわけでございます。

○木内委員 具体的に第二条の定義、「技術」として「生産、販売又は役務の提供の技術で、技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。」こういうふうになつております。これはかなり縛りのきつい条文になつております。

先ほど来触れておりますように、中小企業の技術パタンといいますものは導入依存型の技術力が中心ということになつています。それで先ほどたしか大臣の答弁でしたでしょうか、この「著しい新規性」ということについては適用の面でフレキシブルな対応をしていくといふ答弁があつたといふふうに思います。これについて具体的に二点お聞きしたいと思うのです。

まず一つは、指針の中で「著しい新規性」というものが理解されやすい形として盛り込まれるかどうか。中小企業が独自に技術開発計画をつくったり、また提出をし認定を求める作業があるわけありますけれども、計画策定の段階でみずからが今行おうとしている技術開発が「著しい新規性」に当たるかどうか、こうした判断のための物差しが盛り込まれるかどうか。時間の関係で、「著しい新規性」というもののバックグラウンドとなるこれまでの経緯についての質疑は省かせていただいて、まず指針に具体的にそれが盛り込まれるのかどうか。いわば技術力のない、開発力に一步も二歩も立ちおくれている、あるいは計画策定能力に不十分な状態である中小企業の人たちが十分わかり得るような指針内容になるのかどう

か。またならなければいけないと思います。

それから、私はこの条文を考えてみますと、将来的に開発計画が相当に出てくる、そういう判断のもとに選別し、ふるいにかけるための条文化が行われたのだろうという考え方を実は持つに至つたのです。仮にそういう発想が一面妥当であるとするならば、技術開発計画がそれこそ相当数提出が行われたのだろうという考え方を実は持つに至つたのです。仮にそういう発想が一面妥当であるとするならば、技術開発計画がそれこそ相当数提出が行われるような状態であれば、これは現下の情勢からして極めて好ましいことではあります。ただだからといって、いきなり初期的段階からこの厳しい縮りをつけるということもどうかなというような感じも持つているわけであります。

○黒田(明)政府委員 私どもが「著しい新規性」ということを要件にしていま理由につきましては、先ほど来申し上げておるとおりでございます。一般的施策の上乗せということで方向を持たせること、自主開発力の涵養に資するということも、中小企業がこれに冷淡であるとか、そっぽを向くという程度の厳しさを要求に取り組むことを期待して法律案を提案しているわけでございまして、中小企業がこれに冷淡であるとか、そっぽを向くという程度の厳しさを要求されるということ、理解されやすい形として盛り込まれるか、それがどうか。中小企業の研究の実情といふものによく注意を払ひまして、無理のない形で運用すべきだというふうに考えております。

したがいまして、今、木内先生「著しい新規性」というものが中小企業にわかりやすいような形で解説されるかということございますが、できるだけそのような努力をいたしたいというふうに思っています。また、この内容の理解につきまして至らざるところがあるといふませんので、都道府県に十分連絡をいたしまして、あるいはその他の関係団体に連絡いたしましてPRに努め、指導に努めたいというふうに思います。

それから件数でございますが、私ども実はこの法律案をまとめます際に、大体のアイデアでこういったものの研究開発の需要がどれくらいあるかというようなことをさつと調査といいますか、各都道府県に具体的な事例としてあるかという点を手を挙げてもらつたわけでございます。研究開発のための補助金は組合ベースで四十件程度しか予算的には考えてないと申し上げましたが、そのときに手を挙げた中小企業協同組合等の団体が百五十七ございました。これは私どもとしてはまだまだふえることを期待しております反面、他方、いざ研究開発でお金が要る、何が要るということになつたときに、しり込みする組合も出るのではないかとは思います。が、大体その程度のものがあるということを念頭に置いて私どもは法案を準備させていただきました。

○木内委員 校内暴力の問題、非行少年の問題なんか議論するとき、非行少年がいる、これは何とかしなければいかぬということで、PTAを呼ぶのですね。問題があるということで、父兄がお取り力で飛んでくるところの子弟というのは、さほど問題がないようなのです。呼びかけにも家族が応じないような場合、実は問題がある。相当數手が拳がつた。これが大体百五十七と今おつしやいましたね。そういう球を投げたときに、グローブを出す人たちは意欲があるのですよ。問題は、私もこの法案の審議に当たつて、実は何件か聞いてみました。お豆腐屋さん、こんにゃく屋さん、あるいはそのほかの業界、陶器、焼き物ですか、こうした製造業者の方にも聞いてみました。一体、「新しい規性」を感じ込んだ計画をつくるために何を考えたらいのか。自分の今ある仕事で先端的技術をいかに導入できるのかということについてはまるつきりわからない、はつきり言つてそう言つていました。

ですから、これは答弁は結構ですけれども、ぜひ今言わされたように、この指針のほかに、例えばそれとの業種別、製造分野別に、今意識はない

けれども、こういうものを与えられてみて自分が該当する自分の業種を見てみたならば、こういう技術開発が可能であるといふことがわかるようだ。そういうものも用意していただいたらいいんだじゃないか。百五十七あつたから、これでひとつ十七ございました。これは私どもとしてはまだまだふえることを期待しております反面、他方、いざ研究開発でお金が要る、何が要るということになつたときに、しり込みする組合も出るのではないかとは思います。が、大体その程度のものがあるということを念頭に置いて私どもは法案を準備させていただきました。

○木内委員 校内暴力の問題、非行少年の問題など

これはかなり難しいようですか。難しいようなお顔をされますので、じゃ、ちょっと率直なところで御意見お聞かせ願えませんか。

○石井政府委員 一つの事例でお答えをいたしました方が御理解が得やすいかと思います。

さきに御答弁申し上げました異業種交流という制度、五十九年度から進めているわけでございますが、現在まで約百四十五のグループ、四千四百社ぐらいがこれに参画をいたしております。

この異業種交流の意義は何かと申しますと、それが特定の業種において解決をすべき技術課題、これはそれぞれの経営者が確認いたしております。御答弁申し上げました異業種交流といふ制度、五十九年度から進めているわけでございますが、現在まで約百四十五のグループ、四千四百社ぐらいがこれに参画をいたしております。

それから、先ほど来の答弁で、ちょっとほかの

委員の方の答弁を聞き漏らしておりましたけれども、改良技術についてどういう扱いをされるのか。と申しますのは細分化と複合化傾向の中で、改良技術そのものが実は新規性があり、創造性ありとみなされるケースもあるという専門家の意見もあるわけです。この辺の線をどこに引くか、この点についてお伺いします。

○黒田(明)政府委員 技術が全く新規のものであるか、あるいは一つの技術の改良であるかということは、この法律では余り重視いたしておりません。この辺の線をどこに引くか、この点についてお伺いします。

○木内委員 これまで全国に府県単位でそういうた

めの答弁を結成してまいりましたが、六十年度から中少企業事業団にテクノロジーセンターといふものを設置をいたしまして、全国のそれ程で満たされない技術課題のデータベース化あるいはそれをむしろ一緒に交流会を開く異業種の経営者あるいは技術者に求めていたいるわけでございます。これが見受けられるものであれば、当然対象になります。

○木内委員 今御答弁は、余りこの「新しい規性」にこだわらない。特に先ほどの大臣答弁で、フレキシブルな対応をしていくということもありますので、このように受けとめたいと思います。

○黒田(明)政府委員 「新しい規性」については、かねて大臣から御答弁申し上げているとおりデータベース化、こういったものを実は六十年度から構築をいたす予定にいたしております。こういつたものを見ていくば、具体的にそれの中でも業種におきましてどういった技術課題が解決を求めるかといふのは、相当地程度わかつておきましても、この法律のいわば対象

にしまして、この中で問題になりますのは、極端に厳格になつてしましますし、特に「技術開発を行うに当たつて配慮すべき重要な事項」というのがあるのですけれども、これは何ですか。

○黒田(明)政府委員 今回この法律のいわば対象

として中小企業を取り上げます場合に、個々の中小企業者と、そのほかに中小企業者の団体であります組合等を取り上げておりますが、その取り上げております趣旨は、中小企業者個々に考えてみると、人的、資金的あるいはリスク負担の面で足らざるところが多うございますので、相寄つてこれらを補完し合う、そして分担し合うという形で共同で研究開発に取り組むことを奨励いたしておるわけでございます。

その場合に、組合は大部分、中小企業等協同組合法に言う組合になると思いますが、この組合では相互扶助の精神ということがいわば協同組合の特色でございまして、大きなところ、力のあるところ、それを取り巻く力のない小規模企業者、こういったものも同じような研究課題を抱えているわけでございますから、相互扶助の精神でこの研究開発に取り組んでいただき、そして、成果の利用についてもそういう相互扶助の精神で公平な利用が確保されるようにといふうに考えております。その基礎は協同組合法等で少なくとも精神的には確立されていると思ひますし、今後私どもが個々の技術開発計画認定に当たつても目を配つていきたいというふうに考えております。

○木内委員 ゼひその点も血の通つた対応、運用をされるよう要望をしておきます。取り組みやすい、わかりやすい指針というもの、具体的で、なおかつ温かみのある施策がこの指針に盛り込まれなくてはいけないというふうに私は思ひます。

技術開発計画の問題について聞きます。

私は、本来この法律を見てまいりました段階で、恐らくこの届け出先は通産局にでもなるのかと思っておりましたら、都道府県知事である。まず都道府県知事に提出をさせ、そして認定をするという、こういうシステムにした理由について一
点。

それから、都道府県知事といふことでありますけれども、認定の当事者能力が果たしてあるかどうかという点、まずこの点、お尋ねします。

○黒田(明)政府委員 この種の認定業務を行なう場

合には、いろんな段階が考えられるかと思います。本省でやる場合、あるいは地方支分部局でやる場合、さらには都道府県知事でやる場合、もつと下がつて市町村でやる場合、いろいろ考えられますし、他方、木内委員御指摘のように、その

判定能力と、いうような問題も考えなければなりません。そういうことを考えますと、やはり土地に近い行政官庁が当たるのが適当であるというふうに思われますし、他方、木内委員御指摘のように、そ

うふうに考えたわけでございます。私どもの地方支分部局となりますと、御指摘のように通産局になりますと、御指摘のとおりに、そこには、

県知事がどとのつまり最も適当ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適当ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適当ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適当ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適当ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適当ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適当ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適当ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適當ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適當ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適當ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

支分部局となりますが、そこで、御指摘のとおりに、そこには、県知事がどとのつまり最も適當ではないかといふうに思いました。私どもの地方支

行われていかなくてはいけないという指摘をまずしたいと思います。

それから、今の点についての御答弁を願うことと、関係があることですけれども、例えば技術開

発計画の認定の数の問題もありますけれども、それぞれ都道府県知事が認定をするということになりますと、各県別の横並びの認定のリズムというものができなきゃいかぬ。といいますのは、これ

は一つの例として恐縮ですけれども、焼き物、陶器について仮に技術開発の計画を立てるという場合に、有田という町があるわけです、これはたしか佐賀県でしたか。愛知県に瀬戸がある。これは

あくまでも例ですが、それぞれの有田と瀬戸の方で技術開発計画を組合なり業者の団体がつくつた、出した、愛知と佐賀の県知事がこれを認定するわけであります。相當なダブリが出てくることもあるでしよう、それから、私は、ダブリ自体はむしろ研究開発技術開発のエネルギーとなるものでありますから、いい面もあると想いま

すけれども、広がりのある異業種における技術開発といふものが横並びで間口の広い形で進めていかなければならぬと思うのです。そのためには、都道府県知事の認定ということにならぬものの、技術開発計画が都道府県知事を通じて技術的な判断の道が講ぜられるというふうに考

えられます。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

それから、万一判断に余るようなことがございましたら、照会、回答の形で都道府県知事から私どもが連絡を受けまして、私どもも専門家と相談をすることが可能かと考えております。そのよう

な点は通達などで明確にしてまいりたいと思いま

す。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

それから、万一判断に余るようなことがございましたら、照会、回答の形で都道府県知事から私どもが連絡を受けまして、私どもも専門家と相談をすることが可能かと考えております。そのよう

な点は通達などで明確にしてまいりたいと思いま

す。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

○木内委員 恐らくこの開発計画を提出されるに

い出し作業というものが必要になつてくるというふうに思います。都道府県知事のこの法律に対する治

用されることを願つておるわけでございます。

ただ、どうしても中小企業施策は意欲ある中小企業というのを前提にいたしております関係上、そういう意欲を起こすような誘導も必要かといふうに思

いますと同時に、この補助金などの交付に当たつてはできるだけ全国的な、厳密な意味ではできな

いからと思ひますけれども、ある程度のバランスを保つて、こういった各地における中小企業者が非常に困るわけでございますが、できるだけPRを行つて、こういった地域について私どもも

それぞれ都道府県知事が認定をするということになりますと、各県別の横並びの認定のリズムというものができなきゃいかぬ。といいますのは、これ

は一つの例として恐縮ですけれども、焼き物、陶器について仮に技術開発の計画を立てるという場合に、有田という町があるわけです、これはたしか佐賀県でしたか。愛知県に瀬戸がある。これは

あくまでも例ですが、それぞれの有田と瀬戸の方で技術開発計画を組合なり業者の団体がつくつた、出した、愛知と佐賀の県知事がこれを認定するわけであります。相当なダブリが出てくることもあるでしよう、それから、私は、ダブリ自体はむしろ研究開発技術開発のエネルギーとなるものでありますから、いい面もあると想いま

すけれども、広がりのある異業種における技術開発といふものが横並びで間口の広い形で進めていかなければならぬと思うのです。そのためには、都道府県知事の認定ということにならぬものの、技術開発計画が都道府県知事を通じて技術的な判断の道が講ぜられるというふうに考

えられます。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

それから、万一判断に余るようなことがございまたら、照会、回答の形で都道府県知事から私どもが連絡を受けまして、私どもも専門家と相談をすることが可能かと考えております。そのよう

な点は通達などで明確にしてまいりたいと思いま

す。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

それから、万一判断に余るようなことがございまたら、照会、回答の形で都道府県知事から私どもが連絡を受けまして、私どもも専門家と相談をすることが可能かと考えております。そのよう

な点は通達などで明確にしてまいりたいと思いま

す。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

○黒田(明)政府委員 地域的偏在のおそれという

企業というのを前提にいたしております関係上、そういう意欲を起こすような誘導も必要かといふうに思

いますと同時に、この補助金などの交付に当たつてはできるだけ全国的な、厳密な意味ではできな

いからと思ひますけれども、ある程度のバランスを保つて、こういった地域について私どもも

それぞれ都道府県知事が認定をするということになりますと、各県別の横並びの認定のリズムというものができなきゃいかぬ。といいますのは、これ

は一つの例として恐縮ですけれども、焼き物、陶器について仮に技術開発の計画を立てるという場合に、有田という町があるわけです、これはたしか佐賀県でしたか。愛知県に瀬戸がある。これは

あくまでも例ですが、それぞれの有田と瀬戸の方で技術開発計画を組合なり業者の団体がつくつた、出した、愛知と佐賀の県知事がこれを認定するわけであります。相当なダブリが出てくることもあるでしよう、それから、私は、ダブリ自体はむしろ研究開発技術開発のエネルギーとなるものでありますから、いい面もあると想いま

すけれども、広がりのある異業種における技術開発といふものが横並びで間口の広い形で進めていかなければならぬと思うのです。そのためには、都道府県知事の認定ということにならぬものの、技術開発計画が都道府県知事を通じて技術的な判断の道が講ぜられるというふうに考

えられます。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

それから、万一判断に余るようなことがございまたら、照会、回答の形で都道府県知事から私どもが連絡を受けまして、私どもも専門家と相談をすることが可能かと考えております。そのよう

な点は通達などで明確にしてまいりたいと思いま

す。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

それから、万一判断に余るようなことがございまたら、照会、回答の形で都道府県知事から私どもが連絡を受けまして、私どもも専門家と相談をすることが可能かと考えております。そのよう

な点は通達などで明確にしてまいりたいと思いま

す。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

○黒田(明)政府委員 認定それ自体は法律に書かれております要件に従つて行うわけでございます。

企業というのを前提にいたしております関係上、そういう意欲を起こすような誘導も必要かといふうに思

いますと同時に、この補助金などの交付に当たつてはできるだけ全国的な、厳密な意味ではできな

いからと思ひますけれども、ある程度のバランスを保つて、こういった地域について私どもも

それぞれ都道府県知事が認定をするということになりますと、各県別の横並びの認定のリズムというものができなきゃいかぬ。といいますのは、これ

は一つの例として恐縮ですけれども、焼き物、陶器について仮に技術開発の計画を立てるという場合に、有田という町があるわけです、これはたしか佐賀県でしたか。愛知県に瀬戸がある。これは

あくまでも例ですが、それぞれの有田と瀬戸の方で技術開発計画を組合なり業者の団体がつくつた、出した、愛知と佐賀の県知事がこれを認定するわけであります。相当なダブリが出てくることもあるでしよう、それから、私は、ダブリ自体はむしろ研究開発技術開発のエネルギーとなるものでありますから、いい面もあると想いま

すけれども、広がりのある異業種における技術開発といふものが横並びで間口の広い形で進めていかなければならぬと思うのです。そのためには、都道府県知事の認定ということにならぬものの、技術開発計画が都道府県知事を通じて技術的な判断の道が講ぜられるというふうに考

えられます。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

それから、万一判断に余るようなことがございまたら、照会、回答の形で都道府県知事から私どもが連絡を受けまして、私どもも専門家と相談をすることが可能かと考えております。そのよう

な点は通達などで明確にしてまいりたいと思いま

す。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

それから、万一判断に余るようなことがございまたら、照会、回答の形で都道府県知事から私どもが連絡を受けまして、私どもも専門家と相談をすることが可能かと考えております。そのよう

な点は通達などで明確にしてまいりたいと思いま

す。また、そのように指導してまいるつもりでございます。

○黒田(明)政府委員 この種の認定業務を行なう場

○木内委員 具体的にいろいろ質疑を用意しておりますけれども、時間がございませんので、何点かに絞ります。

まず一つは、附則の第二条の、十年以内にこれを廃止するというふうにあるわけでありますけれども、理由として技術革新はテンポが速いためと

いうことがありますけれども、むしろこれ

は逆に恒久法にしてしまって、先ほど申し上げたこの中小企業における技術開発の必要性というものはこれまでの流れ、今後の見込みの中で極めて重要になってくるわけでありますし、この重要性といふものは十年間でなくならないわけでありま

すから、恒久法にして、むしろ指針を見直すとい

う方向では立ち行かないものか、この点お聞きします。

○黒田(明)政府委員 私どもも、中小企業の技術開発の必要性というのはとても十年で終わるといふには思つておりますんで、十年後には現在よりももっと痛切にその必要性が感ぜられるかもしないというふうに思つております。十年といった理由は、そういう施策の打ち切りといふことを考へておるわけではございませんで、や

やもしますと、施策が長引くに従つて私ども施行に当たる側におきましても情性に流れる面もござりますので、十年たつた時点でもう一度中小企業をめぐる環境を見直し、どのような手法がより効果的であるのか、これから講じようとしていま

す。十年といふ

うことを考へておるわけではございませんで、や

やもしますと、施策が長引くに従つて私ども施行に当たる側におきましても情性に流れる面もござ

ります。

○木内委員 最後にお聞きします。

お訴えてまいりましたように、中小企業における技術開発といふのは現在の情勢の中では極めて重要なことでございまして、総合的な施策が今、中小企業庁、通産省、政府によって数多く行

われているわけでありますけれども、特にこの法

案の実施に当たつては血の通つた対応というものがでますけれども、時間がございませんので、何点かに絞ります。

そして、具体的論でありますけれども、その御決意のあるところで、例えばこの法律の施行によつてよい成果の出たところにつきましては、特に初期的段階で技術開発のいい成果が出たといつたよ

うな第一号などは通産大臣による表彰なんかは考えたらどうか。これも一つの励みになるのではないか。また同時に、そのぐらいの意気込みでぜひ対応してもらいたい、こういうふうに思うわけですが、これをお聞きします。

○村田国務大臣 よく承りました。中小企業は、石井長官が申しましたように、市場構造の変化に柔軟に対応し得るしなやかさ、そしてまた環境変化に力強く耐えていく所存でござります。

○黒田(明)政府委員 私どもも、中小企業を対象にいたしまして、「技術開発」の範囲を定める意味におきまして、第一点は、「生産、販売又は役務の提供の技術」である、中小企業の事業活動に関連する技術であるということを特定したいといふに考えております。ここでは販売、役務も入るといふことでございまして、製造業には限らないといふことでございまます。

(委員長退席、田原委員長代理着席)

次には、「技術革新の進展に即応し」といういわば技術の内容、方向性を持たせております。それは、技術革新が今生じておりますけれども、それは一つの方向を持っており、かつこれは中小企業にとっての未来を開ける分野であり、その未来はうまく中小企業者が成功するならば非常に大きな付加価値をもたらす性質のものであり、中小企業者がこれに即応できるものであるといふに考えておりまして、そういった今の技術革新の潮流に即応するものというふうに選びたいと考えているわけでござります。

それからまた、先ほど来御議論いたしております「著しい新規性」でございますが、一般的に

技術開発の促進ということは從来の施策において

もやつておりますが、それにさらに上乗せして中

小企業者にこの技術革新の進展に即応していく

過程におきまして技術開発力をみずから涵養する

という意味で、ある程度のジャンプを必要とする

といふ意味で、從来の技術開発の一般策とは少

し違つておられます。

○木内委員 以上で終わります。

○粕谷委員長 これをもちまして木内良明君の質

疑は終わりました。

この法案につきまして、從来の技術力向上対策の上乗せ施策として制定をすべく御審議をお願いをしておるところでございまして、從来より整いをしておるところでおこなつておる今日でございまして、中小企業の技術開発力の涵養といふことは喫緊の課題だ、こういうふうに認識をしておりだと思います。

○宮田委員 この法案の振興対象となつております「技術開発」の定義について、「生産、販売又は役務の提供の技術で、技術革新の進展に即応し、

かつ、著しい新規性を有するものに限る技術に關する研究開発」、こうなつておるわけでございま

すが、まず、具体的にはどのような技術をお考えになつておるか、その辺をお聞きいたします。

○黒田(明)政府委員 中小企業を対象にいたしまして、「技術」の範囲を定める意味におきまして、第一点は、「生産、販売又は役務の提供の技術」である、中小企業の事業活動に関連する技術であるということを特定したいといふに考えております。ここでは販売、役務も入るといふことでございまして、製造業には限らないといふことでございまます。

○黒田(明)政府委員 ほんの例示になるうかと思

います。最近では情報化関連の技術がこういう

第三次産業で大幅に発展を遂げつつあるように思

います。倉庫業におきます各種の倉庫運営技術、

貨物の整理、取り入れ取り出しなどの技術、それ

らを全体的に把握する技術、小売業におきまして

はPOSを中心いたします売れ筋商品、新筋商品

品の把握と会計処理とを一体化した技術、運送業

におきましては、これも常時全店所在地を把握す

るような情報化技術などが見られるようござい

ます。そういった情報化関連の技術が第三次産業

では非常に多いかと思いますが、もちろんそれ以

外のもつと物的な側面を持つた技術などもあり得

ることでございまます。

○宮田委員 今までの質問者がほとんど言つてお

いてになりますように、「著しい新規性を有する

ものに限る。」こうしたことなどを言つておるわけ

でござりますが、こういうことになると、これが

振興の対象といふことになりますと、技術の範囲

を狭めるといふことになるんじやないかといふ懸念もあるわけございまして、この「著しい新規

性」ということについて具体的にどういうように

運用なさる方針か、その辺をお聞きいたします。

○黒田(明)政府委員 技術開発と申しましても、

従来の在来型の技術にわざかな工夫を加えるとい

うのも技術開発たり得るわけでございますが、私

どもはそういった在來の技術にわざかな工夫を凝らすというのではなくて、やはり相当程度の研究

開発努力が伴うことによつて実現できるような技

術開発を考えたいわけでございます。そうするこ

とによりまして、その努力の過程におきまして中

小企業がみずから技術開発力をつけていくとい

う御議論をいただき、御答弁申し上げましたよう

に、中小企業の技術開発の実情を踏まえて考えてまいりたい、かように考えております。

○宮田委員 製造業関連の技術には限定しないと

いふことなんぞございませんが、非製造業関連ではどんな技術を考えておいでになるか、その点をお伺いします。

うふうに考へてゐる次第でございます。この「著しい新規性」というのはそういう意味でございまして、中小企業者が努力を断念してしまつようなら、そんな過酷なものは毛頭考へておりませんで、努力を誘導する程度の基準を考えたいというふうに思ひます。

それで、一般的なメルクマールとしては、従来の中小企業のグループで利用されていない技術で、その新しい技術開発のためには相当な努力が必要度のものではあるわけでございますが、指針の中でその範囲をできるだけ明確にいたしたいと思いますが、先ほど御答弁申し上げましたように、その「著しい新規性」というものをもう少しブレークダウンして、指針の中で、あるいは通達の中でも皆様にわかり得るように努力してみたい、かのように考えます。

○宮田委員 中小企業の技術開発の現状を見ますと、ほとんど言つていいほど外部からの導入と思つてございますが、しかし、これだけでなしに中小企業みずからが技術開発に取り組む事例といふのもあると思うわけでございますが、現在どれくらいそういう中小企業が見込まれておるか、わかつておれば御説明願いたいと思います。○黒田(明)政府委員 私どもが予備的に調査をいたしましたところでは、協同組合などでの種の技術開発に取り組もうと考えているところが百五十七、手を挙げてきたわけでござります。それから、総務庁の科学技術調査報告によりますと、五十八年度中に中小製造業の中でみずから研究開発を実施したものは約一四%といふことになつております。もつともこの総務庁の調査は私どもの定義と必ずしも合つてないようでござりますが、一四%といふ数字は一つのメルクマールにならうかというふうに考えております。

○宮田委員 中小企業の技術力全体を引き上げる見地からすると、相當数の中小企業の技術開発を促進されるものであると考えますが、この法案の対象となります中小企業の組合、どちらか見込まれるのか。できるだけ多くの中小企業に立法の

恩典が及ぶように同法案を運用すべきであると考えるわけであります。技術導入に関連するものを振興の対象とするべきであると思いますが、この点もどうかということと、また、中に「著しい」という字句が入つておるわけでございますが、これは削除したらどうかというふうにも思ひますが、その点含めてお願ひします。

○黒田(明)政府委員 私ども先ほど来申し上げておりますように、一般的な技術開発につきましては別途補助金もございます。技術改善費補助金などはそうでございますが、そういったもののほかに技術者研修、技術指導、情報交換、さらには信

用保証でも新技术企業化保険といったような制度を用意しておりますし、また、六十年度は新たに中小企業技術基盤強化税制を導入する、その規模は減税額で平年度百四十億円ぐらいにはなるのではないかというふうに試算しているわけでございまして、中小企業ができるだけ技術開発に取り組むようにということは私ども全く同様な考えでやつております。

今回のこの施策はそれに対する上乗せでございまして、新しい技術開発の可能性のある分野に中小企業の努力を誘導しようというねらいを持つておる上乗せ施策でござりますので、一般的な施策との間に若干の差をつけております。その差が実はこの「著しい新規性」というところにあらわれております。そこでこの法律にございまして、その「著しい新規性」を要求するかわりにと申しますか、助成措置も上乗せをして、補助金も別途用意いたしておりますし、この法律にござります各種の誘導措置をつけているという関係にござります。

○黒田(明)政府委員 現在の技術革新の潮流というのは、二十一世紀に向けて統いていく、広がっていくと思いますし、中小企業がその中にあって対応を迫られていくという実態も変わらないというふうに思ひます。したがいまして、中小企業者が技術開発に取り組んでいかなければならぬ必要性、重要性というものは、現在はもちろん、将来においても減ずることはないというふうに思つております。

それにもかかわらず十年で期限を設定しておりますゆえんのものは、私ども、今のような考え方で、事柄の重要性のゆえに、十年たつて立ちどまつて見直すという義務をいわばみずから課しているというふうに御理解いただきたいと思います。

○富田委員 不況に見舞われた産地を救済するための技術開発の促進を含めた対策を講じるために産地中小企業対策臨時措置法、こういう法律が制定されておるわけでございますが、今度でありますこの新法の運用に当たつて、産地法はどのように位置づけられるものか、その辺をお聞きいたしました。

○黒田(明)政府委員 産地法は、御承知のとおり円高によります輸出産業の被害あるいは輸入の増加、あるいは原材料の入手困難といったような、当時の、外から生じました困難に中小企業者が対処するために、いわば産地ぐるみで施策を講じようとするものを支援する法律でございまして、この中には技術の開発というものを入つておるわけでございますが、期限が来年來ようといたしております。

○黒田(明)政府委員 先ほど申し上げたとおり、この法律の契機になりましたが、これまでに講じた施策によってそれなりの成果が上げられたというふうに考えております。

ただ、今回技術問題を取り上げます関係上、これまで技術開発に取り組んでまいりました産地組合がまたこの新しい技術テーマによりましてそれに取り組もうとするときには、実質的に産地組合の技術開発をこちらの法律に基づいて遂行していくという可能性は生じてきているかと思います。ただ法論といいましょうか、形式論と言えば、両方は、目的も別でござりますし、これを承継するという形にはなっていらないわけでございます。

○黒田委員 中小企業投資育成株式会社法の特例が設けられておるわけでございますが、何社ぐらいいがこの対象となる見込みか、お聞かせ願いたいと思います。

○黒田(明)政府委員 今回の特例を講じますのは、今まで投資育成会社法では、投資対象が資金一億円以下の会社というふうに限られていた

わけでございますけれども、中小企業であります以上は、例えば資本金が一億二千万円であつても、製造業で従業員が二百人というのであれば、その技術開発に必要な自己資本を投資育成会社から供給してもいいのではないかという意味で、中小企業という定義の範囲内で今の投資育成会社の対象層を拡大しようという意味でございます。

この対象に入ります企業数というのは、必ずしも明確に数字としては出ていないわけでございますし、また、そういう中小企業者からの程度、この法律に基づいて投資育成会社に対して投資を求めてくるかどうかというようなことはちょっと計算もしくらいという事情がございますが、私どもとしてはこの制度の趣旨をP.R.をいたしまして、できるだけ自己資本の充実の道を利用してもうようないたしたい、かように考えております。

○富田委員 行政改革に関する閣議決定におきまして、投資育成株式会社は来年度以降民間法人化することが決まっているわけでございますが、この特例措置の実施に当たつて、事業の円滑な推進を確保するため、この資金のめど、これはついておるかどうか、この点もお伺いいたします。

○黒田(明)政府委員 投資育成会社は、昭和四十三年以来投資の成果が上がらないと申しますか、懐妊期間が非常に長いために、長いトンネルの時期を過ごしたわけでございます。ところが、最近に至りましてようやく投資の成果があらわれてまことに至りまして、昭和五十八年以降投資育成会社の投資先で、多くは二部でござりますけれども、第二部の市場に上場する企業が大部分であります。

したがいまして、現在は、政府からの出資と申しますか、中小公庫からの出資も償却できましたし、内部留保もある程度持ち得るという状況になつてきております。

○末木政府委員 現在、民間でベンチャーキャピタルと呼ばれております企業は約六十社ほどございまして、それらの業績はおおむね順調に推移しておりますというふうに認識しております。ただ、その多くは比較的最近設立された企業でございまして、そのせいか投資対象先から十分満足であるという評価ばかりでは必ずしもございませんで、したがいまして、先生が御指摘の審議会の報告でも、基本的にはこれらのベンチャーキャピタルが中小企業の自己資本の充実に果たす役割に期待をしつつ、今後いろいろな問題点の推移を見詰めて必要に応じて政策的な検討に取り組むようになります。私ども、今の段階では同じような期待を持っておりますけれども、この法律に取り込んで制度的な形で役割を担つていただくにはまだ少し時間が早いのではないかと思いまして、今日は見送りましたけれども、期待はしている、こういう考え方でございま

す。

○富田委員 リスクの大きい投資を促進するために投資損失準備金の制度の創設とか、ベンチャーキャピタルの株式売却益への課税の軽減などの措置を実現したらどうか、こう思いますが、その点のお考えがありましたら聞かせていただきたいと思います。

○末木政府委員 ただいま申し上げましたような問題はさておき、御指摘のような税制の手当ではどうかという点は確かに問題点の一つかと思いますが、基本的に我が国の税制においてキャピタルゲインをどう取り扱うかという大きな問題とも関連いたしますので、今後なお慎重な検討が必要ではなかろうかと思っております。

○宮田委員 審議会の中間報告では、人材の確保問題の一環として、ベンチャーキャピタルからの役員の派遣、それから人材のあつせん供給に係る問題の解決策が検討課題とされておるわけでございますが、この問題にどう対処なさる方針か、その点をお聞きいたします。

○末木政府委員 御指摘の点につきましては二つの問題がござります。

一つは、独禁法との関連でございまして、独禁法を担当しております公正取引委員会がベンチャーキャピタルの独禁法上の取り扱いにつきましてガイドラインを発表しておりますけれども、その中で、ベンチャーキャピタルからの人の派遣が相手先の企業の支配にならないようにしていう観点から、人の派遣は行わないということが示されております。

そこで、一方においては、こういうところから有能な人を受け入れたいという要望もござりますし、逆に人の受け入れについては警戒的な中小企業もござりますけれども、そういう全体を含めましてどういうふうにすれば独禁法の精神に触れないで、つまり経営の支配という問題を生じないで有効な人の受け入れができるかという点が一つございます。

いま一つは、職業安定法上の制約がございま

て、人材のあつせんとか供給に関しては一定の制約がございます。この辺も、もちろん立法の趣旨に照らして、新しい時代の要請にこたえるためにこういう例外措置が必要であろうというような考え方もあるうかと思いますが、その二つの点を今後十分検討いたしまして対処してまいりたいと思つております。

○宮田委員 もう一つ。審議会の報告では「担保力の不足が中小企業の技術開発資金の確保上大きな障害となつてゐる」こういうことを指摘しておるわけでござりますが、中小企業に限らず、企業の先端技術開発に関する問題の一つは、新技術、新商品に対しまして評価体制が整備されていないことでございましょう。このために、新素材やコンピューターのプログラムなど、先端技術関連の試験評価体制を確立して技術シーズの担保能力の付与に努めることは、中小企業の技術開発を促進するためにも緊要の課題と考えておるわけでございますが、政府の対処の方針、ございましたら出していただきたいと思います。

○石井政府委員 御指摘のとおり、中小企業だけ

ではございませんで、先端技術につきましての研

究開発成果の評価体制の確立ということは極めて

重要であると思います。一つの試みが、ファイン

セラミックスセンターの設立といふものその方向

にのつとつた一つの施策でございますが、従来か

ら中小企業分野に關しましては、公設試験研究機

関におきまして依頼試験に応ずるという形におき

まして、そういうた評価を常々行つてきたわけで

ござります。しかし、御指摘のような担保として

の有効性、有用性という側面からいりますと、

単に技術あるいは技術の新しさ、あるいはその

信頼性というだけではなくして、その技術を化体し

た商品のいわば市場性とか、総合的な問題が含ま

れてこないとその担保の価値という意味において

十分ではないと思ひます。そういうた面を含め

て、今後の中小企業の先端技術への取り組みに對

応いたしまして、少し研究をしてまいりたいとい

うふうに思ひます。

○遠山政府委員 審議会の中間報告で御指摘がございました中小企業大学校の効果的な活用でございますけれども、先ほどもちょっと触れました

けれども、その辺はどうですか。

○遠山政府委員 審議会の中間報告で御指摘がございました中小企業大学校の効果的な活用でございますけれども、先ほどもちょっと触れました

けれども、その辺はどうですか。

○宮田委員 審議会の報告では人材の確保策につ

いて検討課題が九項目挙げられておるわけであります

いまして、中小企業近代化審議会の場等におきま

してでも御検討いただきたい、こういうふうに考え

ているところでございます。

○宮田委員 審議会の報告では人材の確保策につ

いて検討課題が九項目挙げられておるわけであります

いまして、中小企業近代化審議会の場等におきま

してでも御検討いただきたい、こういうふうに考え

ているところでございます。

それで、お尋ねの二点目に、現在行われております

本格的な実習を伴う技術研修は東京校だけです

ござますが、これを地方校に広げたらどうか、

こういう御指摘でございました。この技術研修の

ための設備と申しますのは、これはいろいろござ

いまして、実はかなり大がかりなものもあるわけ

でござります。そういうた大がかりな設備は、や

はりそれに伴います施設をつくらなければいけな

いわけですので、その効率性等からいきまして東

京校に集中しているわけでござります。現在、中

小企業大学校は東京校のほかに関西校それから五

月の末に開校になります直方校というのがござ

ますけれども、そういうた面を含めますけれども、そ

れけれども、その辺はどうですか。

○遠山政府委員 企業内で仕事に直接役立つよ

うな人材の養成は、御指摘のように企業内で行うと

いうのが非常に効率的でござります。ですから

中小企業におきましては組織的あるいは体系

的な研修がなかなかできない状況でございま

す。それは人的な面、資金的な面あるいは研修を

行います人材の面、そういうた問題があるよう

でござります。そういうたことで、制度化するにはちょっと

それから、もともと仕事の中で教育訓練をする

いうことでござりますので、業務との関係でなか

なか区分が難しいという問題もあるわけでござ

ります。そういうたことで、制度化するにはちょっと

と難しいものですから、それを補完するものとし

て、先ほど申しました中小企業大学校の研修ある

いは都道府県が実施いたします研修、そういうた

オン・ザ・ジョブ・トレーニングではなくてオフ・

て、人材のあつせんとか供給に関しては一定の制約がございます。この辺も、もちろん立法の趣旨に照らして、新しい時代の要請にこたえるためにこういう例外措置が必要であらうというような考え方もあるうかと思いますが、その二つの点を今後十分検討いたしまして対処してまいりたいと思つております。

○宮田委員 もう一つ。審議会の報告では「担保力の不足が中小企業の技術開発資金の確保上大きな障害となつてゐる」こういうことを指摘しておるわけでござりますが、中小企業に限らず、企業の先端技術開発に関する問題の一つは、新技術、新商品に対しまして評価体制が整備されていないことでございましょう。このために、新素材やコンピューターのプログラムなど、先端技術関連の試験評価体制を確立して技術シーズの担保能

ですが、その中身でござりますけれども、中小企業方公共団体が講じる、こういうふうにしておりま

すが、その中身でござりますけれども、中小企業

が行います中小企業技術研修あるいは技術アドバ

イザー事業あるいは同じく都道府県が行つてお

ります巡回技術指導事業、そういうものを現在進

めているわけでござります。そういう人材養成の

が行います中小企業技術研修あるいは技術アドバ

イザー事業あるいは同じく都道府県が行つてお

りますが、最近これだけ高度化になります

でコースの充実を図つていく、あるいは研修内容

の質的充実を図つていく、こういうふうに考えて

おるわけでござります。

それで、本格的な設備を使いました実習を伴う

研修というものが中心になるわけでござりますけ

れども、そのほかにも、技術研修ではありません

が、経営者を対象にいたしました研修というのがござりますが、その中では、やはり技術革新の進

展の状況等につきましても触れて、そういうこと

を十分理解してもらつて経営に当たつていただき

く、こういうことを図つていきたい、こう思つて

おるわけでござります。

それで、お尋ねの二点目に、現在行われております

本格的な実習を伴う技術研修は東京校だけです

ござますが、これを地方校に広げたらどうか、

こういう御指摘でございました。この技術研修の

ための設備と申しますのは、これはいろいろござ

いまして、実はかなり大がかりなものもあるわけ

でござります。そういうた大がかりな設備は、や

はりそれに伴います施設をつくらなければいけな

いわけですので、その効率性等からいきまして東

京校に集中しているわけでござります。現在、中

小企業大学校は東京校のほかに関西校それから五

月の末に開校になります直方校というのがござ

ますけれども、そういうた面を含めますけれども、そ

れけれども、その辺はどうですか。

○遠山政府委員 企業内で仕事に直接役立つよ

うな人材の養成は、御指摘のように企業内で行うと

いうのが非常に効率的でござります。ですから

中小企業におきましては組織的あるいは体系

的な研修がなかなかできない状況でございま

す。それは人的な面、資金的な面あるいは研修を

行います人材の面、そういうた問題があるよう

でござります。そういうたことで、制度化するにはちょっと

と難しいものですから、それを補完するものとし

て、先ほど申しました中小企業大学校の研修ある

いは都道府県が実施いたします研修、そういうた

オン・ザ・ジョブ・トレーニングではなくてオフ・

つ専門的な技術研修を実施する機関として、今お話しの中小企業大学校がござります。そこでは中小企業の技術者に对しまして直接研修を行う、こういうものと、それから、公設試験研究機関の職員に技術指導を行うための研修、こういうものが

あるわけでござります。いずれの研修におきまし

ても、中小企業大学校では、高度かつ専門的な技

術研修を行つたために設備を利用しました実習を伴

う研修をやつていて、こういうこととしておりま

すけれども、そういうた研修を今後とも技術の

進歩に即応し、あるいは研修ニーズに即応した形

でコースの充実を図つていく、あるいは研修内容

の質的充実を図つていく、こういうふうに考えて

おるわけでござります。

それで、本格的な設備を使いました実習を伴う

研修というものが中心になるわけでござりますけ

れども、そのほかにも、技術研修ではありません

が、経営者を対象にいたしました研修というのが必要

になつてまいりまして、各企業それぞれ工夫をし

ながら、設備しながらやつておるわけでございま

すが、最近これだけ高度化になります

と、新入社員だけではもう工場経営ができないと

したことになつてまいりました。さらにそれを考

えておるところでござります。

○宮田委員 企業内研修について、ずっと以前は

新入社員だけを対象として研修をしていたわけで

ござりますが、最近これだけ高度化になります

と、新入社員だけではもう工場経営ができないと

ことになつてまいりました。さらにそれを考

えておるところでござります。

○遠山政府委員 新入社員だけを対象として研修をしていたわけでございました。さらにそれを考

えておるところでござります。

○宮田委員 企業内研修について、ずっと以前は

新入社員だけを対象として研修をしていたわけで

ござりますが、最近これだけ高度化になります

と、新入社員だけではもう工場経営ができないと

ことになつてまいりました。さらにそれを考

えておるところでござります。

○遠山政府委員 企業内研修について、ずっと以前は

新入社員だけを対象として研修をしていたわけで

ござりますが、最近これだけ高度化になります

と、新入社員だけではもう工場経営ができないと

ことになつてまいりました。さらにそれを考

えておるところでござります。

ザ・ジョブ・トレーニングというふうな形で政策的には進めていく、こういうふうな方向をとつておるわけでございます。

○宮田委員 大臣にちょっとお聞きするわけでございますが、中小企業の技術力向上を推進していくには、今回提案された法案を初めといたします。中小企業施策の枠だけにとどまらず、ハイテク時代に対応した学校教育の方を検討する必要があるのじゃないかと思います。御存じのように、我が国の中小企業は事業所数で九四・四%、それから従業員数で八一・四%と非常に高い割合を占めておるわけでありまして、学校教育は極めて重要な意義を有するわけでございますが、このために、卒業後中小企業に就職した従業員が、コンピューターの利用技術など基本的な技術の習得に資するカリキュラムを学校教育に積極的に導入するよう、通産省として積極的に推進すべきやないか。もちろん所管は文部省でございましょうけれども、大臣の、また通産省自体の積極的な推進があれば文部省も動くのじゃないかというふうに思います。そこで、まず文部省に働きかけていってほしいということが一つ。

もう一つは、臨教審で今盛んに論議をされておるわけでございまして、ハイテク時代に対応する学校教育のあり方等々が論議されておると思います。そこで、まず文部省に働きかけていってほしいということが一つ。

○村田国務大臣 先ほど来の宮田委員の御質疑、こちらで拝聴いたしております。私は常々の持論で、中小企業というのはまさに国民生活そのものであるというような認識を持っておりますので、今御指摘の中小企業の従業員に対するコンピュータ等の基本技術の習得といつたような問題につきましても、中小企業の技術の向上を図つて

いく上で極めて重要である。したがって、先ほど政府委員から御答弁申し上げましたように、從来から中小企業大学などにおいて中小企業の従業員を対象に種々の技術研修を推進しておるところでございます。しかし、技術革新の進展が著しい今日、このよだな中小企業の現在の従業員にとどまらないで、入社前の就学段階での技術研修の重要性というのもますます増大していると考えられるわけでございまして、これは一般問題として中小企業というものに対する国民の認識、そしてまた教育段階におけるいろいろな学習、そういう問題の重要性はよくわかりますので、御指摘の点につきまして文部省にも相談をいたしてまいりましようし、検討してまいりたいと思います。

それから、後段の臨時教育審議会の問題でござります。学校制度のあり方のほか、生涯教育充実策などについても、種々の有識者を交えまして、臨教審では非常に真剣な議論がなされておるといふふうに聞いております。通産省といたしましても、中小企業の人材の養成、人材確保の立場から、同審議会で実りのある議論をしてもらうよう期待をいたしておりますところでございますし、また必要がござりますれば、臨教審のスタッフとも御連絡をとるのにやぶさかでないと思つております。したがいまして、中小企業庁といたしましても、そいつた中小企業の振興を通じまして、技術開発をこにしました地域経済の活性化を図り、そのためいろいろな例えは地域フロンティア技術開発事業あるいは地域システム技術開発事業をこれから進めるにしておりますが、そういった事業あるいは地場産業振興対策事業、そういう事業を進めまして魅力ある雇用機会の確保に努めたい、こういうふうに考へておるわけでござります。

ただ、中小企業の側におきましても、やはりそれなりの努力をしていただくことも必要なのではないかと思いますが、中企業といつまでは、なかなか大企業に比べまして採用活動が弱いという面があるようござります。したがいまして、中小企業自体が人材の確保につきましてパンフレットの作成をとか、あるいは就職情報についていろいろなところで説明会を開くとか、そういうふうな努力をしていただか必要もあるのではないか、こういうふうな感じがいたしました。

○遠山政府委員 各地域の大学の卒業生を、その地域の中小企業へ根づかせるような効果的な方策、こういうこともやはり考えてほしいと思いますが、その点何かお考へがありましたら、ひとつお願ひします。

○宮田委員 地方大学の理工科系の新卒者を地域の中小企業へ根づかせるような効果的な方策、こういうこともやはり考えてほしいと思いますが、その点何かお考へがありましたら、ひとつお願ひします。

ただ、中小企業の側におきましても、やはりそれなりの努力をしていただか必要もないのではないかと思いますが、中企業といつまでは、なかなか大企業に比べまして採用活動が弱いという面があるようござります。したがいまして、中小企業自体が人材の確保につきましてパンフレットの作成をとか、あるいは就職情報についていろいろなところで説明会を開くとか、そういうふうな努力をしていただか必要もあるのではないか、こういうふうな感じがいたしました。

ただ、人材問題につきましては、先ほど申しましたように大きな課題でござりますので、地域につきましても、中小企業の従業員の確保の難しさにもつながっていくのじゃないか、こう

いうふうな感じがするわけでございます。

ただ、学校教育の卒業生、修了者が就職先を選択する場合には、自由意思に基づきまして選択をしている、こういうところはやむを得ないところでございまして、そういう中でどういう施策があるかということでございますが、やはりそれぞれの地域におきまして、そういう卒業生が自分の持っている能力を十分發揮できるような就職の場をつくる必要があるのではないか、こういうふうな感じがするわけでございます。

具体的に申しますと、例えばテクノポリスを見られますような高度の技術集積都市をつくりますとか、そいつた施設、あるいは地域の中企業の技術開発が進んでいくというふうなことも必要ではないかというふうに考へておるわけでござります。したがいまして、中小企業庁といたしましても、そいつた中小企業の振興を通じまして、

この法律一つとりましても、非常に効果のある法律にしなければならぬと思いますが、あるにもかかわらず知らないばかりに利用し切らぬという問題もあるわけでございますから、PRという問題については格段の御配慮をしていただきますよう願望いたしまして、質問を終わらせていただきましても、そいつた中小企業の振興を通じまして、

企業近代化審議会等の場におきまして御検討いただきたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○宮田委員 最後、もう時間が来ましたから答弁は必要ないと思いますが、通産省のあらゆる御配慮であらゆる施策が講じられておるわけでござりますが、せつかくの御配慮が手続の複雑さ等々あります。せつかくの御配慮が手続の複雑さ等々で、中小企業の皆さん、敬遠されがちでござります。せつかくのいいものが利用されないという嫌いが出てくることも間々あるわけです。さらにこの法律一つとりましても、非常に効果のある法律にしなければならぬと思いますが、あるにもかかわらず知らないばかりに利用し切らぬという問題に也有るわけでございますから、PRという問題についても、格段の御配慮をしていただきますよう願望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○田原委員長代理 野間友一君。

○野間委員 中小企業技術開発に関するいわば基本法的なものが初めてつくられたわけであります。この提案の理由あるいは一条の目的を見ますと、「最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う技術開発を促進するための措置を講ずる」と書いてあります。私もこれはそのとおりだと思うのですがけれども、技術開発とは一体何なのかという、二条三項一号では、先ほどから論議を聞いておりましたが、この提案の理由あるいは一条の目的を見ますと、「最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う技術開発を促進するための措置を講ずる」と書いてあります。私もこれはそのとおりだと思うのですが、それでも、先端技術を中心と考え、また著しく新規性を持つと大変な繩りがかかる。これでは一体中小企業のうちでどれだけ乗つかつていけるのか、これは実際に業者に聞きましても非常に不安な気持ちを持つておるわけなんです。

もともとこの目的にもあるように、技術革新の進展とか需要構造の著しい変化というのは何も先端技術に限ったものではなくて、あらゆる分野においてそのとおりなんです。したがって、中小企業の技術開発に関する基本法的なものができたわけですから、論議がありますように、もつとその分野も広く、しかも中身についても「著しい新規

性」というような厳しい縛りでなくて、うんと広い運用を図るべきである。だから、「著しい」というのは取るべきであるというのが私の主張なんですが、それとも、せめて新規性が明白なと申しますか、非常に弾力的な運用を図るべきである、私も同じように思います。が、その点いかがでしょうか。

○黒田(明)政府委員 中小企業の技術開発を一般的に幅広く促進すべきであるという点については、私どもも同じ考え方を持つていてるわけでございまして、そのために各種の施策を用意しております。補助金につきましても技術改善費補助金などをこれまで支援いたしておりますし、各種金融措置を政府関係金融機関でも用意いたしておりますし、信用保証の特例などもあるわけでございます。そういった施策によりまして幅広く中小企業の技術開発を支援していくかたいと考えております。その中で新しく生じております技術革新の潮流を発展させることであります。

に即応していくように、中小企業を上乗せして支援したいというのがこの法律のねらいであり、かつ、その過程におきまして、これまでどちらかといえれば導入依存型でありました中小企業の技術力を自主開発の方向に誘導していくたいということから、「技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有する」と規定しているわけでございます。ですが、中小企業をこの方向に誘導するためには多くの中小企業者が取り組み得るような程度のものでなければならぬというのは御指摘のとおりでございまので、運用に当たってはそのような点については心してまいりたいと思います。

年という話もありましたけれども、この補助金とは当然リンクすべきであろう。これは廃地法のときにもそういう論議がありまして、三年を五年の間に合わせるというふうに後で変わりましたけれども、その点についてどうでしょうか。

○黒田(明)政府委員　計画の認定は年中いつでも受け付けるようにいたしたいと思います。それから計画の期間でござりますが、私ども、中小企業の技術開発の実態を見てみると、テーマによつていろいろばらつきはあるのでござりますけれども、平均して考えてみますと、三年程度ではないかと思います。したがいまして、二年から三年といふうに御理解いただいてよろしいかと思ひます。

○野間委員　六条に関連して聞きますが、いわゆる

望ましいことでありますから、その点も踏まえておきたいと申します。

指針の問題です。これもずっと論議がありましたが、わかりやすく、きめ細かく、容易に乗つかるように、幅広く、中小業者あるいは組合が理解さればすぐそれに乗つかれるよう、今四つばかり申し上げましたけれども、ぜひそういう工夫をしてほしい。今技術について幅広くという答弁がありましたけれども、それを踏まえてぜひ要望いたえていただきたい。いかがですか。

○黒田明(政府委員) 指針を策定するに当たりましては、今の御指摘の点を中心して努力してまいりたいと思います。

を受けたいという組合が非常に膨大な数に上つてしまりますと、補助金の総額が限定されておりまして関係上全部には回り切らないという事態も起ります。○黒田（明）政府委員 計画を認定いたしまして初年度補助金を交付することを決定した場合には、その計画に従つて技術開発が実現するように私どもも支援してまいりたいと思いますので、二階に上げてはしごを外すようなことがあつてはならぬと思います。

○野間委員 六十一年度の予算の措置ですが、四十五組合、一組合当たり千六百万ですか、こうなつております。先ほど次長は、各都道府県で届けてなかつた組合に対して手を擧げると言つたら百五十七あるという話がありましたけれども、これは四十五——これは予算上の制約があるとは思いますがれども、当然新年度から年度以降枠を拡大するところが必要だと思うのです。ちなみに産地指定の状況を見てみると、五十四年が七十七組合、五十五年が八十六ですね、五十六年が三十五組合、計百九十八組合ですね。指定されたわけですから、こういう点で予算の措置も枠の拡大をうんと努力をしていただきたい、こう思います。

○黒田（明）政府委員 法律及び予算の施行状況を見まして、必要に応じて補助金の拡大には大いに努力いたしたいと思います。

○野間委員 同じく六条に関連してですが、いわゆる事業団の高度化融資の問題ですね。これはかなり私はいい制度だと思います。と同時に、信用保険法による新技術企業化保険の特例措置、それから課税の特例、こういう支援措置が今度法案で盛り込まれておるわけですが、この十条二項ではあるいは都道府県は認定中小企業者への指導及び助言を行う、こういうふうにありますよね。ところが、認定中小企業者の場合に対するきめの細かい指導助言、これは当然必要ですけれども、問

題は、計画の作成自身が大変な難事業になるというふうにも考へられるわけですね。したがつて、多くの中小企業者が計画をつくる、認定を受けらる、支援策が設けられる、こういうような技術開発の成果が上げられるように認定前の助言指導も大変大事だと思います。これは十条の一項とも関連すると思ひますけれども、その点でできるだけきめ細かい指導助言をするべきだと思いますが、いかがですか。

○黒田(明)政府委員 法律では、認定中小企業者に対する指導助言といふにいたしておりますが、それは、認定に伴いまして行政府においても認定中小企業者に対する指導助言の責任が一段と重くなる、必要性が高まるという認識で規定しているわけでござりますが、事前の相談指導につきましても、私どもとしては実効上それをやることが適當であるし必要であると思ひますので、そのようにいたしたいと思います。

○野間委員 この十条一項は、「情報の提供」「人材の養成その他必要な措置を講ずる」。ここでは「認定中小企業者」という縛りがないわけで、一般的に指導助言ができるし、ぜひこれを大いに活用していただきたい。特に中小企業白書を見ましても、「研究開発上の課題」の第一として挙げられておりますのは、研究者や技術者不足が七・六%、こうなっていますね。それから「今後の政策要望」を見てみましても、設備投資減税の要望はともかくとして、これを除きますと、人材育成制度、この拡充が第一位で五・二%、技術情報の提供が二番目で三九・五%、かなり高い要望が出ていますね。そこで、この要望にこたえるために、例えば十条の一項を踏まえまして、情報の提供あるいは人材の育成その他必要な措置、これは具体的にどのようなことを今のところ考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○遠山政府委員 第十条第一項の情報の提供、人材の育成についての具体的な措置でござりますが、中小企業大学校におきます研修それから公設試験研究機関におきます技術情報の提供、それか

ら同じ公設試験研究機関における技術指導、それから都道府県が行います中小企業技術研修、それから技術アドバイザー事業、巡回指導事業、そういったものが具体的な施策としてあるわけでござります。

○野間委員 それは今まである制度なんですね。せつからくこういう法律をつくるわけですから、これに基づいて中身についてさらに充実をするということが急務だと私は思います。

そこで、質問を変えまして、個別の問題について

○遠山政府委員 まず技術アドバイザー制度によつてお聞きしたいと思います。まず、技術力の向上対策の問題であります。技術アドバイザー、それから巡回技術指導ですね、こういう制度がありますけれども、この指導実績はどのくらいになつておるのか、簡単にお答えいただきたいと思います。

ります実績でございます。これは五十五年度に創設されたものでござりますが、現在アドバイザーハンズとして約二千五百名いるわけでございまして、五十八年度までの実績の数字がござりますが、それによりますと、全国の企業で二万五千企業にアドバイス事業を行つてゐる。これは五十五年度から五十八年度までの四年間でござります。年度別に申しますと、五十五年度が五千三百二十四企業、五十六年度が六千五百四十七企業、五十七年度が六千四百九十二企業、五十八年度が六千百三十二企業、こういうふうになつております。

それから巡回技術指導の方でございますが、巡回技術指導につきましては、五十四年度から十五年度までの数字を申しますと、五十四年度が一万五千八百三十四企業、五十五年度が一万五千五百七十一企業、五十六年度が一万五千二百九十九企業、五十七年度が一万五千八百七十一企業、五十八年度が一万四千八百六十八企業でございまして、この五年間を合計しますと大体七万七千企業に対しまして指導を行つてゐる、こういうふうになつてゐるわけでございます。

聞いたら調査もしてきただんですけれども、この技術アドバイザーというのは非常に好評なんですね、巡回指導も同じですけれども。特に言つておりますのは、適切なアドバイザリーに恵まれた場合には、例えば例としてこんなのが挙げていました。織維関係ですね。中小企業の要望や問題にこたえて、アドバイスによって次々とアイディアあるいはヒントが出されて、これが評判であちこちに広がつて非常に好評であったということも聞きましたけれども、これは私は非常に大事な事業だと思います。もう一つ、都道府県等の行います技術者の研修事業、これもありますね。これは一昨年七千三百九十七人、研修事業で受講しております。

この技術アドバイザーあるいは巡回指導それから都道府県で行います、今申し上げました技術者の研修事業、これらは、中小企業に最も広くしかかも密着した事業で、非常に大事な任務を帯びておるということで改めて私も認識を深くしたわけでありますけれども、ただ予算面で見てみると、これはトータルしましても今年度五億四千二百万円ということで、ずっとこれは年々減っていますね。ですから、こういう予算をうんとふやしまして、アドバイザーももとと広域に、しかもすぐれた人材を養成と申しますか、集めて、さらに品質とともに中小企業の皆さんのお願いにこたえるということが急務だと思いますけれども、大臣いかがですか。

○遠山政府委員 技術アドバイザー制度につきましては、これは中小企業が独自ではなかなか解決できない困難な問題、製品とかあるいは製造工程等に係ります技術的問題につきましてできる限り適切な技術指導を行う、こういうことでございまして、いろいろな点で役に立つておる面が多いというふうに感じておるわけございます。

それから巡回指導事業の方も、先ほど申しましたように、かなり多くの企業につきまして巡回をして、その生産現場でもつて指導に当たつておる、こういうことでございます。

それから都道府県が行っています研修事業につきましても、先ほど先生数字を挙げてお話をございましたけれども、非常に多くの技術者の研修事業に役に立っているわけでございまして、私どもとしてもこれからもできる限りこういう施策の強化を図っていきたい、こういうふうに考えております。

○野間委員 大臣はぜひ、そういう意味での予算上の措置も含めまして人的あるいは物的に拡充強化に御努力いただきたいと思いますが、いかがですか。

○村田国務大臣 御質問の御趣旨、賛成でございます。

○野間委員 次に、中小企業大学校の問題についてお伺いしたいと思います。

口、業者の技術力の向上をはかるため人材育成を目的とする上でも、また助言指導を行う地方の公設試験機関、この技術者の水準を高める上で、中小企業大학교の果たす役割はこれまで非常に大事だと思います。これも先ほど質問が出ておりましたけれども、東京校、大阪校あるいは直方校、それから旭川も開校準備中だというふうに私聞いておるのですがけれども、それから瀬戸校もですか、ここではメニューを見ておりますとかなり豊富なメニューですね。いろいろと私も資料で拝見いたしましたけれども、実習について言いますと、実習を伴う研修というのは東京校だけなんですね。この点についてその事実の確認と同時に、これまで和歌山の工業試験場のある幹部の話を聞いてきたのですが、和歌山は大阪に隣接しながら実習を伴う研修ができるないということです。指導員の研修を毎年東京校へ出しているという現状なんですね。ですから、公設の試験研究機関のこういう指導員の研修についてもそうでありますから、中小業者等についてはなおさらなかなか東京まで行くことが困難だというふうに思っています。

そこで、地方校においても実習を伴う研修をぜひ実現していただきたい。特に当面大阪校についてぜひこれを早期に実現してほしいという要望が

○遠山政府委員 実習を伴います研修につきましては、お話しのように東京校におきまして設備を持ちまして研修を行つておるわけでござります。その設備の主なものを見てみますと、例えばNC工作機械とかマイコン開発装置あるいはトランスマーマシンとかプレス機器等のための油圧回路実習装置、そういうものがあるわけでござります。そういう設備はかなり大型なものがござりますので、各地方校にそういう設備を置きますのがなかなか難しい面がござります。ただ、そういう本格的な大きな設備を使います実習のほかに何が簡単な方法はできないかとか、別の設備を借りた形でもつてできないか、あるいは東京校の設備を一時ほかの地方校で使うとか、そういうふうな方法ができないか、そういうことがこれから検討すべき課題じやないかと思ひますけれども、そのほかに地方校におきましてそういう設備を使わないで、例えば経営者研修の中で新しい技術についての、座学が中心になりますけれども、そういうた研修で補つていくというのが今までの状況でございます。

そういうことでござりますので、私どもとしては、これからそういうった各地域の研修ニーズも考え、それから設備の利用の仕方等も考えながら検討していきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

ただ、東京校におきましては、今のところ全国から研修生が来ておりまして、一応全国から参加する形にはなつておるわけでござりますけれども、各地域の便宜のためにはいろいろ考えていただきたい、こういうふうなことでござりますので、検討をさせていただきたいと思っております。

○野間委員 必要があるから、しかも地域にないから東京まで出てくるわけで、その点実習を伴う研修、これは各地方校においてもぜひ実現できるよう検討をしていただきたい。

再度確認を求めるのと、それから研修者の指導について、コースが一ヵ月コース、それから六ヵ

月コースとあります。ところが聞いてみますと、職員の数あるいはスタッフ等の関係でなかなか、一ヵ月じや足りないけれども六ヵ月では長過ぎるということで、どうしても二の足を踏むというところから、二ヵ月コースあるいは三ヵ月コース、こういふものもせひ組んでもらえないかという要望も非常に強いわけですねけれども、この点もあわせてお答えいただきたいと思います。

○遠山政府委員 公設試の職員等に対する指導者としての研修、指導員研修と言つておりますけれども、これにつきましては今お話しのように六ヵ月のコースがあるわけでございます。これはやはり中小企業大学校で、そういつた指導員の研修として高度かつ専門的な知識の修得ということでございますので、ある程度期間をかけて研修を行う、こういうことでございます。

一方でお話しのように、六ヵ月では公設試等の職員を派遣していくという声も聞くわけでございます。そういう要望の実態等も踏まえました上で、そういうコースを設置する必要性につきまして検討してまいりたいと思っております。

○野間委員 東京校あるいは大阪校、関西校と言ふんでしようが、このパンフレットあるいは募集案内、こういうものを見てみましても、確かに環境も非常にいいし、研修のメニューも、見てみますとかなり中身も濃いものがあるように私は思いました。

ところで、ここへできるだけ皆さんのが参加できるようにならうとしているところが、労働省関係でもらった資料によりますと、こういう大学校等の研修に参加した場合、有給教育訓練休暇給付金というものがありますね。中小企業者の場合には賃金の三分の一ですが、ここでの労働者の場合には賃金の三分の一の支給、その他の経費を負担する受講奨励金、これを支給する制度もあるようですね。

それで数字を見てみると、五十八年これを利用して三千二百六十六人が受給しておるようになります。これは単に労働省の問題としてだけではなくて、こういふものを大いに利用して研修をする

月コースとあります。ところが聞いてみますと、

○遠山政府委員

御指摘の有給教育訓練休暇奨励

給付金制度、これは雇用保険法の規定に基づきます制度でございまして、お話しのように有給教育訓練期間中の賃金、三分の一、あるいは受講奨励金といったしまして給付がある、こういうふうなことでございます。それから、そのほかに生涯職業訓練奨励給付金というのも同じような制度として設けられておりまして、中小企業大学校のコースにつきましては、例えば通信研修なんかの対象にはこの生涯職業訓練奨励給付金が支給されるという制度もあるわけでございます。

そういう制度につきましては、中小企業が從

業員をこういう研修に派遣する場合に非常に有用な制度でございますので、極力そういうふうな制度をPRしまして利用していただきたいことが必要なわけでございます。私どもとしても、中小企業大学校の募集のパンフレットにもそういうのを載せておりまして、十分そういう制度が利用できるようなPRをしておるつもりでございますけれども、今後ともそういうことにつきまして一層努力をしていきたいと思っております。

○野間委員 「中小企業の技術力向上のために」

といふ、ことしの二月に中小企業庁が出しました中小企業関係技術対策の重点のパンフレット、これを見まして、最後に「昭和六十年度中小企業技術関係予算案一覧表」、これがついておりますね。これは百九十四ページです。これを見ますと、「親企業の技術革新に伴う発注内容の変化」、こういうところがありまして、グラフが載っておりますね。これは百九十四ページです。これを見ますと、コストダウンの要請をされたというのが五一・一%、それから、品質・精度の向上要請強化が四八%、納期の短縮化が二四・四%、こういふ項目がありますけれども、残念ながらトータルの金が少ないと、いうのが大きな問題だと思うのです。だから、多種多様な非常に工夫されていろいろな施策をやつておられるということはよくわかるのですけれども、この技術力向上対策の補助金、これをやはりうんどふやすということが大事

だと思います。

ちなみに、技術高度化対策補助金、これも含めまして、これで数字を追つたのですけれども、全部で五十八億七千百万円ですね。項目は二ページにわたって相当多いのですけれども、なかなか金額がこれに伴わないというふうに私は思いました。これは、同じ技術開発補助金に関して日立などを見ていますと、一社だけで七十億二千九百万、これだけついておるわけです。ですから、中小企業全体に対する予算と一社と比べても十一億まだ足りないということにも数字上なるわけで、だから、技術開発を促進して技術力の向上を図ることを本当に実現するためには、こういう点での予算の大額な増額ということは急務だと私は考えておりますけれども、これは大臣、いかがですか。

○石井政府委員 御指摘のような中小企業下請事業者の声を私ども真剣に受けとめまして、例えれば、情報化の一つの対応としてCAD、CAMの導入、こういった技術革新成果の取り込みによる大幅なコストダウンを志向する中小企業、こういったものが今後どういうふうな下請関係の中で親切に努力をしていくべきか、現在、情報化対策分科会で検討いたしておりますが、それらを含めまして、下請代金支払遅延等防止法あるいは下請事業者と対応していくべきか、どういうふうな対応策が講じ得るか、今後検討してまいりたいと思っております。

○野間委員 大臣、同じ質問ですけれども、ぜひそういうことのないよう指導をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○村田国務大臣

中小企業技術向上対策予算についての御質問でございます。

これは最近の五ヵ年間を見ましても、一般会計中小企業対策費の技術力向上対策予算として年平均一〇%以上増加をさせておるということになるわけでございます。非常に重要な、また、今後は技術の向上ということが本当に重点的に行われなければなりませんので、御趣旨の線に沿つて予算の確保に努力をしていきたい、このように思つております。

○野間委員 中小企業白書からもう一つ引いてみますと、「親企業の技術革新に伴う発注内容の変化」、こういうところがありまして、グラフが載っておりますね。これは百九十四ページです。これを見ますと、コストダウンの要請をされたというのが五一・一%、それから、品質・精度の向上要請強化が四八%、納期の短縮化が二四・四%、こういふなっていますね。

だから、中小企業の人が一生懸命苦労して技術開発あるいは技術力の向上に取り組んでも、結局その結果、成果が皆吸い上げられてしまうということになります。これは単に労働省の問題としてだけではなくて、こういふものを大いに利用して研修をする

が、今数字を挙げましたけれども、こういうこと

でありますから、こういうことのないように、や

はりちゃんと厳しい指導をすべきじゃないかと私

はこの数字から感じましたけれども、いかがですか。

○石井政府委員 御指摘のような中小企業下請事業者の声を私ども真剣に受けとめまして、例え

ば、情報化の一つの対応としてCAD、CAMの導入、こういった技術革新成果の取り込みによる大幅なコストダウンを志向する中小企業、こうい

ったものが今後どういうふうな下請関係の中で親

切に努力をしていくべきか、現在、情報化対策

分科会で検討いたしておりますが、それらを含め

まして、下請代金支払遅延等防止法あるいは下請

事業者と対応していくべきか、どういう

ふうな対応策が講じ得るか、今後検討してまいりたいと思っております。

○野間委員 大臣、同じ質問ですけれども、ぜひ

そういうことのないよう指導をいただきたいと

思いますが、いかがですか。

○村田国務大臣

御指摘になりました中小企業白書の中では、変革の時代に挑む中小企業の課題として、技術、情報、人材を挙げております。特に、新しい技術革新の潮流と中小企業の自主的技術開発の必要性ということで、技術についての重要性というのは、中小企業白書のいわば一つの太い柱でございます。御質問の線に沿つてしっかり努力をしなければいけないというふうに認識しております。

○野間委員 ことし三回目を迎ますが、全国の建具業者の大会があります。それから、十九回の全国建具展示会、これは私の地元和歌山市で行われるわけであります。これに関連してですが、木工関連産業等が、住宅産業の低迷等がありまして大変深刻な状況にあるわけですね。これは私も紹介議員になりましたして、昭和五十七年に当委員会で請願採択も実現しておるわけですが、これで請願の対策、政府のこの請願を受けて何をやつたかと

いうことについてのあれを見ておりますと、いろ

いろ書いてあるのですね。書いてありますけれども、実際にはずっと依然として低迷しております。特に、この全国大会があります建具について言いますと、これは深刻な状態がずっと続いているわけですね。

そこで、要望として私もたくさん聞いてきたのですが、先ほども論議がありましたが、産地法、これが来年期限切れになりますね。それで、建具の組合に聞いておりまして、これは大変役に立つた、物心両面の支援になつた、もう切れてしまつたらえらいこっちゃ、これを残してほしいというのが切実な声なんですね。和歌山で見てみますと、七つが指定されまして、そのうちの五つが終わって、あと二つ皮革と漆器が残つておりますが、期限の切れたメリヤスあるいは紀州織維等々五つ、これはやむを得ませんから県単で補助をやつておるわけですね。

私は、これは確かに激変緩和というふうなことでできたものだというふうに承知しておりますけれども、これをやはり産地法として恒久化をする必要があるんじゃないのか。産地を見てみると、四百七十二産地のうちで、五十八年末ですが、百九十八が指定されたといいう実績を持つていて、これは大変な予算上、金融上あるいは税制上の励ましになつておりますから、ぜひその延長、強化をする必要があるんじゃないのか、こういう強い要望がありますが、この点いかがですか。

○黒田明 政府委員 産地法は、当時の経済環境の激変、具体的には、円高によりまして輸出が困難になるとか輸入が急増するといったもの、あるいは原材料の供給が途絶えるといったような事態に対処するために産地が結集してやろうとする努力を支援する目的で制定されたわけでございますが、御承知のように、その後経済環境がまた変わりました、現時点では、このような法制定当時のような事態といふのはなくなっているというふうに考えますと、もう一つは、これまでに講じました施策によりましてそれなりの成果を上げてきたというふうに考えておる次第でございます。

今度のこの技術新法によりまして、技術開発につけてはまた段階の開発支援をするわけでございますが、産地法に盛られております技術開発と本格的には、新たに、産地法に基づく技術開発の基礎的には、新しい挑戦をする可能性がまた出てくるわけでございまして、こういった施策の活用によりまして、現在の事態に中小企業者あるいは産地組合が対処することを私どもとしては期待しているわけでございます。したがいまして、本年産地法は期限が来るわけでございますが、ここで失効ということになつてしかるべきではないかというふうに考えております。もちろん、中小企業の関連施策については、法律の打ち切りにかかわらず、いろいろな面で御利用いただけるように用意はいたしたいというふうに考えます。

○野間委員 この点については、期限切れが来年ですから、執拗にこれを残すように私もこれから要求していくみたいといふう思つております。最後に、先ほど申し上げましたように、建具の業者の大会のときにあわせて展示会をやるんですね。ここでは全国の業者が集まつて、大変苦労して、いいものをつくつてみんなに見つてもらおう。これは必ずと十八回やつておるのですが、いろいろ聞きましたら、このいいものをぜひPRしてほしい。例えば日本にあります外国の大企業に展示をしてほしいとか、あるいは外国の日本の大使館に展示してほしいとか、そういういろいろな便館に展示してほしいとか、そういういろいろな要望があるようないいきして、それといふうに非常に強い要望があるのですけれども、聞きましたと、通産大臣賞とかあるいは中小企業庁長官賞などとあるは、非常に強い要望があるのですけれども、聞きましたと、通産大臣賞とかあるいは賞状一枚なんですね。実際こういう低迷した地場産業、建具に対して励みになるような新しい施策を展示会にちなんで何か考えられないかどうか、こ

とおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○柏谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

具を展示するものでございまして、建具業界の技術、技能及びデザインの向上並びにその普及に多大の貢献をしているものと承知いたしております。ただ、先生の御指摘のように本展示会の展示品を上げることは、新しい予算措置が必要といたしますので、現状では極めて困難ではなかろうかと考えておる次第でございます。

ただし、通産省といたしましては、先生御指摘のように、従来から通産大臣賞等を設けまして本展示会を積極的に支援しております。業界とされても、これをみずから需要拡大努力の一助とされることを期待しておる次第でございます。

○野間委員 最後に、大臣、何か所見がありまして建具の振興についてお答えをいただいて、終わりたいと思います。

○村田国務大臣 今御指摘になつた木製建具製造業というのは、私も住宅関係を長い間やっておりましたから知つておりますが、ほとんど中小企業であり、地場産業でございます。したがいまして、野間委員の御指摘になりました点は私どもはよく理解でございますので、いろいろ今後検討させていただきたいと思います。

○野間委員 終わります。

○柏谷委員長 野間君の質疑はこれをもちまして終わりました。

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○柏谷委員長 これより討論に入るのあります。特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申上げます。

○村田国務大臣 特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申上げます。

この法律案は、特許法その他の工業所有権関係法律について、一九七〇年六月十九日にワントントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願制度の一層の利用の促進を図るとともに、最近の技術開発の進展に対応し得るよう制度の改善を図るために、所要の改正を行うものであります。

なお、本件につきましては、昭和五十八年十二月から工業所有権審議会において慎重な審議が重

お詰りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ねられた結果、昨年十一月に特許協力条約（PCT）の改正に伴う法制整備及びその利用促進等のための制度のあり方に關する答申が提出されており、本法律案はこの答申に基づいて作成したものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特許協力条約の規定の変更等に伴い出願手続の改善を図るものであります。複数の国に対する特許等の出願を國際的に統一された方式による一つの出願で行うことを認める國際出願制度について、その利用の促進を図るとの観点から、昨年二月、条約の規定の変更等が行われましたが、これに伴い、國際出願制度を利用した外国からの出願について、我が國への出願の翻訳文の提出の期限の変更、翻訳文の範囲の限定等出願手続の改善を図ることとしております。

第二は、特許出願等に関し優先権制度を導入するものであります。最近の技術開発の進展に対応するため、先にされた特許出願等に係る発明を含められた出願について、当該先にされた特許出願等に係る発明に相当する部分の出願日につき優先的な取り扱いを認めるとしております。

却下後の新出願の制度及び追加の特許制度を廃止することとともに、それらに伴い関連する規定を整備することとしております。

第三は、國際出願制度の利用を促進するためには、國際出願について、特許庁以外の他の国際調査機関による國際調査等を受けられる制度を採用するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に關し承認を求める件につきまして、提案理由及びその要旨

を御説明申し上げます。

鉱山保安監督部は、鉱山保安の確保を図るために、通商産業省の地方支分部局として、現在、仙台鉱山保安監督部、東京鉱山保安監督部、中部近畿鉱山保安監督部及び中国四国鉱山保安監督部の四部が置かれており、中部近畿鉱山保安監督部及び中国四国鉱山保安監督部にはそれぞれ中部近畿鉱山保安監督部大阪支部及び中国四国鉱山保安監督部四部が置かれています。

このたび臨時行政調査会の答申を受けて、鉱山保安行政の効率的推進を図るため、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部とを統合し、仙台市に關東東北鉱山保安監督部を設置するとともに、東京都に同部東京支部を設置する必要があります。

以上が、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に關し国会の承認を求めるとの提案理由及びその要旨であります。

○粕谷委員長 これにて両案件の趣旨の説明は終りました。

両案件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、来る二十六日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時九分散会

一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条第四項又は「」を削り、「若しくは」を「又は」に改めます。

第四十二条の二 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第八条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され取り下げられ又は無効にされている場合

四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合

四 第二十九条の二第二項中「國際出願日におけるこれらの書類」を「國際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）に、又は同法第四十八条の第四項の出願翻訳文」を「若しくは同法第四十八条の第四項の出願翻訳文又は國際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）に、又は同法第四十八条の十四第二項」を「若しくは同法第四十八条の十四第二項」に改め、「書類の翻訳文」の下に「又は國際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」を加える。

第三十一条を次のように改める。

第四条第一項中「第五十三条第四項（第二百五十六条第六項）」を削り、同条第二項中「第二百五十六条第三項を削り、同条第四項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を

同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十二条の二 特許を受けようとする者は、（特許出願等に基づく優先権主張）

次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第八条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され取り下げられ又は無効にされている場合

四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合

四 第二十九条の二第二項中「國際出願日におけるこれらの書類」を「國際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）に、又は同法第四十八条の第四項の出願翻訳文」を「若しくは同法第四十八条の第四項の出願翻訳文又は國際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」に、又は同法第四十八条の十四第二項」を「若しくは同法第四十八条の十四第二項」に改め、「書類の翻訳文」の下に「又は國際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」を加える。

第三十一条を次のように改める。

第四条第一項中「第五十三条第四項（第二百五十六条第六項）」を削り、同条第二項中「第二百五十六条第三項を削り、同条第四項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を

く。)についての第二十九条、第二十九条の二第一項本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四十二条第二項(第一百五十九条第三項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百六十一条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第六十五条条(第五十二条第二項(第一百五十九条第三項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第六十五条条の三第四項(第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第一百二十四条及び第一百二十六条第三項、实用新案法第七条第三項及び第一百七条並びに意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第二十六条、第三十二条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明(当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)については、当該特許出願について出願公告又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開がされたものとみなし(第二十九条の二第一項本文又は实用新案法第三条の二第一項の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第一百八十八条の三第二項の国際特許出願又は同法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願(第一百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は

実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。)であるときは、第二十九条の二第二項中「国面(第一百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国语実用新案登録出願にあっては国際出願における明細書、請求の範囲若しくは国面(国面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項若しくは同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における国面(国面の中の説明を除く。)、みなし国際出願であつて外国语でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは国面(国面の中の説明を除く。)、みなし国際出願である場合は、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられる場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から一年三月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

4 第四十三条の見出しを「(パリ条約による優先権主張の手続)」に改める。

5 第四十四条第二項中「第三十条第四項」の下に「、第四十二条の二(第四項)」を加える。

6 第四十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十六条に見出しとして「(出願の変更)」を付し、同条第四項中「昭和三十四年法律第二百五号」を削り、同条第五項中「及び前条第五項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、との出願は、取り下げたものとみなす。

6 第四十八条の三第二項中「、第四十五条第一項若しくは第三項若しくは」を「又は」に改め、「又は第五十三条第四項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。」を削り、同項の表の下欄中「(追加の特許権)」を削り、同項の規定により独立の特許権となつたものを含む。(以下同じ。)にあつては、出願公告の日から第七十四条の規定により消滅し又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまで」を削り、同項の表の下欄中「(追加の特許権)」にあつては、一発明につき三千五百円」、「(追加の特許権)」にあつては、一発明につき五百円」「(追加の特許権)」にあつては、一千三百円」「(追加の特許権)」にあつては、一発明につき一万千円」「(追加の特許権)」にあつては、一発明につき五千円」に規定する新たな特許出願であつて同

十三条第四項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面を提出したもの」を削り、「出願の変更又は書面の提出」を「又は出願の変更」に改める。

4 第四十九条第一号中「、第三十一条」を削り、同条第三号中「第三十六条第四項から第六項まで」を「第三十六条第三項から第五項まで」に改める。

5 第五十二条第三項中「、第三十二条第四項」を「、第三十二条第五項」に改める。

6 第五十三条中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とする。

7 第五十五条第一項中「、その特許出願に係る発明が第三十一条各号に掲げる発明に該当しないこと又は」を削り、「第三十六条第六項若しくは」を「第三十六条第五項又は」に改める。

8 第六十七条第二項中「、又は第五十三条第四項(第一百五十九条第一項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。)及び第一百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。」を削り、同条第三項を削る。

9 第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

10 第七十四条及び第七十五条 削除

第七十七条第一項中「(追加の特許権)(第七十五条第一項の規定により独立の特許権となつたもの)」を削り、同項の表の下欄中「(追加の特許権)」を削り、同項の規定により独立の特許権となつたものを含む。(以下同じ。)にあつては、出願公告の日から第七十四条の規定により消滅し又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまで」を削り、同項の表の下欄中「(追加の特許権)」にあつては、一発明につき三千五百円」、「(追加の特許権)」にあつては、一発明につき五千円」「(追加の特許権)」にあつては、一千三百円」「(追加の特許権)」にあつては、一発明につき一万千円」「(追加の特許権)」にあつては、一発明につき五千円」に規定する新たな特許出願であつて同

は、「一発明につき二万円」及び「(追加の特許権にあつては、一発明につき四万二千円)」を削る。

削る。

求の範囲及び図面の中の説明」に、「図面の出題翻訳文」を「図面（図面の中の説明を除く。）に改める。

第一百八十四条の十の次に次の二条を加える。
（在外者の特許管理人の登列）

第一百二十三条第一項第三号中「第三十六条第四項又は第五項」を「第三十六条第三項又は第四項」に改める。

第一百八十四条の十の一 在外者である国際特許出願の出願人は、第一百八十四条の五第一項に

規定する期間内（その期間内に出願人が出願（発明の新規性の喪失の例外の特例）審査の請求をしたときは、その請求の時ま
第一百八十四条の十一の二 国際特許出願に係る

でにおいては、第八条第一項の規定にかかる第三十条第一項又は第三項の規定について第三十条第一項又は第三項の規定を受けようとする旨は、つとめに定められた用法を受けることとする旨

前頭に昆三、うす（十四音子）と出頭り出頭
ことができる。

前項に規定する者（外国語特許出願の出願人）にあつては、第一百八十四条の四第一項の規

「以内」及び「願書」を削り、「図面」の下に「図面の中の説明に限る。」を加え、同条第二項中「願書」を削り、同条第四項中「請求の範囲又は図面に記載された事項」を「若しくは請求の範囲に記載された事項又は図面の中の説明」に、「請求の範囲又は図面に記載されていないかつた」を「若しくは請求の範囲に記載されていなかつたものと、又は図面の中の説明がなかつた」に改める。

第一百八十四条の十一第二項中「第四十三条第一項」を「第四十二条の二第一項の規定による

優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項一

第一項又は第四十三条第一項の規定による

二第一項又は第四二三条第一項の規定による二
以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつて

は、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。」に改め、同条第三項中「範囲又

は図面」を「範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）」に改め、「出願翻訳文に記載した事

項」の下に「又は同条第一項の国際出願日における第八十四条の三第二項の国際特許出願の

画面（画面の中の説明を除く。）に記載した事項一を印し、同条第四項中「又は画面の出願番

「訳文」を「若しくは図面の中の説明の出願翻訳

又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第四十二条の三第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項若しくは実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第一百八十四条の十六第四項若しくは同法第四十八条の十四第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

第一百八十四条の十二第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第一百八十四条の十三中「二年一月」を「二年六月」に改める。

第一百八十四条の十四中「又は図面」を「若しくは図面(図面の中の説明に限る。)」に改め、「出願翻訳文」の下に「若しくは同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)」を加える。

第一百八十四条の十五第一項中「図面及び」を

第一百八十四条の十六第一項中「願書」を削り、「図面」を「図面(図面の中の説明に限る。)」に改め、同条第五項中「第一百八十四条の十一、第一百八十四条の十二第一項及び」を「第一百八十四条の十一、第一百八十四条の十一の二、第一百八十四条の十一の三第一項及び第三項並びに」、「第一百八十四条の六及び」を「第一百八十四条の六及び第三項並びに」

の六、第一百八十四条の十一第一項及びに改め、「第一百八十四条の十一第三項」の下に「第一百八十四条の十一の三第三項」を、「第一百八十四条の四第一項の国際出願日」の下に「及び「同条第一項の国際出願日」」を加え、「とあり、第一百八十四条の十二第一項及び」を「とあり、第一百八十四条の十一の二中「第一百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後)」とあり、「二年一月」を「二年六月」に改め、「第一百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」との下に「第一百八十四条の十一の三第一項中「及び第四十二条の三第二項の規定は」と、同条第三項中「と、又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする」とあるのは「とする」とを加える。

第一百八十五条中「第七十五条第一項」を削る。

第一百九十三条第一項第五号中「第一百十二条第三項」を「第一百十二条第四項」に改める。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「国際出願日におけるこれららの書類」を「国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)」に、「出願翻訳文」の下に「若しくは国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)」を加える。

第七条の二 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案に基づいて優先権を主張することができるもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二第二項に規定する期間の経過後(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後)」とあり、「二年一月」を「二年六月」に改め、「第一百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」との下に「第一百八十四条の十一の三第一項中「及び第四十二条の三第二項の規定は」と、同条第三項中「と、又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする」とあるのは「とする」とを加える。

第一項の規定による出願の変更に係る特許出願がある場合

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に放棄され取り下げられ又は無効にされている場合

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案(当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)については、当該実用新案登録出願について出願公告又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開がされたものとみなして、第三条の二第一項本文又は特許法第二十九条の二第一項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は同法第二百八十四条の三第二項の国

際特許出願（第四十八条の十四第四項又は同

長官に提出しなければならない

法第一百八十四条の十六第四項の規定により審用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。)であるときは、第三条の二第二項中「図面」(第四十八条の四第一項又は同法第八十四条の四第一項の外国語実用新案登

第七条の三 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3. 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から一年三月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下されたものとみなす。

二項中「図面」(第八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る)及びこれらの書類の第八十四条の四第四項若しくは同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願における図面(図面の中の説明を除く)、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説

若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。)」とあるのは、「図面」とする。

第八条第三項ただし書中「これらの規定の適用用」の下に「第七条の二(第四項の規定の適用を加え、同条第六項中「昭和三十四年法律第百二十五号」)を削る。

第九条第一項中「及び第四十条から第四十四条まで(明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手続及び特許出願の分割)」を「第四十条から第四十二条まで(明細書等の補正と要旨変更、第四十三条(パリ条約による優先権主張の手続)及び第四十四条(特許出願の分割)」に改める。

第十二条第三項中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改める。

第十三条の二第一項中「第九条第一項」を「第七条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第九条第一項」に改め、「(千九百零二月十四日にプラツセルで、千九百零一年六月一日にワシントンで、一千九百二十五年

(先の出願の取下げ等)

第七条の三 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から一年三月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下されたものとみなす。

十一月六日にヘーグで、一千九百三十四年六月一日にロンドンで、一千九百五十八年十月三十一日にリスボン及び一千九百六十七年七月十四日ストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。」を削り、「認められた出願の日」を認めた出願の日、第七条の二第一項又は第九条第一項において準用する同法第四十三条第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う適用新案登録出願については、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改め。

〔及び外国語実用新案登録出願に係る願書の出願翻訳文〕を削り、同条第二項中「図面及び図面の出願翻訳文」を「〔及び〕」に、「図面の出願翻訳文」を「國際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）及び図面の中の説明の出願翻訳文」に改める。

第四十八条の七第二項後段を削る。

第四十八条の八第一項中「、國際公開がされた國際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に第四十八条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後」を削り、同条第二項第五号中「範囲」の下に「及び図面の中の説明」を加え、「図面の出願翻訳文」を「図面（図面の中の説明を除く。）」に改め、同条第三項中「図面の出願翻訳文」を「図面の中の説明の出願翻訳文並びに図面（図面の中の説明を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の二 国際実用新案登録出願については、第七条の二第四項及び第七条の三第三項の規定は、適用しない。

日本語実用新案登録出願についての第七条

の二第三項の規定の適用については、同項中「又は出版公開」とあるのは、「又は一千九百七年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

3 外国語実用新案登録出願についての第七条の二第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日

における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）と、「又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

- 4 第七条の二第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第三項の規定の適用については、第七条の二第二項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項若しくは特許法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、同項及び同条第二項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第七条の三第二項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第四十八条の十中「三年一月」を「二年六月」に改める。

第五条の十一中「又は図面」を「若しくは図面（図面の中の説明に限る。）」に改め、「出願翻訳文」の下に「若しくは同条第一項の国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）」を加える。

第四十八条の十二第二項中「図面及び」を「図面（図面の中の説明に限る。）及び」に改め、「出願翻訳文」の下に「若しくは国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）」を加える。

- 5 第七条の二第一項の先の出願が第四十八条の十四第四項又は特許法第百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願である場合における第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第一項の規定の適用については、第七条の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四

十八条の十四第四項又は特許法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の十六第四項又は特許法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第四十八条の十中「三年一月」を「二年六月」に改める。

この場合において、第四十八条の七第一項中「国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、同項及び同条第二項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第七条の三第二項中「基準時の属する日まで」とあるのは「通常の範囲又は図面」と、第七条の三第二項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第四十八条の十中「三年一月」を「二年六月」に改める。

第四十八条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第九条第一項に改め、「千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーゲ、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十日リスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。」を削り、「認められた出願の日」を「認められた出願の日」第七条の二第一項又は第九条第一項において準用する同法第四十三条第一項の規定による「以上の優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改める。

2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者に規定する期間を延長することができる。

第三条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五条）の一部を次のように改正する。

第一項中「優先権」を「パリ条約による優先権」に改める。

第十七条の二第一項の次に次の二条を加える。

（意匠法の一部改正）

第二十九条中「第十九条において若しくは第五十二条において準用する特許法第百五十九条第一項において准用する同法第五十六条の二において準用する場合を含む。」において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第五十九条第一項において准用する特許法第百五十九条第一項において准用する同法第五十五条第一項において准用する同法第五十三条第一項及び第五十一条第二項において准用する場合を含む。」に改める。

- 3 特許法第百八十四条の十の二（在外者の特許代理人の特例）の規定は、国際実用新案登録出願にに関する手続に準用する。
- 4 第四十八条の十三中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。
- 5 特許法第百八十四条の十一の一（発明の新規性の喪失の例外の特例）の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。
- 第六条 第十七条の二第一項中「意匠登録出願人が第十九条において準用する特許法第五十三条第一項において准用する同法第五十九条第一項において准用する同法第五十五条第一項において准用する場合を含む。」に改める。
- 第七条 第四十七条第一項ただし書中「第十九条において準用する特許法第五十三条第四項」を「第十七条の二第一項」に改める。
- 第八条 第五十一条第一項中「第二項とし、第一項を第十七条の二第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の二項を加える。
- （補正後の意匠についての新出願）
- 第九条 第十七条の二の規定は、次条において準用する特許法第五十九条第一項において准用する同法第五十三条第一項において准用する場合を含む。」に改める。
- 第十条 第四十六条第一項の審判において決定をもつて

補正が却下された場合に準用する。

第五十六条の次に次の二条を加える。

(審判の規定の準用)

第五十六条の二 第五十二条第一項の規定は、第四十六条第一項の審判の確定審決に対する

再審に準用する。

第六十六条第二項第一号中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に改める。

第六十七条第一項第三号中「第四十三条第三項」を「第十七条の三、第四十三条第三項」に改める。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七

号)を「パリ条約による優先権」を「パリ条約によ

る優先権」に改める。

第三章中第十七条の次に次の二条を加える。

(意匠法の準用)

第五十六条第一項中「優先権」を「パリ条約によ

る優先権」に改める。

第五十五条第一項中「第十七条」を「第十七条の二」に、

「第五十六条」を「第五十六条の二」に改める。

(商標法の一部改正)

第六十六条第二項第一号中「第四十四条第三

項」を「第四十四条第四項」に改める。

第六十七条第一項第三号中「第四十三条第三

項」を「第十七条の三、第四十三条第三項」に改める。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七

号)の一部を次のように改める。

第三章中第十七条の次に次の二条を加える。

(意匠法の準用)

第五十六条第一項中「優先権」を「パリ条約によ

る優先権」に改める。

第五十五条第一項中「第十七条」を「第十七条の二」に、

「第五十六条」を「第五十六条の二」に改める。

(商標法の一部改正)

第六十六条第二項第一号中「第四十四条第三

項」を「第四十四条第四項」に改める。

第六十七条第一項第三号中「第四十三条第三

項」を「第十七条の三、第四十三条第三項」に改める。

(商標法の一部改正)

条第一項において、それぞれ準用する同法第五

十三条第四項を「第五十六条の二において準

用する意匠法第五十二条第一項において、若し

くは第六十二条において準用する同法第五十六

条の二において準用する同法第五十二条第一項

において、それぞれ準用する同法第五十二条第一

項に改める。

第四十五条第一項ただし書中「第十七条」を

「第十七条の二」に、「特許法第五十三条第四

項」を「意匠法第十七条の二第二項」に改める。

第五章中第五十六条の次に次の二条を加える。

(意匠法の準用)

第五十六条第一項 意匠法第五十二条第一項(審

査に関する規定の準用)の規定は、第四十四条

条第一項の審判に準用する。

第六十二条を次のように改める。

(意匠法の準用)

第六十二条意匠法第五十六条の二(審判の規

定の準用)の規定は、第四十四条第一項の審

判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十三条第二項中「第十七条」を「第十七

条の二」に改め、同条第四項中「及び第五十六

条」を「第五十六条及び第五十六条の二」に改める。

第七十六条第一項第二号中「第四十二条第三

項」を「第十七条の二第二項において準用する

意匠法第十七条の三、第四十二条第三項」に改

める。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法

律の一部改正)

第五条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する

法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を

次のように改正する。

第七条第一項第二号中「又は同条第二項」を

第三十二条中「第十七条」を「第十七条の二

に、「若しくは第五十六条第一項において準用する特許法第五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第十七条の二第一項において、若し

くは第六十二条において準用する特許法第五百五十九

条第一項において準用する同法第五百五十九

規定する他の国際調査機関が条約第十五条に規定する国際調査(以下「国際調査」という。)を

するものを除く。この章及び次章において同じ。」を加え、同条第二項第一号中「条約第十五

条に規定する」及び「以下「国際調査」とい

う。」を削る。

第十四条中「第十八条第一項第三号又は同条

第二項」を「第十八条第一項第四号又は同条第

三項」に改める。

第十八条第一項第一号中「国際出願」を「特

許庁が国際調査をする国際出願をする者

中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、

第一号の次に次の二号を加える。

二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機

関が国際調査をする国際出願をする者

第一号の次に次の二号を加える。

二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機

関が国際調査をする国際出願をする者

第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第一号及び第三号」を「第一項第一

号、第二号及び第四号」に、「同項」を「前一項」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の

次に次の二項を加える。

2 前項第二号に掲げる者は、同項の規定によ

り納付すべき手数料のほか、通商産業省令で

定めるところにより、通商産業省令で定める

金額の同号に規定する国際調査機関に対する

手数料を納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日

から起算して九月を超えない範囲内において政

令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした追加の特許出願

であつてこの法律の施行の際に特許庁に係属

しているもの又はこの法律の施行の際に存す

る追加の特許権については、この法律による改

正前の特許法の規定は、この法律の施行後も、

なおその効力を有する。

第三条 特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてのこの法律の

施行前にした補正(出願公告をすべき旨の決定

の勝本の送達前にしたものに限る)であつて、

当該願書に添付した明細書又は図面の要旨を変

更するものとして決定をもつて却下されたものについては、この法律による改正前の特

許法及び実用新案法の規定は、この法律の施

行後も、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の

施行に必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

別紙

名 称	位 置	管 轄	区 域
関東東北鉱山保安監督部	仙 台 市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 東京都 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県	
関東東北鉱山保安監督部東京支部	東 京 都	東京都 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県 静岡県	

理 由

鉱山保安行政の効率的推進を図るため、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部とを統合し、仙台市に関東東北鉱山保安監督部を設置するとともに、東京都に同部東京支部を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

昭和六十年五月十日印刷

昭和六十年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W